

平成 20 年度

自 己 評 價 書

(本報告書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の「法科大学院評価基準要綱」に記載された基準に基づいて、本法科大学院において自己点検及び評価を行ったものである。)

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

平成 20 年 9 月

大 阪 市 立 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育目的	3
第2章	教育内容	7
第3章	教育方法	21
第4章	成績評価及び修了認定	30
第5章	教育内容等の改善措置	54
第6章	入学者選抜等	64
第7章	学生の支援体制	77
第8章	教員組織	101
第9章	管理運営等	116
第10章	施設、設備及び図書館等	134

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

大阪市立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

(2) 所在地

大阪府大阪市

(3) 学生数及び教員数

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

学生数：177 人

教員数：16 人（うち実務家教員 3 人）

2 特徴

法曹養成のための専門職大学院である大阪市立大学法科大学院は、平成 16 年 4 月、大学院法学研究科の「法曹養成専攻」として設置され、専任教員 16 名、学生定員 225 名から構成されている。

前年の平成 15 年は、大阪市立大学法学部が、昭和 24 年法文学部として発足し、その後昭和 28 年に法学部として独立して以来、創立 50 周年を迎えた節目の年であった。法科大学院の母体とも言える大阪市立大学法学部及び大学院法学研究科には、現在、法学及び政治学の幅広い分野にわたって総勢 42 名の教員が在籍し、創立以来の自由と民主主義の学風のもとで教育と研究に日々努力している。また、半世紀という歳月のなかで、多くの優れた研究者を輩出し学界に多大な貢献を行うとともに、8 千余名にのぼる有為の卒業生を社会のさまざまな分野に送り出してきた。大阪市立大学法科大学院は、このような半世紀にわたる伝統と成果を基礎として、法学部及び法学研究科の全体の支援を受けながら設置・運営されるものである。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッショナルとしての法曹を養成することを目標とするという趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会

的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記に掲げるような目標の下に、これら 3 つの法的問題領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。とりわけ、大都市大阪で法実務を行っている実務家を教員として迎え、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱うことにより、先端的な法的問題に対応する能力の涵養を図っている。

とりわけ、文部科学省の平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択され本法科大学院の「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものである。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪市域及びその周辺に集中的に立地する中小企業が抱える様々な法的ニーズに総合的に対応できる法曹の養成を目指している。本法科大学院の学生は、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法についての知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、その履修を学生に推奨している。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものと見ることなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。さらに、エクステーンシップを正規の授業科目として取り入れ、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

II 目的

1 教育上の理念及び目的

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下、本法科大学院という）は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、眞のプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指す。眞のプロフェッショナルと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを發揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していかなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていかなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していかなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での眞のプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指す。

2 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念及び目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しつつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

3 教育課程編成の考え方

上記の理念及び目的を踏まえて、以下のような考え方に基づいて教育課程を編成する。まず、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とし、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を全ての学生に確実に身に付けさせ、加えて、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修とし、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。また、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、かつ、その履修を学生に推奨する。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものと見ることなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることができる。加えて、エクステーンシップ等の法律実務基礎科目により、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。これにより、善もなせば悪もなす人間と言う存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることができる。

III 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準1-1-1に係る状況)

本法科大学院は、大阪市の市域において創設された唯一の法科大学院であり、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッショナルとしての法曹を養成することを、創設理念として掲げている。

大都市において発生する法的問題は、(1) 大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかる問題、(2) 様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかる問題、そして、(3) 大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院では、上記の理念を踏まえ、かつ、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指したカリキュラムを構築している。

第1は、複雑化しつつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。

第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。

第3は、経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

これらのうちのいずれのタイプの法曹を目指すにせよ、法律基本科目についての正確な知識と、その知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靭かつ柔軟な思考能力が求められることは言うまでもない。そこで、本法科大学院においては、1年次前期・後期及び2年次前期に多くの法律基本科目を必修科目として配置している。本法科大学院の学生は、まずはそれらの必修科目として提供されている法律基本科目を徹底して学習し、法曹として必要な最低限の法的な知識及び思考能力を身につけたうえで、主として2年次後期以降に、上記の3つのタイプの法曹のいずれを目指すかを心に決めたうえで、選択必修科目もしくは自由選択科目として提供されて

いる法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のうちから、自らの関心にかなった科目を履修することになる。

選択必修科目もしくは自由選択科目として提供されている諸科目のうち、法律実務基礎科目については、大阪で長年にわたり法実務に従事している経験豊かな法実務家を教員として迎え、法実務に直結する基礎的な知識や能力とともに、法実務家として必要な倫理感覚をも涵養することを目的とした授業を提供している。基礎法学・隣接科目においては、法の基礎理論や国法を学ぶことを通して、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を身につけることが目指されている。そして、展開・先端科目では、法律基本科目の学習を通して身につけた基本的な知識と思考能力を、先端的な法分野において生起する様々な新しいタイプの法的問題に応用する能力の涵養が図られている。

基準 1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1－1－1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1－1－2 に係る状況)

本法科大学院が、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、眞のプロフェッショナルとしての法曹を養成することを創設理念としていることは、入試説明会や新入生ガイダンス等の場で繰り返し強調されており、ホームページやパンフレットにも明確に記載されている。また、3つのタイプの法曹のいずれを目指すかを決定した学生が、その希望を実現するためには主としてどのような選択必修科目や自由選択科目を履修すればよいかは、3つの「履修モデル」として、ホームページやパンフレットに掲載されている《別添資料3 2008年度法学研究科法曹養成専攻パンフレット参照》。

それとともに、本法科大学院においては、各期の期末試験が終了した後に、全学生を対象として、次の期に開講される科目の履修ガイダンスを実施しており、そこで、各科目の意義やねらいが、それぞれの科目の担当教員によって説明されるとともに、選択必修科目や自由選択科目の選択に迷う学生には、この履修ガイダンスの際に、それぞれの科目の担当教員や教務委員が必要なアドバイスを与えるようにしている。この履修ガイダンスの場も、本法科大学院の創設理念を再確認する場として機能していると考えられる。

なお、本法科大学院においては、必修科目であるか、選択必修科目ないしは自由選択科目であるかにかかわりなく、提供されるすべての科目が、眞のプロフェッショナルとしての法曹の養成を目的とするものとして位置づけられている。それゆえ、すべての科目において、ただ単に知識を修得させるのではなく、思考能力の涵養を図ることに重点が置かれている。すべての科目について詳細なシラバスが作成されており、学生には、シラバスにおいて授業前に読んでおくべきものとして指示されている判例や文献の、徹底した予習が求められている。そして、授業は、学生がそれらの判例や文献を十分に予習してきていることを前提として、予習によって得た知識に誤りがないかを確認するとともに、その知識を応用する能力を養うことの目的として、討論を重視した双方向的ないし多方向的なやり方で実施されている。学期末試験も、概ね、学生の思考能力を試すことに重点を置いたものとなっているが、成績評価は、そうした学期末試験での得点のみならず、授業での発言や授業時間中に実施される小テストの結果等をも考慮して、総合的かつ厳密に行われている。

本法科大学院を修了した者が眞のプロフェッショナルとしての法曹となっているかどうかは、それらの者が法曹資格を取得し、法実務に従事するようになって10年ないしは20年経過した後にはじめて判断可能となる。それゆえ、現段階では、本法科大学院における教育が、眞のプロフェッショナルとしての法曹の養成という理念に照らして、どの程度の成果を挙げているかを判断することはできない。しかしながら、厳密な成績評価のもとで修了に必要なすべての単位を修得した本法科大学院の修了者の多くが、10年後あるいは20年後に、法曹界の中核を担うような眞のプロフェッショナルとしての法曹となっているものと確信している。

2 優れた点及び改善を要する点等

上述のとおり、本法科大学院を修了した者が眞のプロフェッショナルとしての法曹となっているかどうかは、それらの者が法曹資格を取得し、10年ないしは20年経過した後にはじめて判断可能となる。それゆえ、本法科大学院で提供されている授業が、眞のプロフェッショナルとしての法曹の養成に資するものとなっているかどうかを判断するには、時期尚早であると考えざるを得ない。

しかしながら、すべての教員が、「眞のプロフェッショナルとしての法曹の養成」という理念を踏まえて教育に取り組んでいることは、疑いのないところである。法律基本科目においては、学生に、判例の要旨や主要論点に対する典型的な解答をただ覚えることを求めるのではなく、法律の条文と事案を構成する諸事実とを起点として粘り強く論理的に思考し、その結論を明確に表現する力を身につけさせることに主眼を置いた教育が実践されているし、法律実務基礎科目では、基礎的な実務能力とともに、実務法曹が担うべき公益的な使命にふさわしい職業倫理を涵養することが重視されている。また、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を含むすべての科目において、現にある法を無批判に受け容れるのではなく、その問題点を批判的に考察し、それを克服する方策を検討する創造的な思考力を高めることを重視した教育が行われている。これらは、いずれも、長期的な視点に立って、本法科大学院が理念として掲げる「眞のプロフェッショナルとしての法曹の養成」を目指す取り組みである。また、修了者と在学生とを含めて、多くの学生は、新司法試験の試験科目とはなっていない法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、及び展開・先端科目の授業も、その意義を理解したうえで積極的に履修しており、眞のプロフェッショナルとしての法曹を養成するという本法科大学院の理念は、多くの学生の意識のうちに、十分に内面化されていると考えられる。

ただ、その一方で、新司法試験に合格しなければならないということに過剰に心を奪われ、その結果、新司法試験の試験科目とはなっていない科目の履修がややおろそかになっている学生が、少数ではあるが存在することは否定できない。こうした学生の存在は、法科大学院修了者の8割程度が合格するものとして構想されていたはずの新司法試験が、実際には、法科大学院修了者の5割程度しか合格できないものとなっていることに主としては起因しており、本法科大学院独自の努力のみによって対応できる問題ではない。しかしながら、眞のプロフェッショナルとしての法曹を養成するという本法科大学院の理念からすれば、新司法試験に合格することしか考えていない学生の存在は放置できるものではない。それゆえ、本法科大学院としては、対外的には、新司法試験を当初の構想どおりに法科大学院修了者の8割程度が合格するものに改めていくよう要望し続け、また、対内的には、在学生及び入学志願者に対して、本法科大学院における教育が、新司法試験に合格するという近視眼的な目標を超えた意義を有するものであることを訴え続けるとともに、眞のプロフェッショナルとしての法曹の養成に資するような質の高い授業を、すべての科目において提供し続けていきたいと考えている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、どのような法曹になるにしても、法曹になる以上は必ず身につけておくべき法知識、思考力、分析力を、すべての学生が確実に修得することができるよう、法律基本科目に分類される科目の大半を必修科目としている。法律基本科目についてはまた、まずは1年次において、講義形式で提供される授業によって、基礎的内容を徹底的に学習したうえで、2年次には、その学習成果を、主として演習形式で提供される授業を履修することにより、より一層深めるという「積み上げ型」のカリキュラム構成を採用している。

それに加えて、展開・先端科目に分類される諸科目については、その大半を2年次以降においてのみ履修できるものとすることにより、法律基本科目についての理解を踏まえて、それを多様な法分野に発展させていくという履修パターンとなるよう留意しているが、これもまた、積み上げ型の発想に基づくものである。

また、2年次及び3年次の学生に提供される法律実務基礎科目に分類される諸科目の授業においては、法律基本科目の履修を通して修得した法についての理論的知識が、実務上どのように用いられているのかを体得させることを目的とした教育が、実務家教員によって行われている。すなわち、理論的教育と実務的教育を架橋することを意識した教育であるが、ここでもまた、法律基本科目についての理論的知識を基礎とし、そこに法実務に関する基礎的な知識を積み上げていくという、積み上げ型の発想が活かされている。

こうした積み上げ型のカリキュラムに沿って、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から基礎的な実務的教育へと、段階的に学修していくことにより、すべての学生が、法曹としての職務を行っていくうえで必要な基礎的な法知識を修得するとともに、法曹になった後に直面するであろう新たな法的諸問題に的確に対処できる能力の基礎を、あわせて身につけることができるよう配慮している。

また、本法科大学院においては、法律実務基本科目のうち法曹倫理を必修科目とし、すべての学生が、この科目の履修を通して、法曹としての責任感と倫理観とを身につけることができるようとしている《別添資料2 2008年度シラバス, p. 49~51:「法曹倫理」参照》。

本法科大学院ではまた、エクスターンシップを正規の法律実務基礎科目として取り入れ、学生が、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。エクスターンシップでは、法曹としての専門的技能の基礎を修得させることを目的として、法律事務所において、弁護士の直接の指導のもとで、実際の事件を題材とした実務研修が行われている《別添資料2 2008年度シラバス, p. 72:「エクス

ターンシップ・シラバス」参照》。

さらに、本法科大学院に特徴的な法律実務基礎科目として、中小企業向け法律相談がある。この科目は、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費の交付を得て開講されたものであるが、学生が、中小企業の事業主を対象とした法律相談に、弁護士とともに同席することによって、法律相談実務の基礎を学ぶものであり、いわゆるクリニックとして位置づけられる科目である。エクスターンシップとともに、学生に法実務に現場に触れる機会を提供することを強く意識した科目となっている《2008年度シラバス，p. 163：「中小企業向け法律相談」参照》。

これらの諸科目に加えて、本法科大学院では、展開・先端科目に分類される多数の多様な科目を選択必修科目として提供し、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行っている。そのうち、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習、租税法、消費者法については、大阪市域で開業している弁護士を教員として迎え、法実務の最先端で生じている問題を素材とした授業を提供してもらうことによって、学生が先端的な法的問題に対応する能力を養うことができるよう図っている。

また、現行法についての専門的な知識と能力のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力をも涵養することを企図して、基礎法学・隣接科目に分類される基礎法学や外国法の科目も充実させている。

以上のようなカリキュラムを提供することをとおして、本法科大学院は、現行法についての十分な専門的知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものと見ることなく、それを批判的に検討し、その問題点を克服する方策を考察することをとおして、法の発展に寄与していく能力をも備えた実務法曹の育成に努めている《別添資料1 2008年度法学研究科法曹養成専攻便覧、p.13～26：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」、並びに別添資料2 2008年度シラバス参考》【解釈指針2-1-1-1】。

なお、本法科大学院における教育と本学法学部における教育との関係については、以下のような制度設計がなされている。

本学法学部は、「豊かな発信力と法的思考力（リーガルマインド）を持つ人材養成のために充実した教育・研究をめざす」ことを学部の理念として掲げるとともに、「主体的に問題を発見する能力と、自己の見解を社会に発信する能力を持つ人材」の養成と、「法学的政治学的知識を主体的に展開する能力、特に自己の主張を論理的に構成し表現・文章化する能力を持つ人材」の養成とを、人材養成の目的として設定している《人材養成の目的等に関するガイドライン、http://www.law.osaka-cu.ac.jp/jinzai_ikusei.html#settisyusi》。そして、こうした理念と人材養成の目的を実現すべく、また、それと同時に学生の多様な学習ニーズにも配慮しつつ、伝統的な法学諸科目の修得により法的思考力を養い、専門的な法学研究、法律実務の基礎となる能力の育成を図ることを目指す「法学コース」、国際関係法諸科目の修得に重点を置き、国際化の時代にふさわしい教養と法的思考力をもった人材の育成を図ることに主眼を置いた「国際関係法・外国法コース」、社会科学諸分野の知識の修得と、政治学・政策科学の系統的教育により、社会的感覚と現実的な政策マインドを有する人材の育成を図ることを企図した「政治・行政学コース」の3コース制を採用している。また、学生や入学希望者に対しては、これらの3つのコースが卒業後の進路とどのように結びついていくのかを、法学部卒業者の典型的な進路のいくつかを例示し、それらと3つのコースの対応関係を示すかたちで提示している《別添資料12 法学部案内2008参考》。多くの学生が、卒業後ただちに就職することを前提に、体系的かつ完結的な教育が提供されていると言うことができる。

もっとも、本学法学部における教育は、とりわけ「法学コース」については、体系性と完結性に留意しつつも、同時に、卒業後に法学既修者として本法科大学院もしくは他大学の法科大学院の2年次に進学し、そこで、法曹となるためのより専門的な法学教育を無理なく受けることができるよう配慮した内容となっている。こうした意味で、法学部での教育から法科大学院での教育への段階的な移行が意識されている。

しかし、本法科大学院の入学者には、他大学の法学部や、法学部以外の学部の出身者も含まれている。そこで、本法科大学院においては、法学未修者を対象とした1年次のカリキュラムを、学部で法学を学んでいない者が、学部で法学を学び、かつ、本法科大学院の入学者選抜試験において、法学既修者を対象とした法律科目試験に合格した者と同水準の法的な知識と能力とを身につけることができるよう編成している。このカリキュラムに沿って学習することによって、本法科大学院の1年次の学生は、法学部において4年間かけて行われる法学教育（理論的教育）のエッセンスを、1年間で集中的かつ効率的に修得することができる。

これに対して、本法科大学院の2年次以降のカリキュラムは、「法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われる」ことを重視した編成となっている。そのことは、（1）法律基本科目については、2年次において、原則として演習形式の授業で、法実務を意識したかたちで、再度その全体を学習できるようにしていること、（2）2年次の前期に「法曹倫理」を必修科目として配置し、実務法曹に求められる責任感と倫理観の涵養を図っていること、（3）ほとんどの学生が2年次と3年次との間の春期休暇の期間中に「エクステーンシップ」を履修し、法実務の現場について学んでいること、（4）3年次に配当されている「民事模擬裁判」や「刑事模擬裁判」などの法律実務基礎科目によって、2年次までに修得した法的な知識や能力を法実務の現場において活用していくための、基本的なスキルを涵養することに努め、司法研修所における実務教育への架橋を図っていること、に具体的に現れている《別添資料1 2008年度法学研究科法曹養成専攻便覧, p.13～26:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」、並びに別添資料2 2008年度シラバス参照》【解釈指針2-1-1-1】。

基準 2－1－2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目, その他の実定法に関する多様な分野の科目であって, 法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2 に係る状況)

1 法律基本科目（憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目）に該当する科目としては, 以下の諸科目を開講している。まず, 1年次の必修科目として, 人権の基礎理論, 統治の基本構造, 民法Ⅰ～Ⅲ, 商法, 民事訴訟法Ⅰ, 刑法Ⅰ・Ⅱ, 刑事訴訟法を開講している。また, 2年次の必修科目として, 行政活動と法, 公法総合演習Ⅰ・Ⅱ, 民法Ⅳ, 民法総合演習Ⅰ・Ⅱ, 商法総合演習Ⅰ・Ⅱ, 民事訴訟法Ⅱ, 民事訴訟法総合演習, 刑事訴訟法総合演習を開講している。これらはいずれも, すべての法曹に不可欠な法的な知識と考え方を身に付けさせるための基本的な科目としての位置づけがなされている。さらに, これらの必修科目に加えて, 2年次の自由選択科目として, 民事法総合演習と刑事法総合演習を, 3年次の自由選択科目として, 公法理論の展開と刑事法理論の展開を開講している《別添資料1 2008年度法学研究科法曹養成専攻便覧, p.13～26:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」, 並びに別添資料2 2008年度シラバス参照》【解釈指針2－1－2－1】。

2 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目）に該当する科目としては, 以下の諸科目を開講している。まず, 2年次の必修科目として法曹倫理と民事訴訟実務の基礎を開講している。また, 3年次の必修科目として刑事訴訟実務の基礎を, 選択必修科目として, 法文書作成, 弁護実務基礎論, エクステーンシップ, 民事模擬裁判, 刑事模擬裁判, 中小企業向け法律相談を開講している。実務家教員によって提供されるこれら諸科目を履修することをとおして, 学生が, 法曹としての責任感や倫理観と法実務に従事していくうえで必要な専門的な技能の基礎とをあわせて修得することができるよう図っている《別添資料1 2008年度法学研究科法曹養成専攻便覧, p.13～26:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」, 並びに別添資料2 2008年度シラバス参照》【解釈指針2－1－2－2】。

3 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目）に該当する科目としては, 法社会学, 法哲学, 日本法制史, 英米法, 中国法, ドイツ法の6科目を開講している。これらの諸科目はいずれも, 社会における法の機能や役割を深く理解するとともに, 現行法を相対化し, 批判的に検討することのできる視角や能力を陶冶することを目的とするものであり, 1年次から3年次までのいずれの学年でも履

修可能としている。なお、法哲学、日本法制史、ドイツ法の3科目は、隔年開講科目である《別添資料1 2008年度法学研究科法曹養成専攻便覧、p.13~26:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」、並びに別添資料2 2008年度シラバス参照》【解釈指針2-1-2-3】。

4 展開・先端科目（応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実体法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの）に該当する科目としては、1年次から履修可能な選択必修科目として刑事政策を、2年次から履修可能な選択必修科目として、租税法、破産法、消費者法、労働法、社会保障法、経済法、知的財産法I、国際法、国際経済法、国際取引法、国際財産法、国際家族法、国際民事手続法を、3年次においてのみ履修可能な選択必修科目として、公務員法、現代企業取引法、金融・保険法、民事執行・保全法、民事再生・会社更生法、労働法演習、経済法演習、知的財産法II、知的財産法演習、国際法演習、中小企業法を開講している。学生には、これら展開・先端科目群に分類される諸科目を履修することをとおして、法律基本科目の学習をとおして身につけた法的な知識と能力を基礎としつつ、個別の法分野に特化したより専門的な法的な知識を修得するとともに、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応できる能力を陶冶することが期待されている。なお、刑事政策、租税法、国際経済法、国際取引法、国際人権法は、隔年開講科目である《別添資料1 2008年度法学研究科法曹養成専攻便覧、p.13~26:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」及び「カリキュラムの全体像」、並びに別添資料2 2008年度シラバス参照》【解釈指針2-1-2-4】。

法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、及び先端・展開科目に分類される諸科目の授業内容はシラバスに記載のとおりであり、内容的には法律基本科目に分類されるべき授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、もしくは先端・展開科目として開講されている例はない《別添資料2 2008年度シラバス参照》【解釈指針2-1-2-5】。

基準 2－1－3

基準 2－1－2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適當と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたり適切に配当されていること。

(基準 2－1－3 に係る状況)

法律基本科目は、22科目（54単位分）が必修科目として、4科目（8単位分）が自由選択科目として提供されている。このうち、公法系科目は、5科目（10単位）が必修科目、1科目（2単位分）が自由選択科目である。すなわち、人権の基礎理論（2単位）、統治の基本構造（2単位）、行政活動と法（2単位）、公法総合演習Ⅰ（2単位）、公法総合演習Ⅱ（2単位）の5科目（10単位分）が必修科目として、公法理論の展開（2単位分）が自由選択科目として提供されている。民事系科目は、12科目（32単位分）が必修科目であり、1科目（2単位分）が自由選択科目である。すなわち、民法Ⅰ（4単位）、民法Ⅱ（4単位）、民法Ⅲ（2単位）、民法Ⅳ（2単位）、民法総合演習Ⅰ（2単位）、民法総合演習Ⅱ（2単位）、商法（4単位）、商法総合演習Ⅰ（2単位）、商法総合演習Ⅱ（2単位）、民事訴訟法Ⅰ（4単位）、民事訴訟法Ⅱ（2単位）、民事訴訟法総合演習（2単位）の12科目（34単位分）が必修科目として、民事法総合演習（2単位）が自由選択科目として提供されている。刑事法系科目は、5科目（12単位分）が必修科目であり、2科目（4単位分）が自由選択科目である。すなわち、刑法Ⅰ（4単位）、刑法Ⅱ（2単位）、刑法総合演習（2単位）、刑事訴訟法（2単位）、刑事訴訟法総合演習（2単位）の5科目（12単位分）が必修科目として、刑事法総合演習（2単位）及び刑事法理論の展開（2単位）の2科目（4単位分）が自由選択科目として提供されている。なお、法学既修者として2年短縮型コースに入学した者は、法律基本科目の必修科目のうち、1年次に配当されている10科目（30単位分）を修得したものと見なされるため、必修科目は12科目（24単位分）となる【解釈指針 2－1－3－1】。

法律実務基礎科目は、3科目（6単位分）が必修科目で、それに加えて、6科目（12単位分）が選択必修科目として提供されている。必修科目に加えて、選択必修科目のうちから2科目（4単位分）を修得することが、修了要件となっている。必修単位科目として提供されているのは、法曹としての責任感・倫理観を涵養することを教育内容とする法曹倫理（2単位）、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2単位）、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2単位）の3科目（6単位分）であり、選択必修科目として提供されているのは、法文書作成（2単位）、弁護実務基礎論（2単位）、刑事模擬裁判（2単位）、民事模擬裁判（2単位）、中小企業向け法律相談（2単位）、エクスターンシップ（2単位）の6科目（12単位分）である。これらの科目のうち、法曹倫理は2年次前期、それ以外の科目は2年次後期から3年次に履修することになっている。そして、法実務の現場で一般市民と直接的に接することをとおして学修することを主眼とするエクスターンシップと中小企業向け法律相談については、法曹倫理を修得していることを履修要件としている【解釈指針 2－1－3－2】。

なお、法文書作成は必修科目ではないため、その履修は、修了の要件ではない。しかしながら、実務的な法文書の作成方法についての基礎的な知識や作成能力の必要性は、

様々な科目の授業において折に触れて強調されているため、実際には、ほぼすべての学生が、3年次の前期に、この科目を履修し、訴状、答弁書、準備書面、証拠申出書等の裁判文書と、法律意見書や内容証明書等の作成方法についての基本的事項を学修している《別添資料2 2008年度シラバス, p. 70~71:「法文書作成」及び資料201参照》。

資料201 「『法文書作成』履修状況」

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
3年次在学生（前期）	28	71	59	67
「法文書作成」履修者	28	71	59	66
「法文書作成」単位修得者	28	71	59	-----

(出典：法学研究科事務室保管資料)

それに加えて、必修科目である刑事訴訟実務の基礎において準抗告申立書と起訴状の起案指導がなされており《別添資料2 2008年度シラバス, p. 67~69:「刑事訴訟実務の基礎」参照》，選択必修科目である民事模擬裁判と刑事模擬裁判においても、裁判の進行に沿ったかたちで、種々の裁判文書の作成の指導がなされている《別添資料2 2008年度シラバス, p. 159~160:「民事模擬裁判」及びp. 161~162:「刑事模擬裁判」参照》。エクスター・シップにおいても、訴訟記録を閲覧したうえで、時系列表や争点整理、立証計画等を作成するという課題を学生に与えることを、学生を受け入れるすべての弁護士に求めている《別添資料2 2008年度シラバス, p. 72:「エクスター・シップ・シラバス」参照》。学生は、これらの科目のうちの複数のものを履修することをおして、修了時までに、実務的な法文書の作成方法についての基礎的な知識や作成能力を修得している【解釈指針2-1-3-2】。

また、本法科大学院においては、法情報調査についての授業科目は開講されていないが、法律基本科目や展開・先端科目の多くで、判例の意義や読み方が、それぞれの科目の授業内容に即したかたちで教育されており、また、演習形式をとる科目の多くで、学生が自ら法令、判例、関連論文等を調査し、その概要を報告することを求めている。それとともに、法律実務基礎科目の多くで、法令や判例を調査し、それを踏まえて文書を作成するという課題が学生に与えられている。これらの科目の履修をとおして、学生は、法情報調査の技法を十分に習得することができる。また、本法科大学院では、株式会社TKCが提供している法律情報データベースLEX/DBインターネットを、判例検索のために導入し、それを利用するためのIDをすべての学生に割り当てているが、2008年度からは、4月に、新入生を対象として、この法律情報データベースの利用方法についての講習会を開催し、学生が早い段階でインターネットを介した判例検索に習熟するよう図っている《資料202参照》【解釈指針2-1-3-2】。

資料202 「LEX/DBインターネット利用方法講習会告知文書」

TKC LEX / DB講習会のお知らせ

法曹養成専攻新入生を対象としたTKCの判例検索システムLEX / DBの講習会を、下記の要領で開催します。これから、法曹養成専攻の授業の予習や復習のために必要な判例検索のために、LEX / DBを使用することが多くなりますので、新入生は、可能な限

りこの講習会に参加するようにして下さい。講師は、TKC社より派遣していただくことになっています。

記

日時：2008年4月21日（月）4限（14時40分～16時10分）

場所：学術情報総合センター9階端末室B

*なお、当日の刑事政策の授業は休講になっておりますので、刑事政策を受講される方も、LEX / DBの講習会に参加可能です

（出典：法学研究科事務室保管資料）

基礎法学・隣接科目は、法社会学（2単位）、法哲学（2単位）、日本法制史（2単位）、英米法（2単位）、中国法（2単位）、ドイツ法（2単位）の6科目（12単位分）が選択必修科目として提供されており、このうちから2科目（4単位分）を修得することが修了要件となっている。なお、法哲学、日本法制史、ドイツ法は、隔年開講科目となっている【解釈指針2-1-3-3】。

展開・先端科目は、26科目（54単位分）が提供されている。その内訳は、刑事政策（2単位）、租税法（2単位）、破産法（2単位）、消費者法（2単位）、労働法（4単位）、労働法演習（2単位）、社会保障法（2単位）、経済法（2単位）、経済法演習（2単位）、知的財産法I（2単位）、知的財産法II（2単位）、知的財産法演習（2単位）、国際経済法（2単位）、国際取引法（2単位）、国際財産法（2単位）、国際家族法（2単位）、国際民事手続法（2単位）、国際人権法（2単位）、国際法演習（2単位）、公務員法（2単位）、現代企業取引法（2単位）、金融・保険法（2単位）、民事執行・保全法（2単位）、民事再生・会社更生法（2単位）、中小企業法（2単位）であり、これらのうちから18単位分を修得することが修了要件となっている。なお、刑事政策、租税法、国際経済法、国際取引法、国際人権法は、隔年開講科目である【解釈指針2-1-3-4】。

本法科大学院のカリキュラムの中でいくつかの科目が隔年開講となっているのは、それらの科目については、その内容と学生の関心とを勘案すると、受講を希望する学生はそれほど多くはないことが予想されることから、双方向的、多方向的な授業を可能とするためにある程度の人数の受講者を確保するためには、毎年開講するのではなく、隔年に開講することが適当であると判断したためである。もっとも、実際には、隔年開講科目の受講者が予想を超えて多くなっているケースが散見される。それらの科目については、数年の受講者の推移を踏まえたうえで、必要に応じて毎年開講科目としていく必要がある。

各科目の学年配置は、「カリキュラムの全体像」に記載されているとおりであり、積み上げ型の発想に基づいて、基礎的な科目から応用的な科目へと無理なく履修できるよう配列されている。また、本法科大学院においては、「大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に的確に対応できる高度な法的能力を備えた真のプロフェッショナルとしての法曹の養成」を目指し、そのために、「大都市における企業の法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」、「社会的弱者を含む市民の日常生活における法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」、「国際取引や外国人を当事者とする法的諸問題への対応を重視した履修モデル」の3つの履修モデルを学生に提示するとともに、各年の時間割の作成に当たっては、それらの履修モデルに沿った履修ができるよう配慮している《別添資料1 2008年度法学研究科法曹養成専攻便覧, p.13～26:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラ

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 第2章
ム」及び「カリキュラムの全体像」，別添資料2 2008年度シラバス，並びに別添資料3
2008年度法学研究科法曹養成専攻パンフレット「法曹養成専攻履修モデル」参照》。

基準2－1－4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準2－1－4に係る状況)

本法科大学院においては、講義形式で行われる授業についても、演習形式で行われる授業についても、毎週1時間15週の計15時間の授業をもって1単位としている。したがって、週1回開講される授業は2単位、週2回開講される授業は4単位となる。こうした扱いは、大学設置基準第21条第2項に適合したものである。

授業期間は、2008年度を例にとれば、前期は、定期試験の期間も含めて、4月8日から8月5日までの17週、後期は、同じく定期試験の期間を含めて、10月1日から2月13日までの18週（冬期休業期間を除く）で、総計すると35週となり、大学設置基準第22条及び第23条に適合している《資料208参照》。

なお、やむを得ない事情で休講となった場合のほか、祝日等の関係で所定の授業時間が確保できなかった場合には、補講を行うこととしている。補講は、学期ごとに設けられた補講日（2008年度は、前期が7月18日、7月22日、8月6日、後期が1月7日、1月30日、2月16日）か、通常の授業日の当該授業の受講者が他の授業を履修していない時間帯（例えば、1年次の必修科目の授業の場合、2年次以降においてのみ履修できる授業しか開講されていない時間帯）に実施されている《資料209参照》。

履修した学生の成績評価は、多くの科目では、定期試験の成績に、レポートの内容、授業時間中に行われる小テストの成績、授業中の発言等を加味するかたちで行われているが、若干の科目においては、定期試験を実施せず、平常点やレポート等に基づいて成績評価を行っている《別添資料2 2008年度シラバス参照》。

定期試験を実施している科目においては、各教員の個別対応として、試験後に、定期試験の講評等が各学生に対して示されているほか、各教員がオフィスアワー等で個別に学生からの質問に応じるなどして、学生の試験問題の出題意図や期待されていた回答についての疑問を解消することに努めてきている。また、2008年3月の専攻会議において、2008年度からは、定期試験を実施したすべての科目について、定期試験終了後に、採点基準等を文書で公表する旨の決定がなされた。

資料208 「2008年度学年暦」

平成20年度（2008年度）学年暦

学年開始	4月1日（火）
ガイダンス	4月3日（木）
入学式	4月4日（金）
前期授業	4月8日（火）～7月17日（木）
履修受験届提出	4月7日（金）～4月14日（金）
振替授業日	5月7日（水）月曜日の授業実施 5月8日（木）火曜日の授業実施
補講日	7月18日（金）、7月22日（火）
前期試験	7月23日（水）～8月5日（火）

後期科目ガイダンス	8月5日（火）午後〔予定〕
補講日	8月6日（水）
夏期休業および研修期間	8月7日（木）～9月30日（火）
追試験・再試験	9月10日（水）～9月12日（金）〔予定〕
後期授業	10月1日（水）～1月29日（木）
履修受験届提出	10月1日（水）～10月8日（水）
冬季休業	12月23日（火）～1月7日（水）
振替授業日	11月5日（水）月曜日の授業実施 11月27日（木）月曜日の授業実施 1月15日（木）月曜日の授業実施 1月16日（金）〔全時限予定〕
センター試験に伴う休講	1月16日（金）〔全時限予定〕
補講日	1月7日（水），1月30日（金）
後期試験	2月2日（月）～2月13日（金）
次年度前期科目ガイダンス	2月13日（金）午後〔予定〕
補講日	2月16日（月）
研修期間および春期休業	2月17日（水）～3月31日（火）
再試験・追試験	2月25日（水）～2月27日（金）〔予定〕

(出典：別添資料1 2008年度法学研究科法曹養成専攻便覧)

資料209 「2007年度補講一覧」

2007年度補講一覧

授業科目名	休講月日・時限	補講月日・時限
民事訴訟法Ⅱ	2007年4月10日・1限	2007年5月8日・3限
租税法	2007年5月2日・5限	2007年5月8日・5限
民法総合演習Ⅱ（Cクラス）	2007年6月4日・3限	2007年6月19日・3限
民法総合演習Ⅱ（Aクラス）	2007年6月4日・5限	2007年6月28日・4限
刑法Ⅰ	2007年5月25日・2限	2007年7月20日・2限
現代企業取引法	2007年5月17日・1限	2007年8月9日・2限
経済法	2007年11月2日・4限	2007年11月13日・3限
経済法	2007年11月9日・4限	2007年11月27日・4限
民事訴訟法総合演習（Aクラス）	2007年10月3日・3限	2008年1月8日・4限
民事訴訟法総合演習（Cクラス）	2007年10月3日・5限	2008年1月8日・5限
刑事訴訟法	2007年10月19日・4限	2008年1月22日・4限
消費者法	2007年10月17日・4限	2008年1月22日・4限
商法総合演習Ⅱ（甲クラス）	2007年11月11日・5限	2008年1月24日・1限
商法	2008年1月21日・2限	2008年1月29日・2限
公務員法	2008年1月9日・2限	2008年1月16日・4限

(出典：法学研究科事務室保管資料)

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の教育内容の優れた点としては、以下の諸点をあげることができる。

まず第1は、少人数教育を旨とし、多くの科目において双方向的・多方向的な授業が実践されている点である。授業の形態は大きくは講義と演習の2つに分けられるが、演習は受講生数25人もしくは38人の規模で実施されており、講義も、そのほとんどが、受講生数が50人以下である。こうした少人数教育の結果、演習はもちろん、講義においても、教員が一方的に講義するのではなく、教員と学生との双方向的なコミュニケーションや学生同士の多方向的なコミュニケーションを多用した授業が可能となっている。こうした授業形式は、学生の口頭でのコミュニケーション能力の向上に大いに寄与している。口頭でのコミュニケーション能力は、文書によるコミュニケーション能力とともに、法曹にとって必要な重要な資質である。

第2に、学生が、暗記中心型の学習に固執し、その結果として偏狭な考え方陷入とのないよう、「法曹としての基幹的能力」を涵養することを重視している点をあげることができる。すなわち、法律基本科目的授業の多くで、思考力を強化することを重視する教育が行われており、法令や判例を踏まえつつ、そこからいかに結論を導き出していくかが徹底して教育されている。また、学生が、基礎法学や外国法の科目の履修をとおして、現にある法を批判的に相対化し、あるべき法を大胆に構想していく想像力をも身につけることができるよう配慮している。強靭な思考力も大胆な想像力も、暗記中心の学習によってはけっして身につけることのできない能力であるが、優れた法実務家となるためには必須の能力であり、本法科大学院は、学生がそうした能力を涵養することを重視した教育を実践している。

第3に、「積み上げ型」のカリキュラム構成を採用し、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から基礎的な実務的教育へと、段階的に学修していくことにより、すべての学生が、法曹としての職務を行っていくうえで必要な基礎的な法知識を修得するとともに、法曹になった後に直面するであろう新たな法的諸問題に的確に対処できる能力の基礎を、あわせて身につけることができるよう配慮している点をあげることができる。すなわち、法学未修者が履修する1年次の法律基本科目は、そのすべてが必修科目となっており、法学未修者は、それらの科目的履修をとおして、基礎的な法的知識と能力を十分に修得したうえで、2年次に進級していく。そして、2年次以降においては、法学未修者と法学既修者とが混在するクラス編成のもとで、法律基本科目を、主として演習形式で提供される授業をとおして、再度徹底的に学習するとともに、展開・先端科目や法律実務基礎科目的履修をとおして、より広い範囲の、より先端的な、そして、より法実務の現場に隣接した法的な知識や能力を涵養していくというカリキュラム構成になっている。

第4は、受講する学生にとって理解しやすい授業、そして教育目標の効果的な達成を可能とする授業を提供するために、教育方法を工夫し、それを実践するよう努めている点である。具体的には、各学期の終了時に、その学期に開講されたすべての授業を対象として、学生による授業評価アンケートを実施している。その結果は、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）委員会によって集約され、次学期の始めにすべての教員が参加して開催されるFD集会において数値化されたかたちで示されることによって、全教員の共通認識となっている。FD集会においてはまた、授業評価アンケートの結果をいかに授業方法や授業内容の改善に結びつけていくかについての検討も行われている。また、授業評価アンケートの個々の科目に関わる数値化不可能な詳細な結果は、それぞれの科目的教員に個別に通知され、それぞれの教員ごとの、授業内容や授業方法の

改善に役立てられている。また、学生の授業内容や授業方法に対する要望は、各教員が設けているオフィスアワーや教務委員が教務委員として設けているオフィスアワー等をとおしても随時伝えられ、授業内容や授業方法の改善に役立てられている。

第5に、大阪市内に開設されている唯一の法科大学院であることを踏まえて、大都市であるがゆえに生ずる種々の法律問題に適切に対処しうる法曹を育てるべく、教材や授業方法に工夫を凝らしていることも、本法科大学院の優れた特色としてあげができる。その典型が、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費の交付を受けて開講された2つの科目、すなわち、中小企業法と中小企業向け法律相談である。これらはいずれも、大阪市域及び周辺地域には多数の中小企業が立地し、それゆえに、中小企業を当事者とする多数の多様な法律問題が発生していることを踏まえたものであるが、展開・先端科目である中小企業法の授業においては、本法科大学院の教員と大阪市内で開業している本学出身の弁護士が共同して作成したテキストが用いられており、そのテキストには、執筆者である弁護士の実務経験が活かされている《添付資料13 中小企業法テキスト目次参照》。また、法律実務基礎科目である中小企業向け法律相談では、大阪都心部で本学出身の弁護士によって実施されている、中小企業の事業主を対象とした法律相談が、相談に来訪する者の同意を得たうえで、そのまま授業として活用されている。

第6に、大都市において発生する法的問題には、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題が多く含まれている点に鑑み、複雑化しつつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる法曹の養成を目指して、企業活動の関連する科目を多数開講していることも、本法科大学院の優れた特色としてあげができる。具体的には、前述の中小企業法及び中小企業向け法律相談に加えて、租税法、労働法、経済法、国際取引法、現代企業取引法、民事執行・保全法、破産法、知的財産法、金融・保険法、民事再生法・会社更生法、国際経済法、国際民事手続法などを展開・選択科目として開講している。

第7として、エクスターンシップの履修可能者の数に制限を設けることなく、履修を希望する学生全員が履修できるようにしていることも、特記すべき点であろう。これは、本学出身の法曹の友好団体である有恒法曹会の呼びかけによって、この有恒法曹会の会員である弁護士の多くが、本法科大学院の学生のエクスターンシップの受け入れ先として、名乗りを上げてくれたことによるものである。その結果、実質的にはすべての学生が、エクスターンシップを履修している。学生は、法律事務所に赴き、法実務の現場に接することによって、法科大学院で学習している内容が、机上の空論ではなく、法実務の現場で実際に活用されていることを実感することができる。そして、そのことが、学生の学習意欲の向上に大きく役立っている。

第8に、本学では、法科大学院の教員も含む大学院法学研究科の教員、法学部学生、及び法科大学院の学生を含む大学院法学研究科の学生を構成員とする任意団体「法学会」が組織され、この法学会の主催もしくは後援により、講演会やシンポジウム等が隨時開催されていることも、本法科大学院の優れた特色の1つであろう。それらの企画に際しては、本法科大学院の教員が講師等を務めるほか、学外からも、実務家や研究者を講師として招き、最先端の法律問題について、相互に対立しあう多様な見解を学生に提示するとともに、法理論と法実務とがいかに関係し、交錯しているのかを、学生が、具体的な問題をとおして理解することができるよう配慮している。それらの企画はまた、本法科大学院の研究者教員及び実務家教員が、相互に学びあう機会ともなっている。

もちろん、本法科大学院の教育に、まったく問題点がないわけではない。

まず第1に、新司法試験の選択科目の1つである環境法の授業が提供できていないこ

とがあげられる。法科大学院の教育が、学生を新司法試験に合格させることだけを念頭に置いたものであってはならないことは言うまでもないことであるが、新司法試験に、選択科目の1つとして環境法が採り入れられたのは、この科目の実務的な重要性や、環境法に通じた法曹への社会的ニーズの高さを勘案した結果であると推測される。そうであるとしたならば、本法科大学院としても、なるべく早い時期に、展開・先端科目として環境法を開講すべきであろう。

第2に、基礎法学・隣接科目に分類される科目が、基礎法学科目と外国法科目に限定され、それ以外の隣接科目が提供できていないことも、改善を要する点の1つである。本法科大学院創設時には、行政学と公共政策論が隣接科目として開講されていたが、担当教員の他大学への転出等の事情から、2007年度以降、これらの科目の開講を取り止めている。また、設置認可を申請する以前には、経営学や会計学等の科目を開講する計画もあったが、担当する教員を見出すことができず、開講を断念したという経緯もある。今後は、こうした法学の範疇を超えた社会科学系の諸科目の開講可能性を、こうした科目への学生のニーズを調査しつつ、検討していく必要がある。

第3に、研究者教員と実務家教員とがともに担当する科目が限られていることも、問題点として指摘できよう。現在のところ、こうした科目は、刑事訴訟法総合演習と中小企業法のみである。そして、これらの科目も、研究者教員が担当する回と実務家教員が担当する回があるだけであり、毎回の授業に研究者教員と実務家教員とが同席しているわけではない。理論的教育と実務的教育とを架橋する場が法科大学院であるとしたならば、「架橋」を学生に目に見えるかたちで示すためにも、そしてまた、研究者教員が法実務の現実について、実務家教員が法理論の最先端について、知見を深めていく場を設ける意味でも、研究者教員と実務家教員とが共同で授業を行う科目をより多く開講することを検討すべきであるし、その際の共同の方法についても、様々な工夫を試みていく必要があるように思われる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、1つの授業あたりの受講生の人数を適切な規模にたもっている。各科目の履修登録者は、開講科目一覧の通りであり、この数には再履修者も含まれている。《別添資料5 2007年度法曹養成専攻履修者一覧参照》【解釈指針3-1-1-2】。

まず、法律基本科目について、1回生配当の科目は、3年標準型の定員が約40名とされていることから、すべての科目について1クラス40人の規模を標準としている。2回生配当科目については、定員の75名を3つないし2つのクラスに分けることにより、1クラス25人ないし38人の規模を標準としている。

次に、法律実務基礎科目について、法曹倫理については、1クラスで開講し75人の規模を標準としているが、それ以外の科目については、2つのクラスに分けることにより、1クラス38人の規模を標準としている。また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、学生が選択履修することから、あらかじめ複数のクラスを開講するという措置はとっていないが、1つの授業科目についての学生数はおおむね50人以下となっており、1学年の定員が75名であることから、ほぼ全ての科目において、1クラスの人数は80人以下となっている。

もっとも、平成20年度の法律基本科目である「民事訴訟法Ⅱ」においては、留年者もあったこともあり、1クラスの学生数が結果的に80人となった。本法科大学院は、この事態は授業の双方向性・多方向性の確保という点から望ましくないと判断した。このため、現在1つのクラスで行われている「民事訴訟法Ⅱ」を、平成21年度においては、2クラスで行うことが決定された。これにより、1クラスの人数は50人以下となると予想される。

以上により、法律基礎科目以外の科目についても、少人数による双方向的または多方向的な教育を行うために適切なクラスの規模が維持されているということができる【解釈指針3-1-1-1】。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、履修規程上認められていない。また、授業担当教員の判断により、履修登録していない学生の聴講を認める場合があるが、授業科目としての適切な履修者数を維持するため、その数を若干名に限ることが、本法科大学院内の申し合わせ事項として定められている《資料301 参照》【解釈指針3-1-1-3】。

資料 301 「2年生が1年生の科目を受講することの可否について」

1年生の少人数教育への影響および2年生の学修に障害となる可能性もあることから、制度としては認めないが、当該担当者の判断により、以下の通り、例外的に受講を認めることとする。受講希望者は、当該授業担当者に事前に相談し、その指導を受けなければならない。

①原則として、1科目5人以内で特別受講を認める。但し、担当教員の判断により、それ以上の履修を認める可能性もある。

②原則として、1人について4単位以内の特別受講を認める。但し、履修に支障を来さない限り、それ以上の履修が認められる可能性もある。

(出典：平成16年4月専攻会議決定事項)

基準 3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3－1－2 に係る状況)

法律基本科目について、1回生配当の科目は、3年標準型の定員が約40名とされていることから、すべての科目について1クラス40人の規模を標準としている。2回生配当科目については、定員の75名を3つないし2つのクラスに分けることにより、1クラス25人ないし38人の規模を標準としている。

平成20年度においては、法律基本科目では、「民事訴訟法Ⅱ」を除き、1クラスあたりの学生数が50人を超える科目はなかった。授業の双方向性を重視する本法科大学院は、現在80人で行っている「民事訴訟法Ⅱ」を平成21年度より、2クラスに分割することを決定している。これにより、「民事訴訟法Ⅱ」は50人を超えない規模で実施され、本法科大学院の法律基本科目で学生数が50人を超えるものはなくなるものと予想される《別添資料5 2007年度法曹養成専攻履修者一覧参照》【解釈指針3－1－2－1】。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

本法科大学院においては、法律基本科目についての正確な知識と、その知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靭かつ柔軟な思考能力を養うために、体系的なカリキュラムを備えるとともに、授業においては、各担当教員が創意工夫を凝らして、極めて質の高い授業を行っている。

法律基本科目については、事前に教員が独自に編集した判例集を配布したり、従来の体系にとらわれない講義の順序で学生の理解度を高めたりするなど、科目の特性にあつた授業がなされている。また、少人数教育であることの利点を活かし、科目によっては学生による報告も適宜交えた上で、双方向的又は多方向的な討論を適宜実施している。さらに、授業中及び授業以外の時間帯でなされた質問や要望について、必要と認められる限り、適宜、授業内容にフィードバックするなどの柔軟な対応がなされている。なお、1回生配当の法律基本科目については、体系的かつ正確な知識を理解させるために、必要に応じて講義形式の授業が行われる例もある《別添資料2 2008年度シラバス及び資料302参照》【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】。

資料302 「行政活動と法シラバス」(抜粋)

○行政活動と法

1 この授業のねらい・他の法律基本科目との関係

この授業では、すでに憲法・民事法・刑事法の基礎を学んだ学生が、それらの科目によつては十分にカバーしきれない「公法的な思考法」を身に付けることを目標とする。……このような行政活動と法の関係について、現状を分析するとともに、あるべき姿を構想するための、基本的な考え方を学ぶことがこの授業のねらいである。

○刑事訴訟法総合演習

1 演習等の内容

①具体的な刑事事例を素材として、扱うべき個別の課題に対し実務法曹としてどのように調査、分析、解決を行うべきなのか、方法を十分に理解させ、自己の能力として体得させる。②各回の演習では、十分な予習があることを前提に、双方向の議論を行って、課題について検討を深める。

(出典: 2008年度シラバス)

エクスターンシップの履修に際しては、守秘義務の厳守については、派遣に先立って、学生に対し事件に関する守秘義務について徹底するとともに、守秘義務に関する「誓約書」に署名捺印させ、本法科大学院にて管理している。万が一、守秘義務違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とするとともに、場合によっては、大阪市立大学学生懲戒規程に基づき懲戒の発議を求めることができるとしている。また、法曹倫理の単位を修得したものでなければ、履修登録ができないこととしている《資料 303 参照》。

資料 303 「エクスターンシップ実施規程」(抜粋)

(履修条件)

第 3 条 エクスターンシップ科目の履修については、「法曹倫理」科の単位を取得していることおよび本専攻が指定する保険に加入していることを条件とする。

(指導担当弁護士による評価書の作成)

第 5 条 指導担当弁護士は、学生が関わった事件のうち主なものに関する簡単な補足説明と派遣学生に関する所見（合格、不合格の評価および全体的なコメント）を記載した「エクスターンシップ報告・評価書」を作成し、本専攻に送付する。

(成績評価)

第 6 条 エクスターンシップについての最終的な評価は、本専攻の担当教員が、指導担当弁護士の作成した上記書面を踏まえて、派遣学生が作成した「エクスターンシップ日報」・「エクスターンシップ総合報告書」に基づいて行う。

(エクスターンシップについての依頼者の同意)

第 7 条 指導担当弁護士が行う依頼者との法律相談・打ち合わせ等に学生が立ち会う際には、指導担当弁護士があらかじめ当該相談者又は依頼者の同意を得なければならない。

(守秘義務の遵守)

第 9 条 学生は、エクスターンシップ期間中に知り得た派遣先事務所の依頼者や来訪者についての情報を第三者に漏らしてはならない。本専攻では、派遣に先立って、学生に対し事件に関する守秘義務について徹底するとともに、守秘義務に関する「誓約書」(別紙)に署名捺印させる。「誓約書」は本専攻において管理する。

(守秘義務違反があった場合の措置)

第 10 条 学生に守秘義務について違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とする。

2 当該学生の守秘義務違反の程度が重大である場合には、本専攻は、法学研究科教授会（以下、「教授会」という。）に対し、大阪市立大学学生懲戒規程に基づき、懲戒の発議を行うことを求めるものとする。

3 守秘義務違反が認められた学生については、本専攻におけるエクスターンシップを再度履修することはできない。

(守秘義務委員会)

第 11 条 本専攻に、守秘義務委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

2 守秘義務違反の事実の確認は、当該学生の担当弁護士および当該学生からの事情聴取のうえ、委員会が行う。

3 委員は 4 人とし、専攻長、副専攻長、及び本専攻守秘義務委員（2 人）をもって充てる。

4 委員長は、守秘義務委員の 1 人をもって充てる。

(守秘義務違反に対する措置の決定手続)

第12条 守秘義務違反により、当該学生について、第10条1項の措置および2項の発議を求める場合は、次の手続きにより行う。

- (1) 委員会は、確認された事実に基づき、第10条第1項の措置を行うべきこと、第2項の発議を行うべきか否かを、専攻会議に提案する。
- (2) 専攻会議は、守秘義務違反に対する措置を決定する。この場合、専攻会議は、委員会の意見を尊重しなければならない。なお、第10条第1項の措置についての専攻会議の決定は、教授会の決定とみなす。
- (3) 決定内容は、文書により、当該学生に通知する。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

また、「中小企業向け法律相談」においても、学生は法律相談に同席して知った相談者の情報を第三者に漏らしてはならない旨の明文規定がにあり（同実施規定第5条），守秘義務に違反した場合については、エクスターンシップの守秘義務違反の場合の規制が準用されている（同実施規程6条）《資料304参照》。

資料304 「中小企業向け法律相談実施規程」（抜粋）

（守秘義務の厳守）

第5条 学生は、本科目を履修することを通して知った相談者の情報を第三者に漏らしてはならない。

（守秘義務違反があった場合の措置）

第6条 学生が前条に規定する守秘義務に違反した場合の措置については、法曹養成専攻エクスターンシップ実施規程第10条（守秘義務違反があった場合の措置）、同第11条（守秘義務委員会）、同第12条（守秘義務違反に対する措置の決定手続き）を各準用する。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

エクスターンシップの成績評価については、本法科大学院の担当教員が、研修先の実務指導者の作成した評価書を踏まえ、派遣学生が作成した報告書等に基づいて厳格に認定している。なお、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生が、研修先から報酬を受け取ることはない。エクスターンシップ実施規程第8条（報酬の受け取りの禁止）は、「学生は、派遣期間中に行った文書の作成や判例・文献の調査等に対して、指導担当弁護士又は派遣先事務所から報酬を受け取ってはならない」と明文で報酬の受け取りを禁止している《資料305参照》【解釈指針3-2-1-4】。

資料305 「エクスターンシップ実施規程」（抜粋）

（報酬の受け取りの禁止）

第8条 学生は、派遣期間中に行った文書の作成や判例・文献の調査等に対して、指導担当弁護士または派遣先事務所から報酬を受け取ってはならない。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

前年度の試験終了後速やかに（新入生については、入学前に行われるガイダンス実施時に）、次年度のシラバスを配布し、各授業の計画、授業の内容、教材及び評価方法について事前に周知している。また、在学生については、前期科目については、前年度の2

月、後期科目については前年度の8月に、それぞれ科目ガイダンスを実施し、各科目について授業担当者が5分程度、授業の目的等を伝えるとともに、学生からの授業に関する質問について直接回答する機会を設けている《資料306参照》。

資料306 「民法IIシラバス」(抜粋)

○民法II (民事取引法の基礎②)

3 教材等

①内田貴・民法II債権各論〔第2版〕(東京大学出版会)、②同・民法III債権総論・担保物権〔第3版〕(東京大学出版会)、③同・民法I総則・物権総論〔第3版〕(東京大学出版会)、④担当教員作成の教材。

4 評価方法

- ① 毎回の講義における議論への参加状況：20%
- ② 期末試験(試験時間120分を予定)の成績：80%
- ③ 出席が講義回数の3/4に満たない者は、原則として単位を取得できない。10分を超えての遅刻は、欠席として扱う。

(出典：2008年度シラバス)

授業時間外における学習を充実させるために、1年次の法律基本科目については、連続した授業を行うことのないように、授業時間割を作成している。また、2年次の法律基本科目についても、同一日に2科目までの履修となるように、授業時間割を作成している《別添資料4 2008年度時間割参照》。

関係資料の配布については、各担当者が、予習のためにできる限り十分な時間的余裕を持たせるように配慮した上で配布することを心がけており、また、授業科目によっては、本法科大学院内のウェブサイト上に開設した「情報提供掲示板」を通じて、レジュメ・資料等をダウンロードさせることにより関係資料を配付している。

各授業担当者は、当該学期中において、あらかじめオフィス・アワーを設定する方法や、電子メールを通じて適宜時間を設定するなどの方法により、学生からの質問に応える機会を設けており、予習または復習に関して適宜対応できる体制が構築されている。また、授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースを確保し全学生に専用学習机1つを割り当てている。また、法科大学院専用の資料室を設け、判例集、法令集、法律学全集、基本書等のほか、判例集・法令集のCD-ROM、DVDを配置するとともに、コンピューターにより、インターネットを通して提供される判例データベースが備えられている（【基準10-1-1】参照）【解釈指針3-2-1-5】。

本法科大学院は、学生の事前と事後の自己学習の時間を確保するという観点から、集中講義という授業形態は望ましくないと考え、学生の学業に配慮して年間の授業スケジュールを立てるよう努力している。平成19年度及び平成20年度には、集中講義科目は開講されていない。【解釈指針3-2-1-6】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保されるように、学生が履修科目として登録できる単位数の上限を、原則として、1年間について1回生及び2回生につき36単位、3回生につき38単位としている。また、進級が認められた場合の再履修科目単位数については、4単位を限度として履修登録可能な単位数に算入しないものとしている。このため、3回生(最終年次)については、原則として登録可能な単位数の上限は38単位とされているが、再履修科目の登録を含めて42単位までの登録が認められることとなる《資料307 参照》【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】。

資料307 「法曹養成専攻履修規程」(抜粋)

(登録可能な単位数の制限)

第11条 学生が登録可能な単位数の上限は、1つの学期22単位、1つの学年全体で1回生および2回生36単位、3回生38単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、進級が認められた場合の再履修科目については、4単位を限度として、登録可能な単位数には算入しないものとする。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

なお、本法科大学院では3年を超える標準年限を定めていない【解釈指針3-3-1-4】。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院における教育方法において優れた点としては、まず、各授業担当教員が各自創意工夫をこらして極めて質の高い授業を行っている点を挙げることができる。限られた時間の中で講義の順序を精査し、最も相応しい教材等を使用した上で、ロースクールならではの双方向的又は多方向的な討論によって活発な議論を主導するように心がけている。

次に、少人数教育が徹底されている点を挙げることができる。とりわけ法律基本科目においては、1つの授業における学生数は25人～40人程度となっており、少人数であることを充分に活かした教育がなされている。

また、特色ある取り組みとしては、各学期の開講前に科目ガイダンスを開催していることが挙げられる。学生が複数の科目から選択する際の指針を与えるとともに、事前の予習内容等についての質疑応答の機会を用意することで教育効果を上げるように配慮している。

2 改善を要する点

改善を要する点として考えられるのは、法律基本科目以外の科目の中に1つの授業における学生数が80人となっている科目がある点である。ただし、この科目に対しては、平成21年度から複数のクラスを開講する措置がとられることがすでに決定されている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 成績評価の基準の設定と学生への周知

履修規程第16条（成績の評価及び表示）によれば、授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示するものとされる。

AA:100~90点, A:89~80点, B:79~70点, C:69~60点, F:59点以下

また、授業科目の評価を合否判定法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示するものとされる《資料401参照》。

合格：100~60点、 不合格：59点以下

本法科大学院の成績評価に関する共通の基準は、履修規程上は以上のように成績のランク分けに関するものに限られるが、上記各評価の表示の意味は、専攻会議の合意事項として次の表のように理解されている。

評価	評 点	内 容
AA	100~90	極めて優秀と認められる成績である
A	89~80	優秀と認められる成績である
B	79~70	良好な水準に達していると認められる成績である
C	69~60	合格と認められる最低限度の成績であり、今後の努力を要する
F	59点以下	不合格の成績である

履修した授業科目の成績評価は、各授業科目の担当教員が個別に予め示した履修概要(シラバス)の基準によって行う《資料401参照》。したがって、成績のランク分け以外の、各ランクの分布の在り方についての方針の設定や成績評価における考慮要素、絶対評価か相対評価かなどの基準及びその設定については、原則として各担当教員の裁量に任されている。たとえば、平成20年度シラバスによれば、科目の評価方法の項目には、次のような記載が見られる。「授業内の応答、課題など平常点で30パーセント、期末試験で70パーセントの割合で評価する」、「各講義における質問や議論への参加の状況：15%、学期末の試験：85%」、「各講義における質問や議論への参加の状況（成績評価全体のうち15%の比重を占める）及び学期末の試験（同じく85%の比重を占める）により評価を行う」《資料402及

び403参照》。

資料401 「法曹養成専攻履修規程」(抜粋)

(履修した授業科目の単位認定方法)

第14条 履修した授業科目の単位認定は、担当教員が予め示した履修概要(シラバス)の基準によって行う。

2 学生は、一度単位を修得した授業科目については、再び履修して単位を修得することができない。

・・・(中略)・・・

(成績の評価及び表示)

第16条 授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

AA：100～90点、A：89～80点、B：79～70点、C：69～60点、F：59点以下

2 授業科目の評価を合否判定法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

合格：100～60点、 不合格：59点以下

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

しかし、成績評価の不平等をなくすため、各担当教員の裁量の幅をできる限り収束させる目的で、教員間では成績評価が行われた次の学期のFD集会で各教員の前学期における成績評価の結果について相互に確認し合っている。

さらに、成績評価に関する申し合わせ事項として次の点がある。単位取得条件に出席状況を組み込むかどうかについては、担当者の判断に委ねることとし、かつ、出席状況を単位取得と関連づける場合は、その旨をシラバスの評価方法に明示することとする(平成17年11月専攻会議決定事項)。出席状況を単位取得と関連づける場合の目安として、出欠をとる授業等に関しては、原則として実授業時間数の4分の3以上出席しなければ単位を与えないこととする(平成17年12月専攻会議決定事項)。長期病欠等の理由による欠席について、当該学生から特別の取扱いの申し出があった場合は、各教員は、適切な代替措置を講じるなどにより、これに対応できることとする(平成18年6月専攻会議決定事項)。期末試験における本試験において欠席した場合、または期末レポートを提出しなかった場合の成績評価について、原則として、欠席扱いとする(平成18年6月専攻会議決定事項)。

なお、成績評価のあり方については、FD委員会主催の教員懇談会で継続的に議論がなされてきた。そこでは、成績評価について一定の合意が形成されつつあり、これにより教員間で成績評価について共通の尺度が一定程度共有されつつある。

履修規程上の成績評価基準及び各担当教員の採用する成績評価の基準については、学生への周知方法としては、履修規程及びシラバスの配布の他、ウェブサイト(<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>)《別添資料6 法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト参照》でも一部表示している【解釈基準4-1-1-1】。

資料 402 「2008 年度シラバス」(抜粋)

商法（企業組織法）

吉井 敦子

1 講義等の内容

本授業では、現代の経済活動の中心を果たす企業をめぐる法律関係を律する上で、最も基本となる会社法について学修する。会社法における基本的事項について確実なものとする。とくに、重要項目、最近の重要判例については、重点的に検討する実践的内容とする。

授業では、まず、基本的必要事項を確認した上で、重要項目について主要な問題点、及び基本的な判例について知識を確認しながら質疑応答を交えた形式とする。

重要事項や判例については、あらかじめ担当を指名して報告してもらう演習形式を交える。また、冬季休暇中には課題のレポートを課す。

講義では、基本的事項はもちろん、事件や判例の把握、読み方の修得、論理的思考について獲得できるようにつとめる。

教科書の該当箇所、判例など、指定されたものをきちんと読んで授業に出席すること、また授業の復習は必ず行うことが不可欠である。

商法における利害対立状況を理解し、判断できるリーガルマインドの獲得をめざす。狭小な論点主義に陥らず、常に商法・会社法の枠組み全体を頭に置き、問題となる利益対立状況について大所高所から考察することが要請される。

・・・(中略)・・・

4 評価方法

授業内の応答、課題など平常点で 30 パーセント、期末試験 70 パーセントの割合で評価する。

再試験は、本試験と同様の形式の試験を行う。

(出典：2008 年度シラバス)

資料 403 「2008 年度シラバス」(抜粋)

公法総合演習 I (憲法訴訟論)

渡辺 賢

1 講義等の内容

この講義では、憲法訴訟に関する主要な裁判例をフォローしつつ、憲法訴訟に関する基本的理論を理解することを目的とする。憲法訴訟論は、手続的な側面と実体的な側面に分けることができるが、いずれの点でも憲法と行政法を関連させて理解することが重要となる。そこで、受講者には、憲法訴訟に関する概説書だけでなく、行政法（特に行政訴訟）の概説書も読んで予習することが求められる。講義は、教員が質問し、それに受講者が答える形式で進められる。

・・・(中略)・・・

4 評価方法

授業には 1 回以上出席しなければ単位を与えない。1 回以上出席していることを前提として、各講義における質問や議論への参加の状況（成績評価全体のうち 15 % の比重を占める）及び学期末の試験（同じく 85 % の比重を占める）により評価を行う。

再試験は、本試験と同じ形式の試験を行い、必要に応じてレポートを課し、併せて個別指導を行うこともある。

(出典：2008 年度シラバス)

2 成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置

学生が、自己の成績評価に関する疑義について担当教員の説明を求めることが可能となる「成績に関する疑義申立制度」が存在する。成績疑義の申立事由としては、次の2点が認められている《資料404参照》。

資料404 「成績に関する疑義申立制度規程」（抜粋）

（疑義申立事由）

第2条 成績疑義の申立事由として認められるものは、以下の2点である。

- (1) 試験を受けた（レポートを提出した）にもかかわらず、成績評価が未受験（レポート未提出）であり、かつ、試験を受けた（レポートを提出した）ことを示す具体的根拠を明確に示すことができる場合。
- (2) 受験した科目の成績が不合格（F）であり、かつ、その成績に対する疑義に具体的根拠を明確に示すことができる場合。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

成績疑義の申立ては、試験成績の本人開示日から原則として3日以内に提出しなければならず（同第3条）、疑義申立てを受けた教員は、原則として5日以内に回答を示さなければならない（同第4条）。成績疑義申立てに対する回答については、記載の範囲、成績の素点を記載するかどうかは担当教員の判断に委ねられている（平成16年9月専攻会議決定事項）。なお、再度の疑義申立ては認められないが（同第5条）、問題が本法科大学院の教育全体に重大な影響があると認められる場合には、専攻長の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処するものとされている（同第6条）《資料405参照》【解釈基準4-1-1-2】。

資料405 「成績に関する疑義申立制度規程」（抜粋）

（疑義申立手続）

第3条 成績疑義の申立ては、所定の「成績疑義申立用紙」に疑義内容及びその具体的根拠を記入の上、試験成績の本人開示日から3日以内（土、日を除く、ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日内に提出しなければならない。）に、法学研究科事務室に提出しなければならない。

（回答）

第4条 成績に関する疑義申立てを受けた担当教員は、疑義申立用紙が提出された日から原則として5日以内（土、日を除く）に、所定の回答欄に回答を示さなければならない。

（再度の疑義申立て）

第5条 疑義申立てに対する回答への更なる疑義申立ては認められない。

（特別委員会の設置）

第6条 成績に関する疑義の問題が、法曹養成専攻の教育全体に重大な影響があると認められる場合、専攻長の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処する。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

また、法学研究科法曹養成専攻運営規程第5条及び別表に基づき設置されるFD委員会は、FD活動（教員の職業的な資質向上のための活動）を支援するため、適正な成績評価に関する事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じるものとされており《資料406参照》，各学期の次の学期の始めに、成績評価に関する授業担当教員による懇談会を開催し、科目間や担当者間の採点分布に関するデータ

を共有し、問題点を検討することとしている。上述のように、これにより、成績評価について教員間で共通の尺度が一定程度共有されることが期待される。

なお、筆記試験の採点における匿名性の確保の問題については、本法科大学院が小規模であることもあり、試験の採点の際に匿名によるよりも学生を特定して採点するほうが個々の学生に対するよりきめの細かい指導が可能となるという意見を支持する教員が多数である。このため、制度として採点時の匿名性の確保は行われていない。このため、筆記試験の採点方法は、匿名性の確保を含め、各担当教員の裁量に任せられている【4-1-1-2】。

資料 406 「法曹養成専攻 FD 委員会規程」(抜粋)

(任務)

第4条 委員会は、本専攻における FD 活動（教員の職業的な資質向上のための活動）を支援するため、次の事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じる。

- (1) 授業運営の改善に関する事項
- (2) 適正な成績評価に関する事項
- (3) 学生との意思疎通に関する事項
- (4) 成績向上のための措置に関する事項
- (5) 専攻長又は専攻会議により FD 委員会に付託された事項

その他 FD 活動に関する一切の事項

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

3 成績評価の結果の告知

各学期に成績評価の本人開示日を特定し、学生は当該日以降一定期間、法学研究科事務室において自己の成績評価の結果を知ることができる。成績開示の方法については、ABC 表示による成績に加えて成績分布表を配布することとされている（平成 16 年 9 月専攻会議決定事項）。成績分布表においては、F（不合格）と欠（欠席）を分けて別々に集計することとされている（平成 18 年 6 月専攻会議決定事項）。また、成績開示日以降、総合成績を準備するのに合理的期間内に、総合成績を以下の表記方法（S は Standing（成績順位）の略）で開示することとされている（平成 17 年 6 月専攻会議決定事項）。

- S I : 総合成績上位 10%
- S II : 総合成績上位 11～30%
- S III : 総合成績上位 31～50%
- S IV : 総合成績上位 51～70%
- S V : 総合成績上位 71～100%

各科目の成績評価基準の開示について、平成 20 年 3 月の専攻会議において新たに申し合わせがなされ、定期試験作成者は、定期試験に関わる成績評価の基準を、試験成績開示の日までに受験した学生に対して開示することとなった。申し合わせによると、開示は、文書によることとし、学生に対して閲覧・謄写に供することをもって標準とするとされている。平成 20 年度に実施される定期試験については、これらの成績評価基準等は、研究科事務室にファイルされ、学生に閲覧させる予定である。《別添資料 11 試験成績講評サンプル参照》【解釈指針 4-1-1-3】

資料 407 「申し合わせ事項」（抜粋）

○定期試験に係る成績評価基準の開示について

定期試験作成者は、定期試験に関わる成績評価の基準を、試験成績開示の日までに受験した学生に対して開示する。開示は文書によることとし、学生に対して閲覧・謄写に供することをもって標準とする。

（出典：法学研究科事務室保管資料）

なお、個人情報の取扱について、学生の指導資料等個人情報が本人以外に漏洩することのないよう十分注意することとする（平成 16 年 9 月専攻会議決定）。

4 期末試験の実施方法における適切な配慮

定期試験は、前期の授業科目については 7 月下旬から 8 月上旬まで、後期の授業科目については 1 月下旬から 2 月上旬まで、試験にかかる注意等を事前に通知した上で、実施される《資料 408, 409 参照》。試験の結果、不合格となった科目について、1 回に限り再試験の受験を認める再試験制度がある。再試験で合格した場合の評価は、上記履修規程第 16 条で規定する C とされる《資料 410, 411 参照》。再試験については、さらに専攻会議において次の事項が決定されている。

再試験の内容・評価の仕方の事前通知について、シラバスの評価方法の欄に、再試験の内容・評価方法を記載することとする（平成 16 年 12 月専攻会議決定事項）。

再試験の受験資格は、本試験を受験した場合に限るもの、本試験欠席者が、受験の意思があるにもかかわらず、特段の事情により追試験の受験ができなかった場合は、再試験の受験資格を認めることとする（平成 19 年 2 月専攻会議決定事項）。

再試験の成績が合格の場合は 60 点とし、不合格の場合は 59 点以下とする。再試験後の成績が確定成績となる（成績原簿に記載し、特待生の選考基準となる）（平成 16 年 9 月専攻会議決定事項）。

試験の際、病気、親族の死亡（2 親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、その他やむを得ない理由により所定の試験日に受験不能となった者に対して、追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として 1 週間以内に医師の診断書等所定の書類を添付して追試験願の提出があったときに追試験を認める追試制度がある。追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。なお、追試験に対する更なる追試験及び上述の再試験に対する追試験は認めていない《資料 411 参照》【解釈指針 4-1-1-4】。

5 その他

定期試験の過去問題集を作成し、6 階の法曹養成専攻資料室において閲覧させることにしている（平成 16 年 5 月専攻会議決定事項）。ただし、閲覧の対象は、本試験に限られる。また、レポート試験の課題についても、事務担当者にその内容を伝達することとされている（平成 17 年 11 月専攻会議決定事項）。

答案等の保管について、少なくとも 5 年間適切に保管するものとされている（平成 16 年 9 月専攻会議決定事項）。

資料408 試験日程表

法曹養成専攻

平成19年度前期試験日程

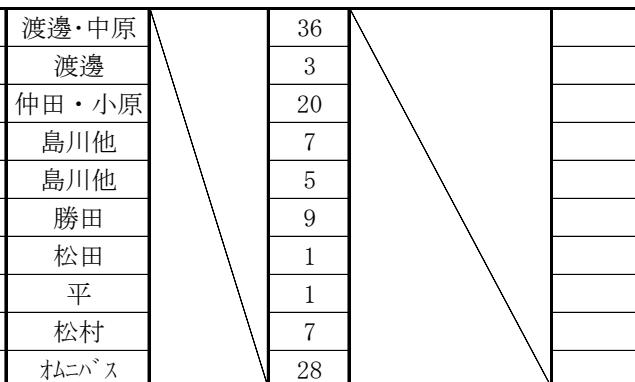
日時	曜日	開始時間	科目	担当	試験時間	人数	試験場	提出締切	提出日
7月24日	火	10:40	法曹倫理	島川	90分	71	127	7/19(木)	
		10:40	知的財産法Ⅱ	松村	120分	30	120	7/19(木)	
		14:40	租税法	森	90分	13	121	7/19(木)	
7月25日	水	10:40	民法総合演習Ⅱ	高橋(智)	120分	71	127	7/20(金)	
		14:40	民事訴訟実務の基礎	島川	90分	130	740	7/20(金)	
7月26日	木	10:40	刑事訴訟実務の基礎	大江・高見	120分	59	120	7/23(月)	
		13:00	人権の基礎理論	佐々木	120分	39	121	7/23(月)	
		14:40	労働法演習	根本	90分	36	120	7/23(月)	
7月27日	金	10:40	公法総合演習Ⅰ	佐々木	120分	71	127	7/24(火)	
		14:40	国際人権法	桐山	90分	43	120	7/24(火)	
7月30日	月	10:40	民法Ⅰ	寺田	120分	38	120	7/25(水)	
		13:00	国際家族法	国友	120分	4	121	7/25(水)	
		16:20	刑事政策	恒光	80分	37	120	7/25(水)	
7月31日	火	10:40	民事執行・保全法	仲田	120分	58	120	7/26(木)	
		14:40	民事訴訟法Ⅱ	松本	120分	71	127	7/26(木)	
8月1日	水	10:40	現代企業取引法	小柿	60分	55	120	7/27(金)	
		13:00	商法総合演習Ⅰ	高橋(英)	90分	71	127	7/27(金)	
		14:40	社会保障法	木下	90分	50	121	7/27(金)	
8月2日	木	10:40	刑事訴訟法総合演習	高田・高見	120分	72	132	7/30(月)	
		14:40	刑事法理論の展開	高田・三島	120分	21	120	7/30(月)	
8月3日	金	10:40	民法IV	高橋(眞)	90分	37	120	7/31(火)	
		10:40	破産法	高田(賢)	90分	42	121	7/31(火)	
		13:00	行政活動と法	中原	90分	71	127	7/31(火)	
		14:40	中国法	王	90分	41	121	7/31(火)	
8月6日	月	10:40	刑法Ⅰ	浅田	90分	38	120	8/1(水)	
		10:40	民法総合演習Ⅰ	高橋(眞)	120分	71	127	8/1(水)	

レポート	法哲学	瀧川	21 59 1 5 3		
	法文書作成	小原			
	国際民事手続法	国友			
	金融・保険法	吉井			
	経済法演習	和久井			

法曹養成専攻

平成19年度後期試験日程

日時	曜日	開始時間	科目	担当	試験時間	人数	試験場	提出締切	提出日
1月30日	木	14:40	消費者法	三木	90分	36	134	1/24(木)	
		10:40	民法Ⅱ	生熊	120分	39	120	1/25(金)	
		13:00	労働法	根本	90分	45	121	1/25(金)	
		14:40	法社会学	阿部	90分	9	120	1/25(金)	
2月1日	金	10:40	刑法総合演習	浅田	90分	70	127	1/28(月)	
		13:00	刑事訴訟法	高田(昭)	120分	38	120	1/28(月)	
		14:40	経済法	和久井	90分	26	121	1/28(月)	
2月4日	月	10:40	公法総合演習Ⅱ	中原	90分	70	127	1/29(火)	
		13:00	商法	吉井	120分	38	120	1/29(火)	
		14:40	破産法	高田(賢)	90分	60	127	1/29(火)	
		14:40	刑事模擬裁判	高見	90分	12	121	1/29(火)	
2月5日	火	10:40	民事訴訟法総合演習	高田(昌)	120分	70	127	1/30(水)	
2月6日	水	10:40	民法総合演習Ⅲ	寺田	120分	71	127	1/31(木)	
		13:00	民事再生・会社更生法	高田(賢)	90分	8	121	1/31(木)	
		14:40	民法Ⅲ	寺田	120分	38	120	1/31(木)	
2月7日	木	10:40	刑事法総合演習	大江	90分	23	120	2/1(金)	
		14:40	日本法制史	安竹	90分	59	120	2/1(金)	
2月8日	金	9:30	刑法Ⅱ	三島	終日	38	120	2/4(月)	
		10:40	民事法総合演習	仲田・小原	120分	57	121	2/4(月)	
		14:40	国際財産法	国友	120分	4	121	2/4(月)	
2月12日	火	10:40	知的財産法Ⅰ	松村	120分	23	121	2/5(火)	
		14:40	民事訴訟法Ⅰ	松本	120分	51	120	2/5(火)	
2月13日	水	10:40	統治の基本構造	渡邊	120分	38	120	2/6(水)	
		10:40	商法総合演習Ⅱ	小柿	100分	72	127	2/6(水)	

レポート	公法理論の展開	渡邊・中原		36	
	公務員法	渡邊		3	
	弁護実務基礎論	仲田・小原		20	
	民事模擬裁判	島川他		7	
	中小企業向け法律相談	島川他		5	
	英米法	勝田		9	
	国際法	松田		1	
	国際取引法	平		1	
	知的財産法演習	松村		7	
	中小企業法	オムニバス		28	

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料 409 「受験上の注意」

定期試験（後期）の実施について

平成19年度定期試験（後期）を次のとおり実施するので、時間割および受験上の注意を熟読のうえ受験すること。

1. 期間 平成20年1月30日(水)～2月13日(水)

2. 時間割表 左に掲示

3. 受験上の注意

- 1) 試験室においては、黒板に掲示の着席表のとおり着席すること。
- 2) 各自の机の上に学生証を提示しておくこと。万一学生証を忘れたときは、必ず法学部事務室に申し出て指示を受けること。

試験開始後、試験監督者により学生証の不携帯を指摘されたときは、当該科目の試験時間修了時まで試験室に待機し、試験監督者とともに法学部事務室に出頭して本人確認を受けること。上記の方法による本人確認がなされなかったときは、当該科目の試験は無効とする。

3) 持ち込みの許可を受けていないものを、机の上に置かないこと。

(携帯電話やポケットベルの類は、いっさい机の上には置かないこと。これらを時計として使用することもできない。電源も切っておくこと)

- 4) 受験者は、試験開始後20分を経過し、かつ、答案用紙を提出した後でなければ退室することはできない。
- 5) 遅刻者は、試験開始後20分を経過した後は、入室することはできない。
- 6) 不正行為を行った者に対しては、その学期の試験成績はすべて無効とする。
- 7) その他、当該科目の担当者及び試験監督者の指示に従うこと。

4. 定期試験における筆記具の取扱いについて

定期試験における筆記具は、黒インクのボールペンまたは万年筆に限ることとします。これは、新司法試験の論文式試験において指定される筆記具と同じものです。

法学研究科長

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料 410 「法曹養成専攻履修規程」（抜粋）

(再試験)

第19条 試験の結果、不合格となった科目について、再試験の受験を認める。就職試験の期日との競合その他相当の理由により当該科目の試験を欠席した場合も同様とする。再試験に対する再試験は認めない。

2 前項の試験欠席者については、原則として再試験の受験を志望する科目の試験前に、欠席の理由を証する書類等を添付した再試験願を提出しなければならない。

3 再試験で合格した場合の評価は、第15条第1項で規定するCとする。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

資料 411 「法曹養成専攻履修規程」(抜粋)

(追試験)

第18条 試験の際、事情により、試験を受験できなかった者に対し、以下の(1)、(2)の条件を満たす場合追試験の受験を認める。ただし、追試験に対する追試験および再試験、ならびに、再試験に対する追試験は、認めない。

(1)病気、親族の死亡（2親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、その他やむを得ない理由により、所定の試験日に受験不能となったとき。

(2)追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として1週間以内（当該科目試験日の翌週の同曜日までとし、その日が休日にあたるときはその翌日までとする。ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日内に提出しなければならない。）に、次の書類等を添付した追試験願の提出があったとき。

ア 病気のときは、医師の診断書

イ 親族の死亡のときは、死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書

ウ 事故のときは、事故証明書

エ その他やむを得ない理由のときは、その事実を証明できるもの

2 追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

基準 4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4－1－2 に係る状況)

1 入学前の既修得単位の認定

学生が本法科大学院入学前に、他の大学院で修得した単位は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合に 30 単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことがある。その可否は、本法科大学院の教務委員が単位認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定する。この場合、1 年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることがある。その判断は専攻会議で決定する《資料 413 参照》。

2 他の大学院における授業科目の履修等

学生が他の大学院において履修した授業科目について、本法科大学院の教育上有益と認められる場合に 30 単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことがある。その可否は、本法科大学院の教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する《資料 413 参照》。

3 みなし単位の上限

上記により本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて 30 単位とする。なお、現在まで、以上のようなみなし単位の認定がなされた実例は存在しない《資料 413 参照》。しかし、みなし単位の認定をする際には、対象となる科目の授業内容がわかるもの（シラバス等）を提出させ、関連科目の教員の意見を聞いたうえで、専攻会議で決定することとなる。また、みなし単位の上限は 30 単位とはされているものの、既修者を対象としてみなし単位を認定する場合には、未修者の場合に比して認定される単位数は自ずと少なくなることが予想される。そうしないと、本法科大学院で授業を履修して修了することの意義が失われるおそれがあるからである。

資料 413 「履修規程」(抜粋)

(入学前の既修得単位の認定)

第 22 条 学生が本専攻入学前に、他の大学院で修得した単位は、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30 単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定する。

3 第 1 項の規定により既修得単位を認める際、1 年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は前項の専攻会議で決定する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 23 条 学生が他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30 単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

(みなし単位の上限)

第 24 条 第 22 条及び第 23 条の規定により、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて 30 単位とする。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

基準4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4－1－3に係る状況）

1 進級制の採用

1回生提供の必修科目30単位のうち24単位以上を修得できない者は、2回生への進級を認めていない。また、2回生提供の必修科目28単位のうち22単位以上を修得できない者は、3回生への進級を認めていない。進級の決定は、専攻会議で行うこととされている《資料414参照》。ただし、履修規程20条は、各学年の所定の必修単位を取得していれば、たとえ前年度の必修科目の単位を一定程度取りこぼしても進級を認めるものと解釈することとされている（平成17年11月専攻会議決定事項）。

なお、上記の進級要件を定める現行の規定は平成19年度より適用されているものであることから、留年者に対する経過措置として、平成18年度に2回生であった者については、20単位以上を修得できない場合に3回生への進級を認めないものとされている《資料414参照》。

2 原級留置の場合の取り扱い

上記の進級制において、進級が認められなかった者（以下「留年者」という。）は、本人の希望に応じて前年度に単位を取得した科目について聴講することができるが、その場合、聴講生は受講者としてのすべての義務を負い、また、学期途中からの聴講開始または聴講取消は認められない。なお、学生は、一度単位を修得した授業科目については、再び履修して単位を修得することができない。同一学年に在学することができる年限は2年とされる《資料414参照》【解釈指針4－1－3－1】。

3 再履修者の取り扱い

単位を取得できなかった科目を再度履修する者（以下「再履修者」という。）についても、当該科目を初めて履修する場合と同様の扱いとすることが、専攻会議において決定されている（平成19年12月専攻会議決定事項）。

なお、19年度の進級・留年の状況については、《資料415》のとおりである。

資料414 「法学研究科法曹養成専攻履修規程」（抜粋）

（進級条件）

第20条 1回生提供の必修科目30単位のうち、24単位以上を修得できない者は、2回生への進級を認めない。

2 2回生提供の必修科目28単位のうち、22単位以上を修得できない者は、3回生への進級を認めない。

3 進級の決定は、専攻会議で行う。

第20条の2 前条第2項の規定にかかわらず、平成18年度に2回生であった者については、20単位以上を修得できない場合に、3回生への進級を認めない。

（留年者）

第21条 前条の規定に基づき進級が認められなかった者（以下「留年者」という。）は、本人の希望に応じて、前年度に単位を取得した科目について聴講することができる。その場合、聴講生は、受講者としてのすべての義務を負う。

2 学期途中からの聴講開始または聴講取消は認められない。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

資料415 「19年度の進級、留年状況」

	1年次生	2年次生	3年次生
在籍者数	40	69	59
所定単位取得者数	37	67	59
所定単位不足者数*	3	2	0

*休学者数を含む。

(法学研究科事務室保管資料から作成)

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年末満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びに工からカに定める授業科目についてそれぞれ工からカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

（基準4-2-1に係る状況）

本法科大学院の課程を修了するためには、修業年限である3年以上在学し、所要の科目を履修して、94単位以上の所定の単位を修得することが必要である《資料416参照》。なお、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年次配当の必修科目30単位を既に取得したものとみなされ、法学既修者の第1学年は、2回生とされる《資料416参照》。

学生が本法科大学院入学前に他の大学院において修得した単位は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得した

単位とみなすことができる。この入学前の既修単位の認定については、本法科大学院教務委員がその認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定することとされている。さらに、この場合、1年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は前項の専攻会議で決定する《資料416参照》。

また、学生が他の大学院において履修した授業科目について、本法科大学院の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本法科大学院の専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。その判断は、本法科大学院の教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定することとされている《資料416参照》。

ただし、上記の入学前の既修単位の認定及び他の大学院における履修単位の認定により、本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなす単位数の上限は、合わせて30単位とされている《資料416参照》。

なお、上記の入学前の既修単位の認定及び他の大学院における履修単位の認定を求める申請の例はいまだ存在しない。また、法学既修者については、上記の入学前の既修単位の認定及び他の大学院における履修単位の認定は行わない《資料416参照》【解釈指針4-2-1-1】。

課程修了に必要な授業科目群及び単位数の内訳を表にすると、以下のとおりである。

課程修了に必要な授業科目及び単位数		
科目群		単位数
法律基本科目	公法系科目	10単位
	民事系科目	32単位
	刑事系科目	12単位
法律実務基礎科目		10単位
基礎法学・隣接科目		4単位
展開・先端科目		18単位
履修した上記の科目以外の科目		8単位
合計		94単位

上記表に示すとおり、法律基本科目以外の科目の単位数40は、修了要件単位数94の3分の1以上となっている（基準2-1-3にかかる記述を参照。）

なお、上記の表に掲げた現行の単位数の内訳は平成19年度入学者から適用されているものである。平成18年度以前の入学者の課程修了に必要な授業科目群及び単位数の内訳を表にすると、以下のとおりである。

課程修了に必要な授業科目及び単位数		
科目群		単位数
法律基本科目	公法系科目	10単位
	民事系科目	34単位
	刑事系科目	10単位
法律実務基礎科目		10単位
基礎法学・隣接科目		4単位
展開・先端科目		18単位
履修した上記の科目以外の科目		8単位
合計		94単位

ここでも、上記表に示すとおり、法律基本科目以外の科目の単位数 40 は、修了要件単位数 94 の 3 分の 1 以上となっている（基準 2-1-3 にかかる記述を参照）。

資料 416 「法学研究科法曹養成履修規程」（抜粋）

(修業年限)

第5条 修業年限は、3年とする。

2 第22条第3項の規定により、修業年限の短縮が認められた者については、当該判断による。

3 第25条の規定に定められた法学既修者(本専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者)については、修業年限を2年とする。

・・・略・・・

(課程修了に必要な授業科目及び単位)

第9条 課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1に定めるとおりとする。

法律基本科目から、	公法系必修科目	10 単位
	民事法系必修科目	32 単位
	刑事法系必修科目	12 単位
法律実務基礎科目から、	必修科目	6 単位
	必修科目以外から	4 単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、		4 単位選択必修
展開・先端科目から、		18 単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から		8 単位
	合 計	94 単位

2 平成19年度に民法IVを履修した者は同科目を必修科目として履修したものとみなす。

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、平成19年度入学の既修者については、必修科目・選択科目・自由選択科目の区分は、別表第1の2に定めるとおりとする。

第9条の3 第9条第1項の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、課程修了に必要な授業科目及び単位数は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1の3に定めるとおりとする。

法律基本科目から、	公法系必修科目	10 単位
	民事法系必修科目	34 単位
	刑事法系必修科目	10 単位
法律実務基礎科目から、	必修科目	6 単位
	必修科目以外から、	4 単位選択
基礎法学・隣接科目から、		4 単位選択必修
展開・先端科目から、		18 単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から		8 単位
	合 計	94 単位

2 平成18年度以前の入学生が下記の単位を修得した場合は、それぞれ括弧内の科目の単位を修得したものとみなす。

民事訴訟法I（民事訴訟法）

民事訴訟法II（民事訴訟法総合演習I）

民事訴訟法総合演習（民事訴訟法総合演習II）

中小企業法（中小企業法I）

3 課程修了に必要な単位として、労働契約法（2単位）、労働組合法（2単位）および労働法（4単位）については、合計で4単位までしか認められない。

4 平成18年度以前の入学生のうち、休学等の事情により、実質的に平成19年度以降に履修を開始する学生については、専攻会議の議により平成19年度以降の入学者とみなすことができるものとする。

・・・略・・・

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 学生が本専攻入学前に、他の大学院で修得した単位は、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定する。

3 第1項の規定により既修得単位を認める際、1年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は前項の専攻会議で決定する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第23条 学生が他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

(みなし単位の上限)

第24条 第22条及び第23条の規定により、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて30単位とする。

(法学既修者の認定)

第25条 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、次項で定める30単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法I（民事取引法の基礎①）、民法II（民事取引法の基礎②）、民法III（法定債権関係の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法I（判決手続の基礎）、刑法I（刑法総論）、刑法II（刑法各論）、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

3 法学既修者の第1学年は、2回生とする。

4 法学既修者の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う。

5 法学既修者に関しては、第22条から第24条までの規定を適用しない。

第25条の2 前条第2項の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法I（民事取引法の基礎①）、民法II（民事取引法の基礎②）、民法III（法定債権関係の基礎）、民法IV（家族法の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法（判決手続の基礎）、刑法I（刑法総論）、刑法II（刑法各論）、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う《資料417参照》。法学既修者そのための入学者選抜試験は、独立行政法人大学入試センターが実施した法科大学院適性試験の成績、本法科大学院が実施する法律科目試験の成績、及び「その他の要素」の考慮により行われる。

このうち上記法律科目試験は、憲法、民法、刑事法（刑法、刑事訴訟法）、商法（総則、会社法）、及び民事訴訟法の5科目について、試験時間90分ないし100分の論述式を基本とする試験を実施している。また、「その他の要素」の考慮は、社会人としての経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部または大学院での成績、外国語の能力などを総合的に考慮するものである。配点は、適性試験200点、法律科目500点（各科目100点）、その他の要素40点、合計740点満点である《資料418参照》。

以上のような入学者選抜試験に合格した者は、専攻会議の決定を経て履修規程第25条に定める法学既修者と認定され、第1年次配当の必修科目である人権の基礎理論、統治の基本構造、民法I（民事取引法の基礎①）、民法II（民事取引法の基礎②）、民法III（法定債権関係の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法I（判決手続の基礎）、刑法I（刑法総論）、刑法II（刑法各論）、刑事訴訟法の単位30単位を既に修得したものとみなされる。なお平成18年度以前においては、入学者選抜試験に合格し法学既修者と認定された者については、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法I（民事取引法の基礎①）、民法II（民事取引法の基礎②）、民法III（法定債権関係の基礎）、民法IV（家族法の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法（判決手続の基礎）、刑法I（刑法総論）、刑法II（刑法各論）、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなされており、その点に関する経過措置がなお履修規程中に存在している《資料417参照》。

上記の法律科目試験は、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的学識を的確に評価・判断するための内容をもつ。このような内容の法律科目試験を課すことによって、法科大学院受験のための表面的な、暗記に偏重した詰め込み学習により生じうる弊害を回避することが期待される。法律科目試験の出題内容は、当該試験の趣旨に即し、複合的な内容の幅広い分野をカバーするものであり、本法科大学院において必要となる基礎的な学識を多面的かつ的確に判定するよう工夫されたものである《別添資料8 平成20年度入学者選抜試験問題【2年短縮型法律科目試験問題】参照》。したがって、特定の教育内容を前提とした試験ではなく、特定の大学・学部出身者に有利になるような出題内容ではなく、また、法律科目試験の採点は、匿名化された答案について行われており、出題及び採点において、受験者間の公平性は担保されている。実際、法学既修者としての入学者の出身大学は多様である《資料419参照》【解釈指針4-3-1-1】、【解釈指針4-3-1-2】。

また、上記のように、本法科大学院では、法学既修者として認定した者については、法律科目試験の試験科目5科目に対応した、1年次配当の法律基礎科目30単位を修得したものとみなすこととしている【解釈指針4-3-1-3】。

本法科大学院における既修者の認定は、以上のとおりであり、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮することはない【解釈指針4-3-1-4】。

本法科大学院が法学既修者として認定した者について認められる在学期間の短縮は、1年次配当の必修法律基礎科目30単位をすでに修得したものとみなすもので、1年間である。したがって、法学既

修者の第1学年は、2回生となり、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている《資料417参照》【解釈指針4-3-1-5】。

資料417 「法学研究科法曹養成専攻履修規程」(抜粋)

(法学既修者の認定)

第25条 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)に関しては、次項で定める30単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法I(民事取引法の基礎①)、民法II(民事取引法の基礎②)、民法III(法定債権関係の基礎)、商法(企業組織法)、民事訴訟法I(判決手続の基礎)、刑法I(刑法総論)、刑法II(刑法各論)、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

3 法学既修者の第1学年は、2回生とする。

4 法学既修者の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う。

5 法学既修者に関しては、第22条から第24条までの規定を適用しない。

第25条の2 前条第2項の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法I(民事取引法の基礎①)、民法II(民事取引法の基礎②)、民法III(法定債権関係の基礎)、民法IV(家族法の基礎)、商法(企業組織法)、民事訴訟法(判決手続の基礎)、刑法I(刑法総論)、刑法II(刑法各論)、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

(出典: 法学研究科法曹養成専攻規程集)

資料418 「平成20(2008)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項」(抜粋)

5 選 抜 方 法

(1) 合格者の決定

合格者の決定は、独立行政法人大学入試センターが実施した平成19年度法科大学院適性試験(以下、「適性試験」という。)の成績、本研究科が実施する第2次選抜試験の成績及び出願書類の内容を総合して行います。

(2) 2段階選抜

ア 第1次選抜

2年短縮型及び3年標準型それぞれの入学試験について、出願者数が募集人員の7倍程度を超えた場合に、適性試験の成績により2段階選抜を行い、第1次選抜合格者に第2次選抜試験を課します。

なお、適性試験の点数の同じ者が多数いる場合は、そのような者については、その他の提出書類に対する評価に基づいて選抜を行うこともあります。

ただし、この第1次選抜において、適性試験の点数のみによったのでは、第2次選抜試験の受験を認められる者のうちで社会人及び他学部出身者の割合が3割に達しない場合には、入学者の多様性を確保するため、社会人に限り、適性試験の点数とともに、実務等の経験をも考慮して、第2次選抜試験の受験の可否を決定します。

第1次選抜の結果発表は、下記の日時に合格者の受験番号を掲示すると

ともに、本法学研究科ホームページ（<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/>）で、第1次選抜実施の有無及び「合格者の受験番号」を掲載します。ただし、ホームページでの掲載はあくまでも補助的なものですので、必ず、正式な発表である下記学内掲示で確認してください。

第1次選抜の結果発表日：平成19年10月26日（金） 10:00～

法学部棟1階

（掲示期間：11月9日（金）17:00まで）

合格者には第2次選抜試験の「受験票」及び「受験上の注意」を、不合格者には「不合格通知書、入学検定料還付申請書・口座振込申出書」を、それぞれ発表日に発送します。

2年短縮型及び3年標準型それぞれにおいて第1次選抜を実施しなかつた場合は、10月19日（金）にそれぞれの出願者全員に第2次選抜試験の「受験票」及び「受験上の注意」を発送します。

電話による合否の問い合わせには応じません。ただし、11月1日（木）以降において、通知が届かない場合には、【法学研究科（法学部事務室）Tel 06-6605-2303】までお問い合わせください。

イ 第2次選抜試験

（a）3年標準型入学試験

第1段階選抜合格者に対し、小論文試験を行います。これは、社会一般に関する題材についての論述式試験であり、一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を試すためのものです。

（b）2年短縮型入学試験

第1段階選抜合格者に対し、2日間にわたり法律科目試験を行います。試験科目は下記の表に掲げる5科目です。これら5科目すべてを受験した者が合否判定の対象となります。出題方式は論述式を基本とします。なお、解答に際して、何らかのかたちで法文を参照できるようにする予定です。

【試験日時】

区分	月 日	時 間 (試験時間)	科 目 名
3年標準型	12月2日(日)	14:20～17:20 (180分)	小論文
2年短縮型	12月1日(土)	9:10～10:40 (90分)	憲法
		11:20～13:00 (100分)	民法
		14:20～16:00 (100分)	刑事法(刑法、刑事訴訟法)
	12月2日(日)	9:10～10:40 (90分)	商法(会社法、商法総則、)
	11:20～12:50 (90分)	民事訴訟法	

注1 上記のいずれの試験に際しても、「本研究科法曹養成専攻試験の受験票」の他に、「適性試験の受験票」を持参してください。

2 第2次選抜試験会場は、本学杉本キャンパス [JR阪和線杉本町（大阪市立大学前）駅下車] です。なお、詳細は受験票を送付する際に通知します。

ウ 第2次選抜試験の配点

第2次選抜試験における配点は下記の表のとおりです。

なお、「その他の要素」は、出願書類1, 4, 9~12に基づき評価します。すなわち、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されます。

区分	適性試験	第2次選抜試験	その他の要素	合計
3年標準型	100	小論文 100	40	240
2年短縮型	200	法律科目 (各科目100) 500	40	740

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料419 「2008年度入学者状況」

2年短縮型	
大学別	
大阪市立大学	6名
大阪大学、京都大学	各5名
関西学院大学、同志社大学	各4名
神戸大学、東北大学、立命館大学	各2名
関西大学、慶應義塾大学、東京大学、一橋大学、早稲田大学	各1名
合計	35名
【入学者数】	
2年短縮型 35名	
【男女別】	
2年短縮型 男子31名(89%) 女子4名(11%)	

(出典：法学研究科事務室保管資料)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

発足後間もないこともあり、制度運営について試行錯誤が繰り返されているが、本法科大学院では各学期に2回程度の割合で担当教員の懇談会が開催され、教員相互間で問題点の共有や情報交換が行われている。上述の成績評価の基準についての一定の合意形成などはその成果となろう。専攻会議のような公式の会議の場だけではなく、このような非公式の懇談会の場を持つことによって教員間の率直な意見交換ができ、様々な問題について自由活発な議論が可能になっている。

2 改善を要する点

上述のように成績評価については、FD委員会が開催する教員懇談会等を通じて繰り返し議論してきた。その結果、成績評価については一定の共通の尺度が教員間で共有されつつある。しかし、各科目の担当教員には依然として広範な裁量権が与えられているため、成績評価について科目間にはばらつきが生じ、不平等が生じる可能性が残されている。とりわけ、成績に基づく特待生制度を採用していることから、この問題は重要である。今後の検討課題としては、上記確認事項を各教員が具体的にどの程度一致して実施していくかということであろう。FD委員会が開催する各学期ごとの懇談会等で今後も継続的に議論していく必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1 自己点検および評価の実施体制

自己点検および評価の実施体制としては、本法科大学院の開設当初から FD 委員会を設けている。FD 委員会は専任教員 2 名と実務家の特任教員 1 名より構成されている。FD 委員会による活動は、適宜本専攻会議や以下の 4 に述べる教員懇談会で報告討議され、全体の議論となる体制が組まれている【解釈指針5-1-1-2】。

2 学生授業アンケートの実施

授業アンケートは、全科目について、前期、後期と年 2 回に分けてなされている。全体アンケートと別に任意に前期、後期の中間期に授業アンケートを実施している科目もある。全体アンケートの項目は資料 501 及び 502 のとおりであり、項目ごとにマークシートで回答する部分と自由記載の部分とに分かれている。アンケートの回収方法については、教員の負担や授業時間への影響、学生の負担等を考慮したうえ種々の方法を試みたが、マークシート部分は担当教員が授業時間中に回収し、自由記載部分は後日学生が事務に持参するとの方式に定着している。授業アンケート結果は、全体を数値化したものと、各担当科目を数値化したものとが対比できるように図形化され、自由記載部分と併せて各担当教員に配布される。また、授業アンケート調査については、下記の教員懇談会において各担当教員からそれぞれ報告をなし、授業方法や学生の受け取り方について全体で議論をする場を確保している。

資料 501 「授業アンケート質問用紙」

法曹養成専攻アンケート質問用紙（2008 年 1 月実施）

—— 各自 1 部

大阪市立大学大学院法曹養成専攻 FD 委員会

今後の教育体制の整備に役立てるため、アンケートにご協力ください。

各質問の番号の記入はマークシートの用紙にお願いします。

Q1 学年（1 年次生は 1, 2 年次生は 2, 3 年次生は 3 を記入してください）

Q2 区分（各学年に対応する該当番号を記入してください）

1 年次生 1. 法学部出身者 2. 法学部以外の出身者

2・3 年次生 1. 3 年標準型 2. 2 年短縮型

Q3 科目名(1)——法律基本科目、展開・先端科目

※Q4・5・6を選択する場合には空欄にしてください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 統治の基本構造 | 5. 民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎） |
| 2. 民法Ⅱ（民事取引法の基礎②） | 6. 刑法Ⅱ（刑法各論） |
| 3. 民法Ⅲ（法定債権関係の基礎） | 7. 刑事訴訟法 |
| 4. 商法（企業組織法） | |

Q4 科目名(2)——法律基本科目

※Q3・5・6を選択した場合には空欄にしてください。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 公法総合演習Ⅱ（行政救済論） | 5. 刑法総合演習 |
| 2. 民法総合演習Ⅲ（法定債権関係の基礎） | 6. 民事法総合演習 |
| 3. 商法総合演習Ⅱ（企業取引法） | 7. 刑事法総合演習 |
| 4. 民事訴訟法総合演習 | 8. 公法理論の展開 |

Q5 科目名(3)——法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目

※Q3・4・6を選択する場合には空欄にしてください。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 弁護実務基礎論 | 6. 日本法制史 |
| 2. 民事模擬裁判 | 7. 英米法 |
| 3. 刑事模擬裁判 | 8. 破産法 |
| 4. 中小企業向け法律相談 | 9. 知的財産法Ⅰ |
| 5. 法社会学 | |

Q6 科目名(4)——展開・先端科目

※Q3・4・5を選択する場合には空欄にしてください。

- | | |
|----------|---------------|
| 1. 消費者法 | 6. 国際財産法 |
| 2. 労働法 | 7. 民事再生・会社更生法 |
| 3. 経済法 | 8. 公務員法 |
| 4. 国際法 | 9. 知的財産法演習 |
| 5. 国際取引法 | 10. 中小企業法 |

Q7 この授業の内容の難易度はどれくらいだと思っていますか。

1を非常に難しい、3をちょうどいい、5を非常に易しいとして5段階で評価してください。

Q8 この授業にどのくらい満足していますか。

1を非常に満足している、3を良くもなく悪くもない、5を非常に不満であるとして5段階で評価してください。

Q9 予習・宿題の量についてどのように思いますか。

1を多すぎる、3を適度である、5を少なすぎるとして5段階で評価してください。

Q10 1回の授業あたり、平均して、予習にどれくらいの時間を割いていますか。

1. 5時間以上 2. 4～5時間 3. 3～4時間 4. 2～3時間 5. 2時間未満

Q11 1回の授業あたり、平均して、復習にどれくらいの時間を割いていますか。

1. 3時間以上 2. 2～3時間 3. 1～2時間 4. 1時間未満 5. ほぼ皆無

Q12 授業の進度についてどのように思いますか。

1を早すぎる、3を適度、5を遅すぎるとして5段階で評価してください。

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料502 「授業アンケート質問用紙（自由記載用）」

法曹養成専攻アンケート「自由記載」用紙（2008年2月）

—— 各科目別

※ 各科目別に記入してください。

Q1 学年（該当するものに○を付けてください）

- 1年次生 2年次生 3年次生

Q2 区分（該当番号に○を付けてください）

- 1年次生 1. 法学部出身者 2. 法学部以外の出身者
2・3年次生 1. 3年標準型 2. 2年短縮型

Q3・Q4・Q5・Q6 科目名（該当番号に○を付けてください）

《法律基本科目》

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 統治の基本構造 | 5. 民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎） |
| 2. 民法Ⅱ（民事取引法の基礎②） | 6. 刑法Ⅱ（刑法各論） |
| 3. 民法Ⅲ（法定債権関係の基礎） | 7. 刑事訴訟法 |
| 4. 商法（企業組織法） | |

《法律基本科目②》

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 公法総合演習Ⅱ（行政救済論） | 5. 刑法総合演習 |
| 2. 民法総合演習Ⅲ（法定債権関係の基礎） | 6. 民事法総合演習 |
| 3. 商法総合演習Ⅱ（企業取引法） | 7. 刑事法総合演習 |
| 4. 民事訴訟法総合演習 | 8. 公法理論の展開 |

《法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目》

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 弁護実務基礎論 | 6. 日本法制史 |
| 2. 民事模擬裁判 | 7. 英米法 |
| 3. 刑事模擬裁判 | 8. 破産法 |
| 4. 中小企業向け法律相談 | 9. 知的財産法 I |
| 5. 法社会学 | |

《展開・先端科目》

- | | |
|----------|---------------|
| 1. 消費者法 | 6. 國際財産法 |
| 2. 労働法 | 7. 民事再生・会社更生法 |
| 3. 経済法 | 8. 公務員法 |
| 4. 國際法 | 9. 知的財産法演習 |
| 5. 國際取引法 | 0. 中小企業法 |

Q 7 授業の難易度について

Q 8 授業の満足度について

Q 9 予習・宿題の量について

Q 10 授業の予習時間について

Q 11 授業の復習（時間）について

Q 12 授業の進度について

Q 13 その他、授業（試験を含む）についての意見・感想等

(出典：法学研究科事務室保管資料)

3 担当学生との面談の活用

各教員が授業以外に学生と接し、学生が抱えている勉学上の問題を話し合う機会を確保するために、担当制を実施し、面談を実施しているが、この面談における学生の指摘や意見から、設備やカリキュラムなど、勉学条件をめぐる問題点を把握し、これを専攻会議や以下の4に述べる教員懇談会、あるいは電子メールなどによって全教員が共有できるようにして、教育方法改善のために役立てている《資料711 参照》。

4 教員懇談会の開催

各学年の前期・後期に、それぞれ1～2回程度の教員懇談会を持ち、成績評価の基準や方法、下位成績者への対応、未修生の教育方法などについて、経験を交流するとともに自由に意見を述べ、教育の向上に資する場としている《資料503 参照》【解釈指針5-1-1-2】。

5 外部研修等への参加奨励

教員の研修として、日弁連主催の研究会や他大学での法科大学院教育関連の催し等の開催情報を各教員に通知することによって参加を奨励し、随時、教員の参加がなされている《資料504 参照》【解釈指針5-1-1-2】。

資料503 「教員懇談会開催日時および議題」

平成18年4月11日

- 1 2005年度後期の成績評価
- 2 下位成績者対策
- 3 成績評価の申し合わせ事項の再検討
- 4 カリキュラム見直しに向けての意見交換

平成18年10月17日

- 1 学生アンケートについての討議

平成19年4月17日

- 1 2006年度後期の成績評価

平成19年7月17日

- 1 2006年度後期授業アンケート結果について
- 2 担当教員面談の結果について
- 3 実務家教員と研究者教員との役割分担・体系的連絡

平成19年10月16日

- 1 2007年度前期の成績評価
- 2 2007年度前期授業アンケート結果について
- 3 その他

平成20年4月15日

- 1 2007年度後期の成績評価
- 2 2007年度後期授業アンケート結果について

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料 504 「外部研修等への参加状況」

年 月	外部研修名	参加者名
平成 16 年 4 月	司法研修所法科大学院教員研修プログ ラム（刑事系）	大江洋一教授
平成 16 年 6 月	司法研修所法科大学院教員研修プログ ラム（授業傍聴等）（民事系）	島川 勝教授 国友明彦教授
平成 17 年 6 月	日弁連主催・模擬裁判についてのシン ポジウム	島川 勝教授
平成 20 年 2 月	日弁連主催・ロイヤリング研究会拡大 研究会（法科大学院におけるロイヤリ ング科目の教え方	島川 勝教授
平成 20 年 5 月	成績評価方法に関する聴取調査（島根 大学法務研究科）	高橋 真教授
平成 20 年 6 月	大阪弁護士会修習生の事前研修につい て傍聴	島川 勝教授

(出典：法学研究科事務室保管資料)

基準5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準5－1－2に係る状況)

1 ブリッジ企画等

法科大学院教育の目的のひとつである「実務と理論の架橋」の試みとして、不定期に「ブリッジ企画」を開催している。法科大学院学生に対する講演の形で、あるテーマについて実務家と研究者の両者の観点からの検討を示すものであるが、これに参加した実務家教員は理論面につき、研究者教員は実務面につき、新たな知見を得るとともに、相互の質問により認識を深めることをも目的としている。平成19年には「法曹と学説」をテーマに研究者教員が報告をし、実務家教員がコメントを加えた上で質疑応答する会を開き、平成20年6月4日には家庭裁判所の裁判官を迎えて講演会を開催し、研究者教員が実務の現場の状況に関する質問をする予定している。また、学内の研究会（民法研究会など）に実務家教員も出席し、実務上の知見を述べることにより、研究者教員と相互に知見を交換している（資料505参照）。

資料505 「平成19年度ブリッジ企画案内掲示」

ブリッジ企画「法曹と学説」

日時：11月20日（火）13：30～15：30

場所：1号館 127教室

「法曹と学説」

高橋 真（コメント 島川 勝）

社会の変化に伴い、日々新たな内容の法的問題が発生し続けています。皆さんは、法曹として、前例のない新しい問題に立ち向かってゆく使命を持っています。その際、学説を通じて学んだ理論を分析の武器として活用することになりますが、同時に、新しい具体的な問題と切り結びながら、既存の理論の不十分さを指摘し、理論を改善するために学説に注文をつけることも、皆さんに期待したいところです。

今回は、「瑕疵担保責任の性質と損害賠償の範囲」という、有名な、しかしうひとつすっきりしない問題を例として取り上げ、裁判例にみる現実問題のあり方と、学説上の議論の意味とをどのように生産的に結びつけるかについてお話しします。あらかじめ、「瑕疵担保責任における損害賠償の内容について（上・中・下）」（法学教室2007年4～6月号）に目を通しておいていただくと、充実した質疑応答ができるのではないかと思います。

内容（予定）

1. 千葉地裁松戸支部平成6年8月25日判決（判例時報1543号149頁）について
2. 初期の裁判例：信頼利益賠償説
3. 瑕疵担保責任の本質論：法定責任説・債務不履行責任説の対立は、何を意味するか
4. 債務構造論：給付行為と給付結果の2側面
5. 損害の側から見たらどうか：損害のリアリティ
 - (1) 数量不足の担保責任
 - (2) 権利の担保責任
6. 再び千葉地裁松戸支判へ：損害のリアルな把握と、対価的制限の考え方
7. 操作と分析

（出典：研究科事務室保管資料）

2 実務家教員・研究者教員の共同授業担当等

刑事訴訟法総合演習は、実務家教員と研究者教員とが共同で授業を担当し、授業の企画、準備、実施にあたって有益な情報交換をしている《資料 506 参照》。また、法科大学院形成支援基金により設けられた中小企業法では、「中小企業法臨床教育システム」開発の成果として、実務家教員を含む多くの実務家と研究者教員とが共同でテキスト『中小企業法』(平成19年刊・添付資料21参照)を編纂した。同書の第2部「実務編」は、第1部「理論編」に従って講義を行うにあたり、実務の現状を知るために有益な資料を含むものであり、研究者教員の実務上の知見の補充に貢献している【解釈基準5-1-2-1】。

資料 506 「刑事訴訟法総合演習シラバス平成20年度」(抜粋)

高田昭正・高見秀一

1 演習等の内容

①具体的な刑事事件を素材として、扱うべき個別の課題に対し実務法曹としてどのように調査、分析、解決を行うべきなのか、方法を十分に理解させ、自己の能力として体得させる。②各回の演習では、十分な予習があることを前提に、双方向の議論を行って、課題について検討を深める。③課題により、学生自身の主張を裁判所に提出する意見書などの形式で事前に書面化させる。④各回の演習はいずれも、刑事訴訟法学の基本知識をもつ学生を対象とする。⑤14回の授業のうち、高田・高見が1回分 [(1)]、高田が9回分 [(2)～(10)]、高見が4回分 [(11)～(14)]を担当する。高田・高見の授業日程はクラスにより異なる。

(出典：2008年度シラバス)

3 外部研修への参加奨励

司法研修所の授業傍聴、大阪弁護士会の冒頭修習見学などの研修の開催情報を各教員に通知することによって参加を奨励し、隨時、教員の参加がなされている《資料 504 参照》。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院は、学生数からして比較的小規模であるので、学生とのコミュニケーションはよく取れており、担当制やオフィスアワーによって個々の学生の勉学環境の状態や、そのかかえる問題点を把握して改善に生かしている。

また、実務家教員と研究者教員の間の情報交換も、民事系、刑事系などそれぞれの分野別に頻繁になされている。

2 改善を要する点

実務家教員と研究者教員の授業の共同や授業参観などについて、個別的には行われているものの、なお組織的に行うには至っていない。各自の授業の改善を超えて、全体に返すための方策を立てることが必要である。またマークシート形式の授業アンケートについて、平成19年度の回答率は前期が80.3%、後期が60.6%と、後期の方が落ちている。より効果的な回収方法を模索する必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は法曹養成専攻内に入試委員会を設置している。専攻長、副専攻長及び専攻会議構成員2名の計4名の入試委員が本委員会を構成する（法曹養成専攻運営規程5条、同別表、法曹養成専攻入試委員会規程1条・2条参照）。入試委員会は、①適性試験、②出題・採点委員の選任と出題・採点の実施、③試験実施体制、④第一次選抜その他選抜に関する決定などの事項を審議し、専攻会議に提出する原案を作成し、必要な場合に適切な措置を講じる任務を果たしている《別添資料18 法学研究科法曹養成専攻規程集参照》【解釈指針6-1-1-1】。

本法科大学院の理念は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた真のプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指すことがある。この理念に基づく教育目的は、少人数教育により、豊かな人間性を備え、法曹としての社会的責任を十分に自覚した「優れた法曹」を多数世の中に送り出すことである。この理念と教育目的に照らして、アドミッション・ポリシーは、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを發揮し、法実務の発展を担っていくとする意欲を有している人としている。これらのアドミッション・ポリシーは、「公平性」「開放性」「多様性」の確保に合致している《別添資料7 平成20（2008）年度大学院法学研究科法曹専攻（法科大学院）学生募集要項1頁及び資料601参照》。

上記の理念、教育目的、及びアドミッション・ポリシーは、ウェブサイトまたは法曹養成専攻案内パンフレットを通じて公表されている。なお、パンフレットは募集要項希望者のほか説明会参加者にも配布している。なお、入学者選抜方法や教育活動等についてもパンフレットにその概略をウェブサイトにその詳細を掲載している【解釈指針6-1-1-2】。

資料 601 「法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト」

◆ 教育上の理念、目的

大阪市立大学ロースクール(正式名称:大学院法学研究科法曹養成専攻)は、大都市大阪市の市域に設置される唯一のロースクール(法科大学院)として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指します。

真のプロフェッショナルと呼び得るためには

第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを發揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していかなければなりません。

第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていかなければなりません。

第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していかなければなりません。

大阪市立大学ロースクールは、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指します。

◆ どのような法曹を養成するのか

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住む市民の日常生活にかかる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されます。

大阪市立大学ロースクールは、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指します。

第1は、複雑化しつつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹です。

第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹です。

第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹です。

◆ アドミッション・ポリシー

入学者にはまず、本学ロースクールの厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められます。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていかなければなりません。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目のすべてについて、すでに基礎的な学識を有していかなければなりません。

そのような学力に加えて、本学ロースクールは、「教育上の理念、目的」の項で掲げたように、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有している

ことを求めます。本学ロースクールは、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指しますが、本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることになります。

さらに、本学ロースクールは、学生層の多様性を確保することを重視します。人間という存在への深い关心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本学ロースクールが目指すもう一つの目的である、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからです。

(出典：法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト
(<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/staff.html>)

基準6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準6－1－2に係る状況)

法曹養成専攻の入学定員は75名であり、3年標準型を40名程度、2年短縮型を35名程度としている。多様性を確保するために法学既修者以外の入学を予定する3年標準型に全体の5割を超える定員を割り当てている。

アドミッション・ポリシーに基づき、3年標準型は法科大学院適性試験、小論文及びその他要素を審査して選抜している。なお、「その他の要素」は、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮される。2年短縮型は適性試験、法律科目試験、及びその他要素を審査して選抜している。なお、3年標準型、2年短縮型それぞれの入学試験は出願数が定員の7倍程度を越えた場合に、適性試験の成績により第一次選抜をしている《別添資料7 平成20（2008）年度大学院法学研究科法曹専攻（法科大学院）学生募集要項1～7頁参照》。

基準 6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6－1－3 に係る状況)

「開放性」、「公平性」、及び「多様性」の確保を図っており、大阪市立大学法学部出身者が入学者選抜に際して優遇されることはない。平成 20 年度は 3 年標準型 36 名中 6 名が大阪市立大学出身者であり、2 年短縮型 35 名中 6 名が大阪市立大学出身者である。いずれ 2 割以下の人数にとどまっている。なお、平成 20 年度は、大阪市立大学出身者が出身大学別でもっとも多い人数の大学となったが、合格者に占める割合でみると、大阪市立大学出身者は、3 年標準型で 7 名（3 位）、2 年短縮型で 7 名（4 位）であり、京都大学がそれぞれ、9 名、16 名で、もっとも人数の多い大学であった。なお、大阪市立大学は、大学全体の制度として「大阪市住民及びその子」の入学料をその他の者よりも低く設定している関係上、多数の大阪市民を含むであろう大阪市立大学や大阪近辺の大学の出身者が本法科大学院を志望する傾向があるかもしれない【解釈指針 6－1－3－1】。

本法科大学院は寄付の募集をしていない【解釈指針 6－1－3－2】。

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6－1－4 に係る状況)

入学選抜に当たっては、3年標準型と2年短縮型ともに第2次選抜試験の評価として独立行政法人大学入試センターの適性試験の成績とその他要素が一定割合考慮されることになっている。これらの審査により、本法科大学院の履修の前提として要求される判断力・思考力、分析力、表現力がバランスよく要求されることとなっている。なお、2年短縮型の第2次選抜試験においては適性試験との配点 740 点中適性試験 200 点にすぎないが、入学試験は出願数が定員の 7 倍程度を越えた場合に、適性試験の成績により第一次選抜をしていることから、現実には配点以上に適性試験が重視される結果となっている《資料 602 参照》【解釈指針 6－1－4－1】。

資料 602 「第2次試験の配点」

区分	適性試験	第2 次選抜試験	その他の要素	合計
3 年標準型	1 0 0	小論文 1 0 0	4 0	2 4 0
2 年短縮型	2 0 0	法律科目(各科目 100) 5 0 0	4 0	7 4 0

※ 合計が同点の者が複数ある場合、合否判定に際しては、第2次選抜試験（3年標準型：小論文、2年短縮型：法律科目）の成績上位者を優先することがあります。

（出典：平成 20（2008）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項）

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6－1－5 に係る状況)

本法科大学院は公平性・開放性を確保するため、定員に社会人特別枠や他学部出身者特別枠を設けていない。しかしながら、それらと同時に、出願書類として、卒業（見込）証明書のほかに、①在籍したすべての大学・大学院の成績証明書、②自己評価書、及び③成績申告書を提出させており、さらに任意に、④語学能力を証明する書類及び⑤公的資格や特技を証明する書類（法学関係の検定試験を除く）の提出を認めている《資料 603 参照》。これらの提出書類に基づき、法学以外の多様な知識又は経験を「その他要素」として考慮している。なお、その他要素は、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に審査されることとされている【解釈指針 6－1－5－1】。

社会人等については、②自己評価書、③公的資格等証明書類などを通じて、多様な社会経験を考慮するようにしている《資料 604 参照》。それらが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つかどうかという観点から審査している【解釈指針 6－1－5－2】。

平成 20 年度の入学者 71 名のうち他学部出身者は 13 名（18%）であり、社会人は 13 名（18%）である。なお、3 年標準型と 2 年短縮型の内訳は下記の通りである。昨年度まで入学者のうち社会人は 3 割以上となっていたが、今年度は 2 割以下に急減した。他学部出身者も、2 割以下となっている。3 年標準型 36 名のうち他学部・社会人の合計は 10 名であり、2 年短縮型 35 名のうち他学部・社会人の合計は 10 名であり、両者を合計すると 20 名の他学部・社会人が入学している（なお、他学部かつ社会人の重複者が 6 名いるため、下記の表の他学部と社会人の人数の総和より 6 名少ない）。したがって、入学者全体に占める他学部・社会人の割合は 28% となり、法学以外の履修経験者や実務等の経験者が 2 割以上、3 割以下となっている。

ただし、入学試験合格者に占める他学部・社会人の割合は 30% であり、平成 20 年度は入学手続の段階で他学部・社会人が大幅に減ったといえる。その要因は不明であるが、今後 2～3 年の動向から、今年度特有の状況であるか否か、全国的な傾向であるか否かの状況を見極めて、入学者に占める他学部・社会人の割合が 3 割を超えるように一層の努力をする予定である【解釈指針 6－1－5－3】、【解釈指針 6－1－5－4】。

【卒業学部別】

3 年標準型 法学部 27 名（75%）・他学部 9 名（25%）

2 年短縮型 法学部 31 名（89%）・他学部 4 名（11%）

【社会人数・比率】

3 年標準型 5 名（28%）

2 年短縮型 10 名（29%）

資料 603 出願書類（抜粋）

3	卒業（見込）証明書	在籍又は出身大学（学部）長等が作成したもの。（厳封不要）複数の大学を卒業している者は、そのうち一つの大学の卒業証明書のみで結構です。大学院で学位を取得している者は、これに代えて学位取得を証明する書類を提出してください。成績証明書が卒業（見込）をも証明している場合には、それとは別に卒業（見込）証明書を提出する必要はありません。
4	成績証明書	在籍又は出身大学（学部）長等が作成したもの。（厳封不要）複数の大学に在籍した者、大学と大学院に在籍した者は、そのすべての大学の成績証明書が必要です。（ただし、ここでいう「大学」には短期大学と高等専門学校は含みません。）複数の大学院に在籍した者はこれに加えてそのすべての大学院の成績証明書が必要です。
9	自己評価書	法曹を目指すに至った動機やこれまでの学習及び研究、職業経験、主婦・主夫としての経験、ボランティア経験、各種団体における指導者や組織の一員としての経験などさまざまの経験、並びに特技のうち、本専攻での学習や将来の法曹としての活動に役立つものを記載して、それらに基づいて自身の法曹としての適性について、2,000字以内で記載してください。ワープロ（ソフト）を用いて作成する場合には、A4用紙1枚に10~11ポイント、40字×25行（本文）で2枚に印刷してください。手書きの場合には、A4版横書きの原稿用紙に記載してください。いずれの方式による場合にも、その上部に「自己評価書」という標題を記入したうえ、署名（手書き）し、ホッチキス（ステープラー）などで左上をとじてください。（各ページの上部にそれらを記入し、署名してください。）
10	成績申告書	学部の成績について、本研究科所定の様式に従って申告書を作成してください。詳細は、別紙「成績申告書の書き方」をご覧ください。

(出典：平成20（2008）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項)

資料 603 出願書類（抜粋）つづき

11	語学能力を証明する書類（任意）	英語のほかに、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語、スペイン語、イタリア語も考慮対象となります。これら以外の外国語については、個別に問い合わせてください。ただし、いずれかの国家の制定法（ただし、特定の人的集団のみに適用される法を除く）を定めるために用いられている言語に限ります。外国語能力の証明書は、受験票に写真を貼付するなど受験手続が厳正な試験に基づき、かつ、一般的に信頼度の高い機関が発行したものでなければなりません。英語については、TOEFL 又は TOEIC の成績証明を提出することが望ましいが、実用英語検定などその他の検定の合格証明書の提出も可とします。TOEFL, TOEIC は、公式の試験にもとづき発行される公式認定証（TOEFL の Official Score Report, TOEIC の Official Score Certificate）を提出する必要があります。TOEFL の ITP または TOEIC の団体特別受験制度（Institutional Program）を利用された場合、公式認定証が発行されないので注意してください。検定の受験時期や証明書の発行時期については特に制限を設けません。証明書は原本が望ましいが、原本が1通しか発行されない場合のようにそれを提出することが困難である場合にはコピーでも結構です。成績の提出は志願者が他の必要書類とともにに行ってください。試験実施主体からの直送方式は受け付けません。
12	公的資格や特技を証明する書類（任意）	「公的資格や特技」は上記「9 自己評価書」において本専攻での学習や将来の法曹としての活動に役立つことが明らかにされているものに限ります。これらはこのような観点からの評価の対象となるものであり、公的資格や特技それ自体の価値をランクづけするのではなくことに留意してください。なお、司法試験短答式合格歴や、同論文式試験の成績、日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績、その他法学関係の検定試験の成績は評価の対象になりませんので、提出しないでください。

(出典：平成 20（2008）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項)

資料 604 社会人の要件（抜粋）

社会人の要件について

本専攻の入学者選抜において、社会人とは以下のいずれかに該当する者です。

1. 大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ている者
2. 上記1の条件を満たさない者であっても、以下のいずれかのかたちで、3年以上の社会経験、すなわち、官庁、企業、各種団体等に常勤（いわゆる正社員であるか否かに関わりなく、1週20時間以上の勤務をいう。）で勤務した経験、又は自ら事業を営んだ経験、又は主婦若しくは主夫としての経験を有する者
 1. 大学の夜間部又は夜間主コースを卒業し、又は卒業見込みの者で、大学在学中に3年以上の社会経験を有する者
 2. 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学入学以前に3年以上の社会経験を有する者
 3. 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学在学中に休学し、その休学期間中に3年以上の社会経験を有する者
 4. 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学入学前、大学の夜間部又は夜間主コース在学中、大学休学中、および大学卒業後の社会経験が、合算して3年を超える者

（出典：法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト）

6－2 収容定員と在籍者数

基準6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6－2－1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、 $75 \times 3 = 225$ である【解釈指針6－2－1－1】。平成20年（2008年）5月1日の在籍者数は177名である（休学者を含む）。したがって、収容定員を大幅に下回っている。なお、3年標準型の1年生は40名程度を定員とするため、 $75 \times 2 + 40 = 190$ という人数で考えると、それよりも若干下回る在籍者数である。現段階で収容定員を下回っているため、在籍者数が収容定員を上回ることが恒常的とならないための措置は講じていない【解釈指針6－2－1－2】。

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6－2－2 に係る状況)

本法科大学院の入学選抜試験合格者数は、過去の入学手続率を考慮して、入学定員（75名）よりも多い。しかし、入学手続者数が入学定員を下回るため、若干の追加合格者をだしている。したがって、入学手続者数と入学定員との乖離はほとんどない。

今後、在籍者数を考慮しつつ、入学定員の見直しが必要になれば、そのときに見直しを検討することになるであろうが、現在のところ見直しの必要はない状況にある【解釈指針 6－2－2－1】。

	出願区分と定員	第2次選抜合格者数	追加合格者数	入学者数(追加合格者含む)
平成16年度入試	3年標準(40程度)	59	7	37
	2年短縮(35程度)	55	2	32
	合計(75)	114	9	69
平成17年度入試	3年標準(40程度)	55	6	30
	2年短縮(35程度)	52	4	41
	合計(75)	107	10	71
平成18年度入試	3年標準(40程度)	64	4	38
	2年短縮(35程度)	49	5	36
	合計(75)	113	9	74
平成19年度入試	3年標準(40程度)	61	7	39
	2年短縮(35程度)	56	0	37
	合計(75)	117	7	76
平成20年度入試	3年標準(40程度)	60	8	36
	2年短縮(35程度)	51	5	35
	合計(75)	111	13	71

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

優れた点としては、本法科大学院においては、大阪市立大学出身者枠がないことはもちろん、他学部出身者特別枠や社会人特別枠などさえも設けないことによって「公平性」、「開放性」を徹底して確保している点にある。さらに、「公平性」、「開放性」とともに、「多様性」をも確保するために、自己評価書等の提出を求めて入学者が多様となるように「その他要素」として組み入れる第2次選抜試験を実施している点である。なお、「その他要素」は、3年標準型・2年短縮型とともに組み入れられている。

2 改善を要する点

改善を要する点としては、定員を上回ることのないように合格者数を決定しても、結局のところ、追加合格者を決める際に同点者が多数のため、入学定員を上回ることになる人数の追加合格者を出さざるを得ないことであったが、この点については、同点者複数の場合、本学の第2次選抜試験の成績上位者を優先することとして、やや改善されている《資料602参照》。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1 新入生に対する履修指導

①入学前の履修指導

まず、1月の入学手続きの際に、法学入門書等の紹介の文書や、前期開講科目の教科書・予習範囲に関する書面を配布する《資料701, 702参照》。それに加えて、希望者には、正副専攻長や教務委員など専任教員6, 7名が個別相談に応ずる。個別相談を通じて、学生の不安感等を取り除き、彼らが入学後の専攻での生活に円滑に入っていけるよう努めている。個別相談の内容は多岐にわたるが、入学までの勉強の仕方・程度、授業の形態や予習・復習の量などが含まれる。

3月上旬には、新入生向けに説明会を行う（ただし入学前であることを考慮して学生の出席は任意。欠席した学生には配布書類を送付）。本法科大学院の便覧や講義概要、前期開講の各科目の資料集を配布したうえ、教務委員等から、授業の進め方や法分野ごとの勉強の仕方などについて説明する《資料703参照》。この段階で、学生は、分野別の勉強の仕方や各授業の全体像・狙いを理解することができ、また、配布資料に基づいて本格的に予習できる態勢になる。

②入学後の履修指導

4月早々にあらためて説明会（全員参加）を行う。この説明会では、前期開講科目の各担当教員が出席し、それぞれの授業の内容や進め方について解説する。それとともに、担当の委員・職員が履修手続きや自習室、資料室、図書館、データベース等の使い方などについて説明する《資料704参照》。

以上のように、新入生向けには、授業開始までに3回にわたって入学後の教育環境等について説明する機会を設け、学生が本法科大学院での生活にすみやかになじめるよう努めている【解釈指針7-1-1-1】。

資料 701 「入学手続時に配布した『法学入門関連の推薦書および辞書について』」

(抜粋)

特定の前期科目の予習のために必要というわけではありませんが、法科大学院での学修の前提として、法学に関する入門文献のうち下記のものを推薦します。

これらは、とりわけ、3年標準型学生が、各科目で求められた予習文献を読むための基礎的な知識を得るという点で学修の助けとなることと思います。さらに2年短縮型学生が、基礎から法学を見直す手段としても有意義であると思われます

書店などで実際に見比べた上で、各自の興味や法学知識に応じて、これらのうち少なくとも1冊は手元において学修の助けとされることを推薦します。

なお、基礎的な法律用語を各自が調べるための辞典としては、金子宏ほか編『法律学小辞典 [第4版]』(有斐閣, 2004) を推薦します。

<一般的な文献>

①松本恒雄ほか『日本法への招待 [第2版]』(有斐閣, 2006)

法学の初学者向けに、法領域ごとに、裁判例・審決例の読み方と法的問題に関する解説、および法律用語集から構成されている。初学者を意識して難解な法律用語に関する丁寧な説明がなされているほか、知的財産権や労働法といった先端分野における最新の裁判例をも扱う。

(以下、略)

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料 702 「入学手続時に配布した『刑法I（刑法総論）の事前学習にあたって』」

(抜粋)

1 講義の概要 (略)

2 判例教材

……を購入してください。……よりも、判決文が長く引用されており、判例そのものを理解するのには本書のほうが適しています。

3 教科書

……本講義では、厳密な意味で「教科書」を指定することはいたしません。比較的最近出版された研究者の手による刑法総論の基本書であれば、基本的にどれでもかまいません（予備校の教科書は不可）。

法学部出身者については、学部生のときに使っていた基本書でもかまいません。

そのほかの人については、入門・基礎段階の基本書として、……を推薦します。本書は、小型（B6版）で薄く（本文229頁）、しかも、著者の視点で一貫した叙述がなされており、刑法総論の全体像・体系をつかむのに適した本です。……

4 参考書 (略)

5 予習

……を購入した人は、まず、第1章から第8章未遂まで（172頁分）ざっと読んでみて、刑法総論の骨格をつかんでください。

その後にもう一度読み直してください。2回目は、主要な論点について、著者の見解の結論、その理由、他説（の説明）、他説への批判の4点に、それぞれ色分けして下線を引いてみてください。（以下略）

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料 703 「2008年度新入院生向け入学前説明会」(抜粋)

2008年3月2日(日)午後1時から3時45分

- 1 専攻長あいさつ(吉井副専攻長)
- 2 教育内容の説明
 - (1)シラバスの一般的説明(三島教務委員)
 - (2)ロースクールにおける勉強についての一般的説明(三島教務委員)
 - (3)分野別の説明
 - ①公法科目の内容・予習の内容について(渡辺教授)
 - ②民事法科目の内容・予習の内容について(吉井副専攻長)
 - ③刑事法科目の内容・予習の内容について(三島教務委員)
- 3 質疑応答
- 4 事務的手続き

(出典: 法学研究科事務室保管資料)

資料 704 「法学研究科法曹養成専攻ガイダンス」(抜粋)

2008年4月3日

午前の部(新入生対象)

- 1 あいさつ(高田昌宏研究科長・吉井法曹養成専攻長・島川実務家教員代表)
- 2 履修に関する説明(高橋英治)
諸規定、履修方法、時間割、履修モデル、オフィスアワー等の説明
- 3 各種手続に関する説明(事務担当者)
- 4 特待生制度の説明(高橋英治)
- 5 関係施設とその使用方法等の説明(阿部昌樹教授)
自習室・資料室・TKCの説明、図書館のガイダンス日の紹介など
・・・略・・・

午後の部(その1)(新入生対象)(司会:高橋英治・渡辺)

- 9 授業の準備に関する説明(質疑応答を含む)
1年生・・・人権の基礎理論(渡辺), 民法I(寺田), 商法(吉井), 刑法I(三島), 刑法II(浅田)

2年生・・・公法総合演習I(渡辺), 行政活動と法(中原), 民法IV・民法総合演習I(高橋眞), 商法総合演習I(高橋英治), 民事訴訟法II(松本), 刑事訴訟法総合演習(高田・高見), 法曹倫理・民事訴訟実務の基礎(島川), 社会保障法(木下), 国際家族法・国際民事手続法(国友)

1・2年生・・・英米法(勝田), 中国法(王), 刑事政策(恒光)

午後の部(その2)(全学生対象)

- 10 在校生全員に対する説明など
- 11 在校生から新入生に向けての挨拶
- 12 自習室席くじ引きなど

(出典: 法学研究科事務室保管資料)

2 法学未修者への配慮

法学未修者に対しては、上記1①で述べたように、1月の入学手続時に、法学全般の入門書を示し、法学一般について概括的な知識を得ておくよう促すとともに、各科目につきどこをどのように勉強すればよいのかを示す《資料 701, 702 参照》。そして、より具体的な準備学習の方法について知りたいとする者に対しては、入学手続後の個別相談や3月上旬の説明会での質疑応答において指導するようにしている。

1年次前期は、法学の授業をまったく初めて受ける学生がいることを考慮して、必修科目を14単位以内にとどめている《資料 705 参照》(基本は、憲法・民法・刑法の14単位。ただし2008年度は、事情により、商法を加えた4分野12単位。刑法Iと商法は通年で開講)。このように、基本科目の予習・復習に時間をかけることができるようカリキュラムを組んでいる。

各講義の担当者は、法学未修者であることを念頭に置き、丁寧に説明するとともに、授業中

質疑応答やレポート・中間テスト、さらには任意の授業アンケートなどを通じて彼らの理解度を確かめながら、講義を進めている。

また、個別的にも、オフィス・アワーでの質疑応答や基準7-1-2で述べる担当教員による個別面談において、授業についてこれているかどうかを確かめ、必要に応じた助言をするなどの措置をとっている。さらに、FDの会合においても、教員間で相互に情報交換しあい、各講義での指導に活かすよう努めている【解釈指針7-1-1-2】。

資料 705 カリキュラムの全体像《平成 20 年度以降入学生及び平成 19 年度入学の法学未修者用》

		記号の意味 ◎=必修 * =選択必修 ○自由選択	表示の意味	科目名=隔年開講科目
	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
1 年 次 前 期	人権の基礎理論 (2 単位◎) 民 法 I (4 単位◎) 民 法 II (4 単位◎) 刑 法 I (4 単位◎)		法 哲 学 (2 単位*) 中 国 法 (2 単位*)	刑 事 政 策 (2 单位*)
1 年 次 後 期	統治の基本構造 (2 単位◎) 民 法 III (2 単位◎) 商 法 (4 単位◎) 民事訴訟法 I (4 単位◎) 刑 法 II (2 単位◎) 刑 事 訴 訟 法 (2 単位◎)		法 社 会 学 (2 単位*) 日 本 法 制 史 (2 単位*) 英 米 法 (2 単位*) ド イ ツ 法 (2 単位*)	
2 年 次 前 期	行政活動と法 (2 単位◎) 公法総合演習 I (2 単位◎) 民 法 IV (2 単位◎) 民法総合演習 I (2 単位◎) 商法総合演習 I (2 単位◎) 民事訴訟法 II (2 単位◎) 刑事訴訟法総合演習 (2 単位◎)	法曹倫理 (2 単位◎) 民事訴訟実務の基礎 (2 単位◎)	法 哲 学 (2 単位*) 中 国 法 (2 単位*)	刑 事 政 策 (2 单位*) 社会保障法 (2 单位*) 国際家族法 (2 单位*) 国際民事手続法 (2 单位*) 国際人権法 (2 单位*)
2 年 次 後 期	公法総合演習 II (2 単位◎) 民法総合演習 II (2 単位◎) 商法総合演習 II (2 単位◎) 民事訴訟法総合演習 (2 単位◎) 刑法総合演習 (2 単位◎) 民事法総合演習 (2 単位○) 刑事法総合演習 (2 単位○)		法 社 会 学 (2 単位*) 日 本 法 制 史 (2 単位*) 英 米 法 (2 単位*) ド イ ツ 法 (2 単位*)	租 稅 法 (2 单位*) 破 産 法 (2 单位*) 消 費 者 法 (2 单位*) 労 働 法 (4 单位*) 経 済 法 (2 单位*) 知的財産法 I (2 单位*) 国 際 法 (2 单位*) 国際経済法 (2 单位*) 又は、 国際取引法 (2 单位*) 国際財産法 (2 单位*)
3 年 次 前 期	刑事法理論の展開 (2 単位○)	刑事訴訟実務の基礎 (2 単位◎) 法 文 書 作 成 (2 単位*) 弁 護 実 務 基 礎 論 (2 単位*) エクスターーンシップ (2 単位*)	法 哲 学 (2 単位*) 中 国 法 (2 単位*)	2 年次前期開講の 展開・先端科目に加え、 現代企業取引法 (2 单位*) 金融・保険法 (2 单位*) 民事執行・保全法 (2 单位*) 民事再生・会社更生法 (2 单位*) 労 働 法 演 習 (2 单位*) 経 済 法 演 習 (2 单位*) 知的財産法 II (2 单位*) 国 際 法 演 習 (2 单位*)
3 年 次 後 期	公法理論の展開 (2 単位○)	民 事 模 擬 裁 判 (2 単位*) 刑 事 模 擬 裁 判 (2 単位*) 中小企業向け法律相談 (2 単位*)	法 社 会 学 (2 単位*) 日 本 法 制 史 (2 単位*) 英 米 法 (2 単位*) ド イ ツ 法 (2 単位*)	2 年次後期開講の 展開・先端科目に加え、 公 務 員 法 (2 单位*) 知的財産法演習 (2 单位*) 中 小 企 業 法 (2 单位*)

(出典：法学研究科法曹養成専攻履修規程 別表第2)

3 法学既修者に対する履修指導

2年次、とくに前期については必修科目として基本科目（主に演習）を多数配置している。法学既修者で入学してきた学生の多くは予備校で試験対策用の勉強をしてきており、生の判例を精読して事案を整理し問題点を抽出するとか、ある事項について見解の異なる論文を読んでその対立の要を整理するなどの作業に慣れていない。そこで、2年次については、個別の論点の理解を深めることはもちろん、これまでの勉強方法を見直し、深く学ぶことの重要性とその方法論を修得させることを目指している《資料706参照》。

また、2年次後期には、実務家教員が担当する選択必修科目として、民事法総合演習と刑事法総合演習を提供している。いずれも、実体法と手続法双方の諸問題を実務的な観点から扱う授業であり、学生に、それまでの理論教育から得た知識を総動員しながら、実務の枠組みの中でどのように対処すべきかを学ばせるものである。また、前期の必修科目である刑事訴訟法総合演習では、研究者教員と実務家教員の2人が担当し、理論を踏まえながら、実務上の諸問題にどのように立ち向かえばよいかを学生に考えさせる授業をおこなっている《資料707参照》。

3年次には、学生は、2年次までの学習を基礎にして、民事再生・会社更生法、金融・保険法、公務員法などさまざまな展開・先端科目を学ぶとともに、実務家教員による刑事訴訟実務の基礎、弁護実務基礎論、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、中小企業向け法律相談などの実務基本科目を学習する。刑事訴訟実務の基礎では、教員から示された具体的な事案に関して、手続きの各段階で実務家がどのように対応していくべきかについて検討していく《資料708参照》。また、中小企業向け法律相談は、実際の法律相談に学生が同席するなどして、生の事件で相談にどのように応すればよいかを学ぶ科目である《資料709参照》。

これらのほかに、2年次後期及び3年次前期のそれぞれの期末試験の後に、学生が法律事務所で実地に研修をうけるエクスターンシップを設けている。

以上のように、理論面と実務面の両方を総合的に修得できるようカリキュラムを組んであるが、このようなカリキュラムに学生が対応していくよう、オフィス・アワーでの質疑応答や担任教員の個別面談で学生に授業の感想等を尋ね、必要に応じて、他の研究者教員・実務家教員の協力も得ながら助言するよう努めている【解釈指針7-1-1-3】。

資料706 「民法総合演習I（民事取引法総合演習①）シラバス」（抜粋）

1 講義等の内容

……本演習では、判例集に収められた資料を、上記の対立関係に注意しながら読み（原告と被告はどの点で対立しているのか、原判決が破棄されたのは何故か等。なお、第1審、控訴審判決においては、一方当事者がどのような事実を、どの法律要件に結びつけて主張し、他方当事者がどのように反論しているかに注意して読むこと。実務上、主張・抗弁などがどのように行われるかを見るためのデータである）、分析する。まず、担当者を決めて、最高裁民事判例集に収められた資料を、①第1審における原告の主張と被告の主張、それに対する裁判所の判断、②控訴審における同様の事項、③最高裁における判断について簡単に報告してもらい、その上で、報告者・参加者から、当該判例および当該テーマに関する疑問を提出して検討を行う。……それによって、第一に、資料を的確に読み取る力を身につけること、第二に、様々な比較を通じて、より深い問題設定（疑問の提示）をする力を身につけることが、本演習の目標である。

（出典：2008年度シラバス）

資料 707 「刑事訴訟法演習シラバス」（抜粋）

1 演習等の内容

①具体的な刑事事例を素材として、扱うべき個別の課題に対し実務法曹としてどのように調査、分析、解決を行うべきなのか、方法を十分に理解させ、自己の能力として体得させる。
……③課題により、学生自身の主張を裁判所に提出する意見書などの形式で事前に書面化させる。

（出典：2008年度シラバス）

資料 708 「刑事訴訟実務の基礎シラバス」（抜粋）

1 講義等の内容

……具体的なモデル事例を設定して、捜査の端緒から、被疑者の逮捕・勾留段階を経て、公訴提起、公判前整理手続、冒頭手続、証拠調査手続、判決宣告に至るまでの手続の中で発生する法的論点に対して、各訴訟当事者が取るべき対応について、その処理を考えさせる。

（出典：2008年度シラバス）

資料 709 「中小企業向け法律相談シラバス」（抜粋）

1 講義等の内容

……中小企業における法律紛争の解決方法についての相談を、担当弁護士の相談活動を通じて学ぶものであり、法律相談を中心としたリーガルクリニックである。学生は、大阪市内の本学文化交流センター内にある中小企業支援法律センターに於いて、相談者の同意を得たうえで、担当弁護士の法律相談に同席するか、或いは本学の教室において、センターとの間でのビデオリンクによる方法で行うものである。

（出典：2008年度シラバス）

4 教育理念・目的との関連性

Ⅲ第1章1、1-1に記載したように、本法科大学院は、大阪市が大都市であるがゆえに発生するさまざまな法的問題（具体的には企業の経済活動、社会的弱者を含む市民の日常生活、経済・社会のグローバル化に関わる問題）に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッショナルとしての法曹を養成することを理念としている。その理念を実現すべく、企業の経済活動に関わる科目（経済法、知的財産法I・II・演習、国際経済法、国際取引法、現代企業取引法、金融・保険法、民事再生・会社更生法、中小企業法、中小企業向け法律相談など）、市民生活に関わる科目（社会保障法、労働法・労働法演習、破産法、国際家族法など）、グローバル化に関わる科目（国際法・国際法演習、国際人権法、国際経済法、国際取引法、国際財産法、国際民事手続法、英米法、ドイツ法、中国法など）などを提供している。

そして、4月の説明会の際には、新入生に上記の3つの理念に応じた履修モデルを示し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を選択するときの目安にするよう指導している《資料710参照》【解釈指針7-1-1-4】。

資料 710 履修モデル(いずれも3年標準型)

1 企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

記号の意味 ◎=必修 * =選択必修 ○自由選択

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
1年次前期	人権の基礎理論 (2単位◎) 民法I (4単位◎) 民法II (4単位◎) 刑法I (4単位◎)			
1年次後期	統治の基本構造 (2単位◎) 民法III (2単位◎) 商法 (4単位◎) 民事訴訟法I (4単位◎) 刑法II (2単位◎) 刑事訴訟法 (2単位◎)			
2年次前期	行政活動と法 (2単位◎) 公法総合演習I (2単位◎) 民法IV (2単位◎) 民法総合演習I (2単位◎) 商法総合演習I (2単位◎) 民事訴訟法II (2単位◎) 刑事訴訟法総合演習 (2単位◎)	法曹倫理 (2単位◎) 民事訴訟実務の基礎 (2単位◎)		
2年次後期	公法総合演習II (2単位◎) 民法総合演習II (2単位◎) 商法総合演習II (2単位◎) 民事訴訟法総合演習 (2単位◎) 刑法総合演習 (2単位◎)			租税法 (2単位*) 破産法 (2単位*) 経済法 (2単位*) 知的財産法I (2単位*) 国際取引法 (2単位*)
3年次前期		刑事訴訟実務の基礎 (2単位◎) 弁護実務基礎論 (2単位*)	中国法 (2単位*)	現代企業取引法 (2単位*) 金融・保険法 (2単位*) 民事執行・保全法 (2単位*) 民事再生・会社更生法 (2単位*) 知的財産法II (2単位○) 国際民事手続法 (2単位○)
3年次後期		民事模擬裁判 (2単位*)	英米法 (2単位*)	知的財産法演習 (2単位○) 中小企業法 (2単位○)

2 社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

記号の意味 ◎=必修 * =選択必修 ○自由選択

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
1年次前期	人権の基礎理論 (2単位◎) 民法I (4単位◎) 民法II (4単位◎) 刑法I (4単位◎)			
1年次後期	統治の基本構造 (2単位◎) 民法III (2単位◎) 商法 (4単位◎) 民事訴訟法I (4単位◎) 刑法II (2単位◎) 刑事訴訟法 (2単位◎)			

2年次前期	行政活動と法 (2単位◎) 公法総合演習 I (2単位◎) 民法IV (2単位◎) 民法総合演習 I (2単位◎) 商法総合演習 I (2単位◎) 民事訴訟法 II (2単位◎) 刑事訴訟法総合演習 (2単位◎)	法曹倫理 (2単位◎) 民事訴訟実務の基礎 (2単位◎)		
	公法総合演習 II (2単位◎) 民法総合演習 II (2単位◎) 商法総合演習 II (2単位◎) 民事訴訟法総合演習(2単位◎) 刑法総合演習 (2単位◎) 刑事法総合演習 (2単位◎)		法社会学 (2単位*)	労働法 (4単位*) 破産法 (2単位*)
3年次前期		刑事訴訟実務の基礎 (2単位◎) 弁護実務基礎論 (2単位*)	法哲学 (2単位*)	刑事政策 (2単位*) 社会保障法 (2単位*) 国際家族法 (2単位*) 国際人権法 (2単位*) 民事執行・保全法(2単位*) 労働法演習 (2単位*) 民事再生・会社更生法(2単位○)
3年次後期		刑事模擬裁判 (2単位*)		公務員法 (2単位○) 消費者法 (2単位○)

3 グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

記号の意味 ◎=必修 * =選択必修 ○自由選択

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
1年次前期	人権の基礎理論 (2単位◎) 民法 I (4単位◎) 民法 II (4単位◎) 刑法 I (4単位◎)			
1年次後期	統治の基本構造 (2単位◎) 民法III (2単位◎) 商法 (4単位◎) 民事訴訟法 I (4単位◎) 刑法 II (2単位◎) 刑事訴訟法 (2単位◎)			
2年次前期	行政活動と法 (2単位◎) 公法総合演習 I (2単位◎) 民法IV (2単位◎) 民法総合演習 I (2単位◎) 商法総合演習 I (2単位◎) 民事訴訟法 II (2単位◎) 刑事訴訟法総合演習 (2単位◎)	法曹倫理 (2単位◎) 民事訴訟実務の基礎 (2単位◎)		
2年次後期	公法総合演習 II (2単位◎) 民法総合演習 II (2単位◎) 商法総合演習 II (2単位◎) 民事訴訟法総合演習 (2単位◎) 刑法総合演習 (2単位◎)		英米法 (2単位*)	知的財産法 I (2単位*) 国際法 (2単位*) 国際取引法 (2単位*) 国際財産法 (2単位*)
3年次前期		刑事訴訟実務の基礎 (2単位◎) 弁護実務基礎論 (2単位*)	中国法 (2単位*)	現代企業取引法 (2単位*) 金融・保険法 (2単位*) 知的財産法 II (2単位*) 国際家族法 (2単位*) 国際民事手続法 (2単位*) 国際人権法 (2単位○) 国際法演習(2単位○)
3年次後期		民事模擬裁判 (2単位*)		経済法 (2単位○) 国際経済法 (2単位○)

基準 7－1－2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるように、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7－1－2 に係る状況)

第1に、各教員は、毎回の授業終了後、学生からの質問に丁寧に答えるようにしている。多くの学生からさまざまな質問が出されるので、質疑応答は長時間に及ぶのが通常である。

第2に、各教員は、授業を担当する学期について、毎週一定の時間帯にオフィス・アワーを設定し、学生からの質問や相談に応じるようにしている。学生には、前学期の定期試験終了後（ただし入学直後については授業開始直前）に開かれる全員参加の科目説明会や初回の授業のほか、掲示により、オフィス・アワーの時間帯を連絡している。なお、オフィス・アワーにおける学生の来訪には事前予約は不要とするのが通常だが、事前予約を必要とする場合には、電子メールで連絡するよう伝えている《資料 711 参照》【解釈指針 7－1－2－1】。

資料 711 「オフィスアワー一覧表（2007 年度）」

オフィスアワー一覧表

担当者	科目名	曜日	時間	対象 学年	事前連絡等
佐々木 雅寿	人権の基礎理論	木	授業後1時間	1	
	公法総合演習Ⅰ	金	授業後1時間	2	
中原 茂樹	行政活動と法	金	授業後	2	
寺田 正春	民法Ⅰ	月と水	12:10～	1	
高橋 真	民法Ⅳ	金	16:10～19:30	1	18:00以降については、事前連絡（授業後、またはメール）をしてほしい。
	民法総合演習Ⅰ	水・木	水4、木2、木4	2	講義の後の時間。その他に、メールでアポイントメントをとれば、個別対応。
高橋 智也	民法総合演習Ⅱ	火	4	2	できればメールで事前連絡をしてほしい。
・井 敦子	商法	水、火	授業後及び火曜11:50～12:50	1	メールで事前連絡をしてほしい。
	金融・保険法	月、火	授業後及び火曜11:50～12:50	3	
高橋 英治	商法総合演習Ⅰ	水	各授業後	2	
小柿 徳武	現代企業取引法	木	3	3	できれば事前連絡をしてほしい。
浅田 和茂	刑法Ⅰ	金	3限	1	
三島 聰	刑事法理論の展開	金	14:00～15:00	3	できれば事前連絡をしてほしい。
高田 昭正	刑事訴訟法総合演習	火	14:00～15:00	2	事前連絡が必要。
	刑事法理論の展開			3	
王 晨	中国法	金	授業後	1～3	
和久井 理子	経済法演習	月	12:10～	3	事前連絡が必要（メールで）。
国友 明彦	国際家族法				
	国際民事手続法	金	13:30～14:00	2～3	特に要らない。
高田 賢治	破産法	木	3限	2～3	直前でもよいのでメールで連絡して欲しい。
島川 勝	法曹倫理			2	
	民事訴訟実務の基礎	木	4限	2、3	できれば事前連絡が欲しい。
仲田 哲	民事執行・保全法	火	授業後	3	
小原 正敏	法文書作成	水	授業後	3	別途メールでも受ける。
松村 信夫	知的財産法Ⅱ	火	授業後及び3限	3	緊急時はメールでも受付ける。
大江 洋一	刑事訴訟実務の基礎	木	授業後	3	別途メールでも受ける。
高見 秀一	刑事訴訟法総合演習			2	
	刑事訴訟実務の基礎	木	授業後	3	別途メールでも受ける。
松本 博之	民事訴訟法Ⅱ			2	事前に連絡のうえ、研究室へ。
瀧川 裕英	法哲学	月	2限	1～3	
恒光 徹	刑事政策	月	授業後	1～3	
木下 秀雄	社会保障法	水	授業後	2～3	メールで事前連絡をしてほしい。
桐山 孝信	国際人権法	金	4限	2～3	
森 勝治	租税法	金	授業後	2～3	特任教授室で行う。
根本 到	労働法演習	木	授業後	3	別途メールでも受ける。

(出典：法学研究科事務室保管資料)

第3に、1年生3～4名、2・3年生5～7名に教員2名ずつ割り当て、担当の教員が個別に相談に応じる担当教員制をとっている。担当教員は、受け持ちの学生全員と面談をするとともに、学生か

らの個別の相談に臨機応変に対応できる態勢をとっている。学生の個別の学習上・生活上の悩みに関する相談のほか、カリキュラムや資料室の蔵書、備品、ゼミ室の利用などについての要望が、この制度を通じて出されている《資料712 参照》。

第4に、広い意味で教務に関わる事項については、教務委員が学生からの要望や、相談、問合せに応ずることになっている。そのため、学生からは実にさまざまな相談等が寄せられる。カリキュラム一般や蔵書・備品などについての要望はもとより、クラス分けや定期試験日程、卒業後の図書館・資料室の利用に関する要望、再試験とエクスターーンシップとの日程調整の相談などである。

第5に、本法科大学院では、教員と学生との距離ができるだけ狭め、学生が教員に質問や相談をしやすい環境をつくるよう心がけている。たとえば、オフィス・アワー以外の時間帯でも、学生の質問に可能な限り応じるようにしている。教員が研究室にいると、オフィス・アワー以外でも学生が質問しにくることもしばしばであり、また、教員がキャンパス内を歩いているのを学生が認めて、質問しにくるということもめずらしいことではない《資料713 参照》。

なお、本法科大学院は、規模が比較的小さいこともあって、学習相談室のような独立した相談窓口は置いていない。教員が面談や電子メールにより相談に応じている。もっとも、重要な相談についてまで、個々の教員の対応に委ねているわけではない。相談を受けた教員が、正副専攻長や関係する教員と連絡を取り合い、専攻全体として取り組むようにしている。個々の教員の熱意と教員相互の協力体制により、学生の悩みや要望を吸い上げ、適正に解決できるよう努めているところである【解釈指針7-1-2-2】。

資料712 担当教員一覧表

1年次生

学籍番号	担当
P08JA001	中原・島川
P08JA002	中原・島川
P08JA003	中原・島川
P08JA004	高田(昭)・仲田
P08JA005	高田(昭)・仲田
P08JA006	高田(昭)・仲田
P08JA007	高田(昭)・仲田
P08JA008	寺田・松村
P08JA009	寺田・松村
P08JA010	寺田・松村
P08JA011	高橋(眞)・小原
P08JA012	高橋(眞)・小原
P08JA013	高橋(眞)・小原
P08JA014	高橋(眞)・小原
P08JA015	高橋(英)・高見
P08JA016	高橋(英)・高見
P08JA017	高橋(英)・高見
P08JA018	小柿・大江
P08JA019	小柿・大江
P08JA020	小柿・大江
P08JA021	阿部・根本※
P08JA022	阿部・根本※
P08JA023	阿部・根本※
P08JA024	高田(昌)・平
P08JA025	高田(昌)・平
P08JA026	高田(昌)・平
P08JA027	高田(昌)・平
P07JA028	高田(昌)・平
P08JA029	高田(昌)・平
P08JA028	渡邊・高田(賢)
P08JA029	渡邊・高田(賢)
P08JA030	渡邊・高田(賢)
P08JA031	王・三島
P08JA032	王・三島
P08JA033	王・三島
P07JA034	王・三島
P07JA035	王・三島
P08JA036	国友・高橋(智)
P08JA035	国友・高橋(智)
P07JA036	国友・高橋(智)
P07JA037	国友・高橋(智)
P07JA038	国友・高橋(智)
P07JA039	国友・高橋(智)
P06JA012	寺田・松村
P06JA031	高田(昌)・平

2年次生

学籍番号	担当	学籍番号	担当
P07JA001	中原・島川	P08JA201	中原・島川
P07JA002	中原・島川	P08JA202	中原・島川
P07JA003	中原・島川	P08JA203	中原・島川
P07JA004	中原・島川	P08JA204	高田(昭)・仲田
P07JA005	高田(昭)・仲田	P08JA205	高田(昭)・仲田
P07JA006	高田(昭)・仲田	P08JA206	高田(昭)・仲田
P07JA007	高田(昭)・仲田	P08JA207	高田(昭)・仲田
P07JA008	寺田・松村	P08JA208	寺田・松村
P07JA009	寺田・松村	P08JA209	寺田・松村
P07JA010	寺田・松村	P08JA210	寺田・松村
P07JA012	高橋(眞)・小原	P08JA211	高橋(眞)・小原
P07JA013	高橋(眞)・小原	P08JA212	高橋(眞)・小原
P07JA014	高橋(眞)・小原	P08JA213	高橋(眞)・小原
P07JA015	高橋(英)・高見	P08JA214	高橋(英)・高見
P07JA016	高橋(英)・高見	P08JA215	高橋(英)・高見
P07JA018	小柿・大江	P08JA216	高橋(英)・高見
P07JA019	小柿・大江	P08JA217	小柿・大江
P07JA020	小柿・大江	P08JA218	小柿・大江
P07JA021	小柿・大江	P08JA219	小柿・大江
P07JA022	阿部・根本※	P08JA220	阿部・根本※
P07JA023	阿部・根本※	P08JA221	阿部・根本※
P07JA024	阿部・根本※	P08JA222	阿部・根本※
P07JA025	高田(昌)・平	P08JA223	高田(昌)・平
P07JA026	高田(昌)・平	P08JA224	高田(昌)・平
P07JA027	高田(昌)・平	P08JA225	高田(昌)・平
P07JA028	高田(昌)・平	P08JA226	渡邊・高田(賢)
P07JA029	渡邊・高田(賢)	P08JA227	渡邊・高田(賢)
P07JA030	渡邊・高田(賢)	P08JA228	渡邊・高田(賢)
P07JA031	渡邊・高田(賢)	P08JA229	王・三島
P07JA032	王・三島	P08JA230	王・三島
P07JA033	王・三島	P08JA231	王・三島
P07JA034	王・三島	P08JA232	国友・高橋(智)
P07JA035	王・三島	P08JA233	国友・高橋(智)
P07JA036	国友・高橋(智)	P08JA234	国友・高橋(智)
P07JA037	国友・高橋(智)	P08JA235	国友・高橋(智)
P07JA038	国友・高橋(智)		
P07JA039	国友・高橋(智)		
P06JA012	寺田・松村		
P06JA031	高田(昌)・平		

3年次生

学籍番号	担当	学籍番号	担当
P06JA001	中原・島川	P07JA201	中原・島川
P06JA002	中原・島川	P07JA202	中原・島川
P06JA003	国友・高橋(智)	P07JA203	中原・島川
P06JA004	国友・高橋(智)	P07JA204	中原・島川
P06JA005	国友・高橋(智)	P07JA205	高田(昭)・仲田
P06JA006	高田(昭)・仲田	P07JA206	高田(昭)・仲田
P06JA007	高田(昭)・仲田	P07JA208	寺田・松村
P06JA008	高田(昭)・仲田	P07JA209	寺田・松村
P06JA009	寺田・松村	P07JA210	寺田・松村
P06JA010	寺田・松村	P07JA211	寺田・松村
P06JA011	寺田・松村	P07JA212	高橋(眞)・小原
P06JA014	高橋(眞)・小原	P07JA213	高橋(眞)・小原
P06JA015	高橋(眞)・小原	P07JA214	高橋(眞)・小原
P06JA016	高橋(眞)・小原	P07JA215	高橋(英)・高見
P06JA017	高橋(英)・高見	P07JA217	高橋(英)・高見
P06JA018	高橋(英)・高見	P07JA218	高橋(英)・高見
P06JA019	高橋(英)・高見	P07JA219	小柿・大江
P06JA20	高橋(英)・高見	P07JA220	小柿・大江
P06JA21	小柿・大江	P07JA221	小柿・大江
P06JA22	小柿・大江	P07JA222	阿部・根本※
P06JA23	小柿・大江	P07JA223	阿部・根本※
P06JA24	小柿・大江	P07JA224	阿部・根本※
P06JA25	高田(昌)・平	P07JA225	高田(昌)・平
P06JA26	阿部・根本※	P07JA226	高田(昌)・平
P06JA27	阿部・根本※	P07JA227	渡邊・高田(賢)
P06JA28	阿部・根本※	P07JA228	渡邊・高田(賢)
P06JA29	高田(昌)・平	P07JA229	渡邊・高田(賢)
P06JA30	高田(昌)・平	P07JA230	王・三島
P06JA31	渡邊・高田(賢)	P07JA231	王・三島
P06JA32	渡邊・高田(賢)	P07JA232	王・三島
P06JA33	渡邊・高田(賢)	P07JA233	王・三島
P06JA34	国友・高橋(智)	P07JA234	国友・高橋(智)
P06JA35	国友・高橋(智)	P07JA235	国友・高橋(智)
P06JA36	国友・高橋(智)	P07JA236	国友・高橋(智)

※阿部・根本クラスは後期から和久井・根本に担当者変更。

また、前期も和久井宛にメールでの連絡は可能。

(出典：法学研究科事務室保管資料)

資料713 「ロースクール在校生インタビュー」(抜粋)

永田 先生との距離はいかがですか？

浦田 近いですね。定期試験の打ち上げなどの飲み会にも参加していただけるんですが、その時に気さくに話してくれて、そこで距離が一気に近くなった気がします。

永田 質問への対応はどうですか？ どういった形で質問していますか？

浦田 それも気さくに対応してくれますね。長くなつてもしっかりと相手してくれます。場所は、廊下で会ったときとかにつかまえて聞くことが多いかな。

(出典：2008年度法学研究科法曹養成専攻パンフレット)

基準 7－1－3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7－1－3 に係る状況)

もっぱら財政的な理由により、本法科大学院ではティーチング・アシスタントなどの教育補助者をおいていない。そのため、教材・資料の作成、提出されたレポートの整理、学生への個別の学習相談や助言など、そのすべてを教員自身でおこなっている。7－1－2で述べたように、教員と学生との距離を小さくし、教員自身が精力的に学習相談や助言をおこなっているのである。

大学本部に対して教育補助者をおくことを粘り強く要求していくとともに、2009年度以降、本法科大学院を卒業して法曹になった者にボランティアで協力を求めるなどの方策を探っていきたいと考えている。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

1 経済的支援

経済的支援のための制度として、第1に、日本学生支援機構による奨学金制度がある。2007年度の奨学生は、第1種（無利子）が24名、第2種（利子つき）が9名、うち併用が5名である。

第2に、大学全体に共通する制度として、家庭の経済状況に基づく入学金・授業料の免除制度が設けられている。2007年度の授業料免除者は、全額免除が0名、半額免除が2名、分納が3名である。

第3に、本法科大学院独自の制度として、特待生制度がある。学期（新入生については入学試験）の学業成績が優秀な者について、その次の半期の授業料を全額あるいは半額免除するという制度である。全額・半額の免除が受けられる学生の割合は、それぞれ当該学年の学生定員の約8%，約16%であり、2007年度の後期は、全額免除16名、半額免除31名、2008年度の前期は全額免除15名、半額免除29名である。半期努力して学業成績が当該学年の上位約4分の1に入れば、次の半期は少なくとも半額の免除が得られるという制度であり、学生の学習意欲喚起・学力向上と経済的支援の両方に資するものである《資料714 参照》【解釈指針7-2-1-1】。

資料714 「特待生制度取扱規程」

（対象）

第3条 特待生制度の対象者は、第5条に定める特待生選考委員会において、各学期の授業料の10割

の割合による減免の推薦を受けた者（以下、「全額免除候補者」という。）又は5割の割合による減免

の推薦を受けた者（以下、「半額免除候補者」という。）とする。

2 特待生選考委員会は、本専攻における直前の学期の学業成績に基づいて、各学期ごとに、特に成績が優秀であると認められる者を、特待生制度の対象者として推薦する。但し、入学初年度の前期については、入学者選抜試験の成績に基づいて推薦する。

3 留年した（進級が認められなかった）者は、留年した当該年度は特待生制度の対象者となることはできない。

4 特待生制度の対象者数は、原則として、全額免除候補者の対象者数は、学生定員の1割以内、半額免除候補者の対象者は、学生定員の2割以内とし、各学期ごとに、本専攻における在籍者数に基づいて決定される。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

2 生活面に関する支援

まず、健康に関する相談・支援の機関として、本部キャンパス内に保険管理センターが設置されている。毎年春に定期健康診断を行うほか、看護師が常駐し、平日8時45分から17時15分の間、いつでも健康相談や怪我の治療等に応じることのできる態勢をとっている。また、同所では、月曜日以外の平日には内科の診察が、月曜日・水曜日・金曜日には臨床心理士によるカウンセリングが受けられる。さらに、精神神経科や整形外科の専門医による診療・相談も年6回おこなわれている《資料715参照》。

次に、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメントについては、全学的にその防止と対策に力を入れており、「セクシュアル・ハラスメントの対応に関する規程」「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」、「ハラスメントの対応に関する規程」「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」などを定め、これらにしたがって、各研究科2名の教員を相談員に指定して対応に当たっている。とくに、セクシュアル・ハラスメントについては、専門的、第三者的な人に相談したいという意向に配慮して、大阪市立男女共同参画センターの「女性のための相談」にあたっている女性相談員にも相談できることとしている《資料716~717参照》。

その他の生活の支援・相談については、法学研究科事務室で対応している【解釈指針7-2-1-2】。

資料715「健康管理センター」

健康管理センターでは、学生の健康を守るため健康上の様々な相談、診療、応急処置に取り組んでいます。健康のことなら、何でも相談してください。診療は内科のみですが、内科以外の病気や怪我でも対応します。症状によっては、他の医療機関を紹介します。

診療日程

次のとおり、内科の診察を行っています。

受付日	時間
火曜日	午前10時30分～午前11時30分
水曜日	午後3時30分～4時30分
木曜日	午後1時30分～午後3時
金曜日	午前10時30分～午前11時30分

費用は原則として、一般医療機関の半額程度です。

日程は変更されることがあるので、健康管理センター前の掲示に注意してください。

神経精神科と整形外科の専門医による特別診療・相談を年6回行っていますので、気軽にご相談ください。その都度、ポスター等でお知らせします。

(出典：<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/student/health.html#>)

資料716「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」

1. 目的

本ガイドラインは、憲法の精神および大阪市立大学の基本理念にのっとり、自由で快適な修学・就労・教育及び研究環境を阻害するセクシュアル・ハラスメントの防止ならびにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切かつ迅速に対応し解決することを目的とする。

2. 対象

本ガイドラインは本学の学生および教職員等を対象とする。

3. セクシュアル・ハラスメントの定義

セクシュアル・ハラスメントとは、修学・就労・教育及び研究に係る関係においてなされる次の行為をいう。

1. 性的要要求に対する服従または拒否を理由に、修学・就労・教育及び研究上、利益または不利益を与えたまゝ、またはそれを示唆すること。

2. 相手が望まないにもかかわらず、性的な言動を行ったり、相手にそれを求めること。

3. 言動や掲示等により、性的不快の念を抱かせるような環境をつくること。

4. 固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うこと。

4. セクシュアル・ハラスメントの防止

すべての教職員および学生は、セクシュアル・ハラスメントを行わないように、十分注意するとともに、その防止に努めるものとする。

5. 相談体制

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情、相談に対応するため相談窓口として、セクシュアル・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

1. 相談者が希望する相談員と直接連絡がとることができるように、相談員の氏名および連絡先を公表する。

2. 相談は、匿名による相談や第三者の相談も受け付ける。

3. 相談にあたっては、相談者の希望を最大限尊重するとともに、相談者のプライバシーに十分配慮する。

6. 問題解決体制

セクシュアル・ハラスメントに起因する問題の解決を図るため、セクシュアル・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

1. 相談員は、相談者が被害の救済や相手方との問題解決にあたって調査委員会の対応を望む場合、相談員会議を通じて調査委員会に事案を付託する。

2. 調査委員会は、セクシュアル・ハラスメントの事実関係の調査を行い、調査結果の報告及び提言を学長、評議会及び当該事案の当事者の属する部局の長に行う。

3. 学長、評議会及び当該事案の当事者の属する部局の長は、調査委員会から報告及び提言を受けたときは、それを尊重し必要な措置を講じるものとする。

7. 守秘義務

相談員、調査委員会の委員等、セクシュアル・ハラスメント問題の対応に関わる者は、当事者のプライバシー等に十分配慮するとともに、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8. 防止のための啓発活動

大学は、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、関係機関を通じ、教職員および学生等に啓発活動を行うものとする。

9. 二次被害の防止

大学は、相談者が相談員に相談を行ったことによって、不利益な取り扱いをされたり、いやがらせ等を受けたりすることがないよう配慮しなければならない。

10. その他

相談員、調査委員会に関し必要な事項は別に定める。

ガイドライン、相談体制に関する問い合わせ先

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138 大阪市立大学職員課 TEL 6605-2021~2

（出典：

http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/sexual_harassment_guideline.html

資料 717 「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」

1. 目的

本ガイドラインは、憲法の精神および大阪市立大学の基本理念にのっとり、自由で快適な修学・就労・教育及び研究環境を阻害するハラスメントの防止ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切かつ迅速に対応し解決することを目的とする。

2. 対象

本ガイドラインは、本学の学生及び教職員等を対象とする。学生及び教職員等の定義については「セ

クシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」と同様とする。

3. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」に定義するセクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の修学・就業上の関係にある本学の構成員が、当事者の尊厳を損なうような言動を行い、これによって当事者が精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4. ハラスメントの防止

すべての教職員及び学生は、ハラスメントを行わないように、十分注意するとともに、その防止に努めるものとする。

5. 相談体制

1. ハラスメントに関する相談に対応するための相談員には、人権問題委員会委員等があたるものとする。(人権問題委員会委員以外の職員相談員は別途配置する。)

2. 総括相談員には、人権問題委員会委員長があたるものとする。

3. セクシュアル・ハラスメントとそれ以外のハラスメントについて、窓口となる相談員が異なるため、寄せられた相談の所管について疑義が生じた場合は、相談者が不利益を被ることのないよう、総括相談員相互間で調整を図る。

4. 相談者が希望する相談員と直接連絡をとることができるように、相談員の氏名及び連絡先を公表する。

5. 相談は、匿名による相談や第三者の相談も受け付ける。

6. 必要に応じて、人権問題に詳しい学外の専門家に相談員として加わってもらう。

7. 相談にあたっては、相談者の希望を最大限尊重するとともに、相談者のプライバシーに十分配慮する。

6. 問題解決体制

1. ハラスメントに起因する問題の解決を図るため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2. 相談員は、相談者が被害の救済や相手方との問題解決にあたって調査委員会の対応を望む場合、相談員会議を通じて調査委員会に事案を付託する。なお、相談員は、相談者が孤立しないよう、引き続き相談者のサポートを行う。

3. 調査委員会は、ハラスメントの事実関係の調査を行い、調査結果の報告及び提言を学長、評議会及び当該事案の当事者の属する部局の長に行う。

4. 学長、評議会及び当該事案の当事者の属する部局の長は、調査委員会から報告書及び提言を受けたときは、それを尊重し必要な措置を講じるものとする。なお、措置の結果については、調査委員会に報告するものとする。

7. 守秘義務

相談員、調査委員会の委員等、ハラスメント問題の対応に関わる者は、当事者のプライバシー等に十分配慮するとともに、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8. 防止のための啓発活動

大学は、ハラスメントの防止のため、人権問題委員会等を通じ、教職員及び学生等に人権啓発活動を行うものとする。

9. 二次被害の防止

ハラスメント問題の対応に関わる者は、相談者が相談員に相談に行ったことによって、不利益な取り扱いをされたり、いやがらせ等を受けたりすることがないよう配慮しなければならない。

10. その他

相談員、調査委員会に関し必要な事項は別に定める。

(出典：http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/harassment_guideline.html)

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準7-3-1に係る状況)

本法科大学院の入学試験においては、身体に障害があるために受験上・就学上の特別措置を希望する者は、一定期日までに、法学研究科（法学部事務室）に申し出て相談するものとされており、この申し出があった場合、専攻会議で措置内容を決定の上、直ちに当該希望者に連絡することになる。当該期日以降であっても、申し出があれば速やかに対応することとされており、この場合入試委員会で速やかに対応した上で、事前に、場合によっては事後に、専攻会議で措置の内容を決定・承認することになる《資料719参照》。身体障害に関する特別の措置をとったことは過去3件ある。1件は2005年度入試（2004年12月4日・5日実施）で、若年性一側上肢筋委縮症に伴う右手及び右上肢の筋力低下の受験生につき、別室受験で硬筆用下敷のしようと試験時間の延長（法律科目については15分ないし20分、小論文については30分の延長）を認めた。

2件目は2007年度入試（2006年12月2日、3日実施）で、疾患による左下肢短縮、左膝関節機能全廃、左足関節機能全廃の受験生について、自家用車による受験会場への乗入れ・駐車及び左通路側席指定の措置をとった。

そしてもう1件は2008年度入試（2007年12月1日、2日実施）で、下肢機能障害の受験生につき、自家用車による受験会場への乗入れ・駐車を認めるとともに、車椅子での受験に適する座席指定をおこなった《資料719～722参照》。以上のように、本法科大学院は、身体障害者についても、受験の機会が実質的に保障されるよう努めている【解釈指針7-3-1-1】。

本法科大学院には特別の措置を要する身体障害の学生はいないが、全学的に身体障害者でも利用しやすい設備になるよう努力てきており、現在では、身体障害者用のスロープやトイレ、身体障害者仕様のエレベーターが構内の各建物（本法科大学院で使用するすべての建物を含む）に設置されている【解釈指針7-3-1-2】。

また、全学的な修学上の援助の制度として、聴覚障害者のためのノートテイカーの制度がある。聴覚に障害のある学生のための筆記役を学生から募り、専門家からノートテイカーの研修を受けさせたうえで、有償で筆記をおこなわせるというものである。現在、法学部の2部に在籍している学生のために利用されているが《資料723参照》，近い将来、聴覚障害の学生が法科大学院に入学してきたときには、同様の支援を行う。法科大学院の双方向の対話中心の授業では、筆記（ノートテイキング）による支援にはやや困難な面があろうから、法科大学院の授業の特性を考慮しつつ、障害に応じていかなる対応をすることが可能かを検討する必要があると考える【解釈指針7-3-1-3】。

資料719 「6 身体に障害等のある入学志願者の出願について」（抜粋）

身体に障害等があるために、本学の受験上・就学上の特別措置を希望する者は、平成19年9月19日（水）までに、法学研究科（法学部事務室）に申し出て相談してください。

なお、平成19年9月20日（木）以降においても、可能な限り対応しますので、すみやかに申し出てください。

（出典：平成20（2008）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法学大学院）学生募集要項）

資料 720 「受験特別措置について（報告）」（抜粋）

平成 16 年 10 月 26 日 法学研究科長

平成 17 年度法学研究科法曹養成専攻入学試験の出願に際し、出願希望者より申請のありました受験特別措置につきまして、平成 16 年 10 月 25 日（月）開催の法曹養成専攻入試委員会において、下記のとおり決定しましたので報告します。

・・・略・・・

3 障害等の内容 若年性一側上肢筋委縮症に伴う右手及び右上肢の筋力低下

・・・略・・・

5 受験特別措置の内容 別室受験 硬筆用下敷の仕様 試験時間の延長

（出典：法学研究科事務室保管資料）

資料 721 「受験特別措置について（報告）」（抜粋）

平成 18 年 11 月 17 日 法学研究科長

平成 19 年度法学研究科法曹養成専攻入学試験の出願に際し、出願希望者より申請のありました受験特別措置につきまして、平成 18 年 11 月 14 日（火）開催の法曹養成専攻会議において、下記のとおり決定しましたので報告します。

・・・略・・・

3 障害等の内容 疾患による左下肢 10cm 以上短縮、左膝関節機能全廃、左足関節機能全廃

・・・略・・・

5 受験特別措置の内容 自家用車による受験会場への乗り入れ及び駐車 左通路側席指定

（出典：法学研究科事務室保管資料）

資料 722 「受験特別措置について（報告）」（抜粋）

平成 19 年 11 月 26 日 法学研究科長

平成 20 年度法学研究科法曹養成専攻入学試験の出願に際し、出願希望者より申請のありました受験特別措置につきまして、平成 19 年 11 月 22 日（木）開催の法曹養成専攻入試委員会において、下記のとおり決定しましたので報告します。

・・・略・・・

3 障害等の内容 下肢機能障害

・・・略・・・

5 受験特別措置の内容 車での入構および駐車 車椅子での受験（試験室左側中央座席指定）

（出典：法学研究科事務室保管資料）

資料 723 「聴覚障害学生のためのボランティアノートテイカー募集のお知らせ」（抜粋）

2008 年 1 月 30 日 法学部

現在、法学部第 2 部に聴覚に障害のある学生が在籍しています。彼は、その障害のため、大学の授業での講師の話の内容が十分聞き取れないという困難な状況にあります。

法学部は、彼の受講の際にノートテイカーの配置の支援をすることを決めています。ノートテイクとは、聴覚障害学生の耳の代わりとなり、講師の話に沿って講義内容を筆記により同時通訳することです。

そこで、ボランティアとしてノートテイク（要約筆記）を引き受けてくれる大阪市立大学の学生を募集します。

これは、われわれの仲間の学ぶ権利の実現に協力するというとても大事な活動ですし、この活動を通して多くの人と知り合いになれます。

……ノートテイカー養成講座を設けますので、熱意と条件さえあれば、誰でも可能だと考えています。

……ノートテイクには、大学から謝金（1コマ 1600円程度）をお支払いします。

……

説明会の開催：専門の講師を招いて簡単な説明会をします。

講習会日時

5月22日（水）PM7:00～8:00

5月23日（木）PM7:00～8:00

（出典：法学研究科事務室保管資料）

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院は1学年の定員が75名で教員と学生との距離が近いことから、学習支援とは別に、職業支援を目的とした特別の対応はとっていない。学習支援の面談等のなかで職業に関する相談があればそれに応ずるのはもちろんであるが、基本的には、5名の実務家教員がその役割を担っている。実務基礎科目の授業等で法律実務の現場のさまざまな状況を学生に示したり、授業の後やオフィス・アワーに個別の相談に応ずることで、支援しているというのが実情である。

もっとも、進路に関する情報は、もっぱら教員から与えられるものではもちろんない。たとえば、エクスター・シップでは、研修先の事務所の弁護士から、実務家に関するさまざまな情報が提供されているし、また、刑事訴訟実務の基礎の授業では、検察官や弁護士等をゲストに招いて、これまでの実務経験を語ってもらいつつ授業を進めるという試みもおこなわれている。また、国内外の法律家を講師とする講演会・研究会もしばしば開催されている。これらの授業や講演会等を通じて、多様な法律家像を学生に提示し、進路を考える上での参考にしてもらうよう努めている《資料724参照》【解釈指針7-4-1-1】。

また、大阪近郊での就職にあたっては、大阪市立大学法学部出身の法曹により構成されている親睦団体である有恒法曹会がこれまで助言・支援等をしてきており、今後もこのような支援等を期待することができる。さらに全国レベルでの就職希望に対応するため、本法科大学院もジュリナビに参加している。

資料724 「ブリッジ企画『家事事件の実務と理論』」（抜粋）

日時：2008年6月4日(水)午後6時～8時

場所：学術情報総合センター1階文化交流室

講師：神戸家庭裁判所判事 重吉理美氏

討論者：高橋眞 島川勝 杉本好央 高橋智也

（趣旨）

本学法曹養成専攻の企画としてこれまで理論と実務の架橋を目指して「ブリッジ企画」を行ってきました。今回は、神戸家庭裁判所の重吉裁判官をお招きして、家事事件の実務上の問題点をお話し頂き、本学教員から理論上の問題点を指摘し議論を深めます。会場からの発言は自由です。

主催：大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻・同大学法学会

（出典：法学研究科事務室保管資料）

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点としては、第1に、新入生に対して、3度にわたる履修指導をおこない、入学後の生活にスムーズに入っていけるように配慮している点である。第2に、1年次前期の必修科目を基本科目14単位にとどめ、法学未修者がこれらの基本科目の勉強に集中できるようにしている点である。第3に、中小企業法、中小企業向け法律相談という科目を設け、中小企業の多い大阪市の法科大学院らしい特色ある教育を提供している点である。第4に、1学年の定員が75名という比較的少人数であることを活かし、教員と学生との距離を狭める努力をしていることである。オフィス・アワーを設けるとともに、担当教員制を敷き、そのうえで日常的に学生との意思疎通をはかろうと努めている。学生の側も気軽に教員に声をかけてくる環境にある。第5に、約4分の1の学生に授業料の全額ないしは半額の免除が得られる特待生制度を設けていることである。この制度により、学生は、半期努力して成績が上位約4分の1に入れば、次の半期の授業料の全額または半額の免除が受けられる。この制度は、学生の大きな経済的な支援になるとともに、学力意欲の喚起・学力向上にも役立っている。

他方、十分対応できていない点としては、教育補助者による学習支援体制があげられる。教育補助者がいない分、教員の負担が大きくなり、専攻の授業の準備等のために研究時間を削らざるをえないのが実情である。大学本部に教育補助者の設置を求めていくが、大阪市や大学の財政が大変きびしいおりから、その実現は非常に困難な状況にある。法科大学院から実務家が輩出された時点で彼らにボランティアで協力を求めるなどの方策をさぐっていきたいと考えている。また、職業支援についてもこれまで組織的な対応はとっていないが、担当教員による面談の際に、各学生に対して進路に関するニーズを尋ねるようにするとか、実務家教員が学生からの個別の相談を受けた場合に、その内容によっては教員懇談会の席に出して専攻全体で問題を共有し合うなどの方策をとっていきたいと考える。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は法学研究科法曹養成専攻として設置されている。本法科大学院の規模は、入学定員75人（必置専任教員数を算定する母数とされる学生収容定員は $75 \times 3 = 225$ 人）である。設置基準上の必置専任教員数は、15人であるが、本法科大学院の教員の現員数は次表の通りであり、設置基準上の必置専任教員数を超えている。

専任教員（専）	8名
専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員（専・他）	5名
実務家・専任教員（実・専）	1名
実務家・みなし専任教員（実・み）	2名
兼任教員	14名
兼任教員	12名
計	42名

なお、上記兼任教員のうち5名については、文部科学省の大学設置審議会において本法科大学院の認可の際に「専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員」（専・他）として認められたという経緯がある。このため、現在まで本法科大学院の内部では専任教員として待遇されており、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。また、上記兼任教員のうち3名の実務家教員については、本法科大学院の内部では特任教授という名称のもとに実務家・専任教員として待遇されており、法曹養成専攻会議のメンバーとして、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている《資料801》。

資料 801 「教員の構成」

6. 教 員

学生 1 人ひとりの個性に配慮したきめ細かい、徹底した少人数教育を実現するため、本専攻には、現在、24 人の専任教員が在籍しています。そのうちわけは次のとおりです。

研究者常勤専任教員	18 名
実務家専任教員	6 名
研究者兼担教員	6 名
非常勤講師	8 名

※ 上記の 18 名の専任教員のうち 5 名は、設置基準上は兼担教員という扱いになるが、本法科大学院創設時に、文部科学省の大学設置審議会において「専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員」として認められており、そのことを踏まえて、本法科大学院の内部では専任教員として遇され、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。また、上記の 6 名の実務家専任教員のうち 3 名は、設置基準上は兼任教員という扱いになるが、法科大学院の内部では、実務家・みなし専任教員と同等に、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当するとともに、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。

(出典：法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト)

基準8－1－2

基準8－1－1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8－1－2に係る状況)

各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経験や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料として、すべての教員の最近5年間における教育上又は研究上の主要業績及びその専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動について、本法科大学院のウェブサイトで公表している《別添資料6 法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト参照》【解釈指針8－1－2－1、解釈指針8－1－2－2】。

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8－1－3 に係る状況)

専任教員の採用及び昇任は、法曹養成専攻教員選考手続規程《別添資料 18》に基づき、専攻会議内に選考委員会を設置して、「教員選考基準（学則）」《資料 801 参照》の定める基準に従い、慎重に資格審査を行って決定している。「教員選考基準（学則）」は、教授については、著書、論文等の研究上の業績のほか、教育能力をもつことを基準とし、また、准教授については教育研究上の能力をもつことを 1 つの基準として採用しており、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。なお、この手続は、設置基準上の専任教員のみならず、上記 8－1－1 に述べたように、本法科大学院内で専任教員待遇を与えることを決定した兼担教員及び兼任教員にも適用される。

兼担教員については、法学研究科教員選考手続規程《別添資料 21》の下で、「教員選考基準（学則）」の定める基準に従い、慎重に資格審査を行って採用が決定された法学研究家の専任教員の中から、本法科大学院が開設する授業科目にふさわしい教育上の指導能力の有無を専攻会議において判断し、採用を決めている。

兼任教員については、特別の選考手続規程はないが、上記兼任教員と同様に、本法科大学院が開設する授業科目にふさわしい教育上の指導能力の有無を専攻会議において職歴や研究業績を慎重に審査することにより判断し、採用を決めている。なお、その際の審査基準は、「教員選考基準（学則）」を準用している《資料 801 参照》。

資料 801 「教員選考基準（学則）」（抜粋）

大阪市立大学教員選考基準

第 1 条 この基準は、教育公務員特例法第 4 条の規定に基き、本学に勤務する教授、准教授、講師及び助手(以下「教員」という。)の採用及び昇任についての選考基準を規定することを目的とする。但し、医学研究科に勤務する教員の選考基準は、別に定める。第 2 条 教員の選考は、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会における報告等に基いて行わなければならない。

第 3 条 教授は、前条に定めるところに従い、次の各号の 1 に該当する者の中から選考する。

- (1) 博士の学位若しくはこれと同等と認められる外国の学位を有し、且つ教育能力をもつと認められる者
- (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績があり、且つ教育能力をもつと認められる者
- (3) 旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学(以下「旧制大学」という。)又は学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(以下「新制大学」という。)の教授としての経験を有し、且つ研究上、教授上の業績がある者
- (4) 新、旧制大学の准教授、専任教員、又は旧高等学校令(大正 7 年勅令第 389 号)、旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による学校(以下「高等専門学校」という。)、短期大学の教授として 3 年以上在職し、且つ研究上、教授上の業績がある者

- (5) 旧制大学卒業後 12 年以上の研究歴を有し、且つ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。但し、本人が新制大学卒業者のときは、13 年以上、高等専門学校又は短期大学卒業者のときは、15 年以上の経験を要する。
- (6) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いで且つ教育に経験がある者
- (7) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者
第4条 准教授は、第2条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。
- (1) 博士の学位若しくはこれと同等と認められる外国の学位を有する者
 - (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績がある者
 - (3) 旧制大学の准教授又は専任講師としての経験がある者
 - (4) 新制大学の准教授、専任講師、又は高等専門学校・短期大学の教授として在職し、且つ研究上、教授上の業績がある者
 - (5) 旧制大学卒業者(旧高等学校高等科教員免許状を有する者を含む。)にして 2 年以上、高等専門学校又は短期大学 の准教授、専任講師として在職し、且つ研究上、教授上の業績がある者。但し、本人が新制大学卒業者のときは、3 年以上、高等専門学校又は短期大学卒業者の ときは、5 年以上の経験を要する。
 - (6) 旧制大学卒業者にして 2 年以上新、旧制大学の助手として在職し、且つ研究上、教授上の業績がある者、又はこれらの能力があると認められる者。但し本人が新制大学の卒業者であるときは、3 年以上の経験を要する。
 - (7) 旧制大学大学院学生として 2 年以上在学し、研究上、教授上の能力があると認められる者。但し新制大学の大学院にあつては、3 年以上の学歴を要する。
 - (8) 旧制大学卒業後 5 年以上の研究歴を有し、且つ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。但し本人が新制大学の卒業者のときは、6 年以上、高等専門学校又は短期大学卒業者のときは、8 年以上の経験を要する。
 - (9) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いで、且つ教育能力をもつと認められる者
 - (10) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(出典：大阪市立大学規程集)

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専任教員が置かれていること。

(基準8-2-1に係る状況)

平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下切り捨て）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員は14人である（下記のA）。また、同告示別表第三の定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数は、15人であることから、収容定員225人の学生に対して、15人以上の専任教員が必要である（下記のB）。したがって、本法科大学院の設置基準上の必置専任教員数は15人であるが、本法科大学院では、専任教員16人を配置し、基準8-2-1に定める数を超えている。さらに、専任教員16人のうち教授の数は13人である。また、法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。すなわち、憲法1人、行政法1人、民法3人、商法3人、民事訴訟法1人、刑法1人、刑事訴訟法1人、である《別紙様式③及び様式④参照》【解釈指針8-2-1-1、解釈指針8-2-1-2、解釈指針8-2-1-3、解釈指針8-2-1-4、解釈指針8-2-1-5】。

なお、設置基準上の専任教員数に本法科大学院内部で専任教員待遇を与えられている教員数を合わせた専任教員数は24人となり、このうち教授の数は19人となる。

$$\begin{array}{l}
 \text{A 研究指導教員数 5 人 (法学系) } \times 1.5 = 7.5 \text{ 人} \rightarrow \text{切り捨て } 7 \text{ 人} \\
 + \text{上と同数の研究指導補助教員数} = 7.5 \text{ 人} \rightarrow \text{切り捨て } 7 \text{ 人} \\
 \hline
 \text{専任教員数} & 14 \text{ 人}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{B 収容定員 : 入学定員 } 75 \text{ 人} \times 3 = 225 \text{ 人} \\ \hline \text{÷ 研究指導教員 1 人当たりの学生収容定員 : } 20 \text{ 人} \times 3 / 4 = 15 \text{ 人} \\ \text{専任教員数 } \qquad \qquad \qquad 15 \text{ 人} \end{array}$$

A及びBの算式で計算した場合、本研究科では必置専任教員数は15人となる。

基準8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準8－2－2に係る状況)

本法科大学院は、大阪市の市域において創設された唯一の法科大学院であり、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッショナルとしての法曹を養成することを、創設理念として掲げている。そのために、基礎法学・隣接科目については、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を陶冶し、政治や社会の中における法の機能や役割を深く理解する能力を養うための科目6科目を配置している。また、展開・先端科目については、より専門的な法的能力を深め、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための科目26科目を配置している。

基礎法学・隣接科目の専任教員の数は、設置基準上は、延べ1人であり、展開・先端科目の専任教員の数は延べ10人である《別紙様式③及び④参照》【解釈指針8-2-2-1】。

また、設置基準上の専任教員の年齢構成は、30歳台3人、40歳台6人、50歳台5人、60歳台2人であり、著しい偏りは無いものと認識している《別紙様式③参照》【解釈指針8-2-2-2】。

なお、本法科大学院内で専任教員待遇を与えられている兼担教員及び兼任教員の数を考慮すると、基礎法学・隣接科目の専任教員の数は延べ2人であり、展開・先端科目の専任教員数は延べ27人となる。

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準8-3-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-3-1に係る状況)

本法科大学院における設置基準上の必置専任教員数は15人であり、その2割に当たる3人がおおむね5年以上の実務経験を有する実務家教員でなければならないところ、さらにそのうちの3分の2に当たる2人までは、1年につき、6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であることを条件として、常勤専任教員以外の者を「実務家・みなし専任教員」とすることができるとされている。このため、本法科大学院の実務家専任教員は、常勤実務家専任教員1人、実務家・みなし専任教員2人が配置されているが、さらに、本法科大学院の内部で「実務家・専任教員」として待遇されている特任教授3人が配置されている。これらの実務家・専任教員は、いずれも裁判官または弁護士として5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有するものであり、また、1年あたり6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている《資料802 参照》【解釈指針8-3-1-2】。

資料802 「法曹養成専攻会議規程」(抜粋)

(構成)

第2条 法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）は、専攻に所属する教授、准教授、特任教授及び特任准教授をもって構成する。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

本法科大学院の実務家専任教員である常勤実務家専任教員、実務家・みなし専任教員、及び本法科大学院内で「実務家・専任教員」として待遇されている特任教授の担当科目は、以下の表のとおりであり、その実務経験との関連が認められる科目を担当している【解釈指針8-3-1-1】《別紙様式③参照》。

実務家専任教員 島川 勝 教授	法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判、中小企業向け法律相談、エクスターーンシップ、中小企業法
実務家・みなし専任教員 小原正敏 教授	民事法総合演習（実務民事法総合演習）、弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）、法文書作成
実務家・みなし専任教員 高見秀一 教授	刑事訴訟法総合演習、刑事訴訟実務の基礎、刑事模擬裁判
特任教員 仲田 哲 教授	民事法総合演習（実務民事法総合演習）、弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）、民事執行・保全法
特任教員 松村信夫 教授	知的財産法I、知的財産法II、知的財産法演習、中小企業法
特任教員 大江洋一 教授	刑事法総合演習、刑事訴訟法実務の基礎

基準8－3－2

基準8－3－1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも三分の二は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8－3－2に係る状況)

本法科大学院の実務家・専任教員は、常勤の実務家・専任教員、実務家・みなし専任教員、及び本法科大学院内で「実務家・専任教員」として待遇されている特任教授のいずれもが、裁判官または弁護士として5年以上の実務経験を有している《資料803参照》。

資料803 「実務家教員の主要経歴」

実務家教員名	主要経歴
島川 勝教授 (実務家専任教員)	昭和47年4月 大阪弁護士会弁護士登録 平成4年9月 大阪地方裁判所判事 平成8年4月 大阪地方裁判所堺支部判事 平成13年4月 奈良地方裁判所判事
小原正敏教授 (実務家・みなし専任教員)	昭和54年4月 大阪弁護士会登録 昭和54年4月 吉川綜合法律事務所(現きっかわ法律事務所) 入所 昭和62年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
高見秀一教授 (実務家・みなし専任教員)	昭和63年4月 判事補(大阪地方裁判所刑事部)任官 平成2年5月 大阪弁護士会登録
仲田 哲教授 (特任教授)	昭和51年4月 大阪弁護士会弁護士登録 昭和51年4月 河合法律事務所にて弁護士業務開始 昭和51年9月 海事補佐人登録 昭和60年12月「仲田哲法律事務所」開設
松村信夫教授 (特任教授)	昭和56年4月 大阪弁護士会弁護士登録 昭和59年4月 松村信夫法律事務所(現プログレ法律特許事務所)開設
大江洋一教授 (特任教授)	昭和46年4月 大阪弁護士会弁護士登録

(出典：法学研究科事務室保管資料)

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準8-4-1に係る状況)

本法科大学院において教育上主要と認められる科目としては、以下の表のとおり必修科目延べ42科目があるが、このうち延べ36科目（全体の8割以上）について設置基準上の専任教員が配置されている《別紙様式①及び③参照》【解釈指針8-4-1-1】。

科目	必修科目名 (x 数字はクラス数)	担当教員名	分類
法律基本科目	人権の基礎理論	渡辺 賢	専
	統治の基本構造	渡辺 賢	専
	行政活動と法 x2	中原茂樹	専
	公法総合演習（憲法訴訟論）x2	渡辺 賢	専
	公法総合演習（行政救済論）x2	中原茂樹	専
	民法I（民事取引法の基礎①）	寺田正春	専
	民法II（民事取引法の基礎②）	生熊長幸	兼任
	民法III（法定債権関係の基礎）	寺田正春	専
	民法IV（家族法の基礎）	高橋 眞	専他
	民法総合演習I（民事取引法総合演習①）x3	高橋 真	専他
	民法総合演習II（民事取引法総合演習②）x3	高橋智也	専
	商法（企業組織法）	吉井敦子	専
	商法総合演習I（企業組織法）x3	高橋英治	専他
	商法総合演習II（企業取引法）x2	小柿徳武	専
	民事訴訟法I（判決手続の基礎）	松本博之	兼任
	民事訴訟法II（複雑な訴訟・上訴）	松本博之	兼任
	民事訴訟法総合演習x3	高田昌宏	専
	刑法I（刑法総論）	三島 聰	専
	刑法II（刑法各論）	浅田和茂	兼任
	刑法総合演習x2	浅田和茂	兼任
	刑事訴訟法	高田昭正	専他
	刑事訴訟法総合演習x3	高田昭正 高見秀一	専他 実み
法律実務基礎科目	法曹倫理	島川 勝	実専
	民事訴訟実務の基礎 x2	島川 勝	実専
	刑事訴訟実務の基礎 x2	大江洋一 高見秀一	兼任* 実み

(上記表のうち、「兼任*」の印の教員は、実務家・専任教員として待遇される特任教授である。)

8－5 教員の教育研究環境

基準8－5－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8－5－1に係る状況)

教員の平成20年度の授業負担については、専任教員2名が20単位を超えており、30単位を超えてはいない。他のすべての教員は、いずれも20単位以下であり、適正な範囲にとどめられている《別紙様式③参考》【解釈指針8-5-1-1】。

基準8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8－5－2に係る状況)

本法科大学院のような小規模の法科大学院では専任教員数も少なく、専任教員の中に同じ法分野を専門とする教員を配置する余裕がないため、法律基本科目等を担当する教員が当該年度の授業を提供しない場合には、たちまちカリキュラム全体に支障をきたすおそれがある。そのことが、研究専念期間やいわゆるサバティカル制度の導入にとっては困難な障害となっており、現在は、研究専念期間やサバティカル制度を導入するための可能性及び方策が検討されている段階にとどまる。具体的には、特定の教員にサバティカル期間を認める場合に、当該教員の担当する科目について非常勤の代替教員を確保するための予算の確保の可能性などが専攻の執行部レベルで検討されている。

もっとも本法科大学院では、いずれの教員も学内外の資金を得て長期の海外留学を希望する場合には、伝統的にその希望を尊重する慣行が存在しており、本法科大学院が発足してから、すでに数名が長期海外留学の機会を与えられており、このような留学の機会に研究に専念することはむしろ積極的に奨励されている《資料804参照》。

資料 804 「教員の海外出張者取扱基準」(抜粋)
(種類)

第2条 海外出張者を次のとおり区分する。

- (1) 外国又は本邦以外の領域において調査、研究を行うため、別表に基づき選定した者(以下「在外研究員」という。)
- (2) 外国又は本邦以外の領域において調査、研究を行う者(以下「2号出張者」という。)
- (3) 学術交流等のため外国へ渡航する者(以下「3号出張者」という。)

(資格要件)

第3条 海外出張者は、原則として本市在職1年以上の者とする。

2 2号出張者又は3号出張者は、第6条第2項により旅費の支給を受ける場合のほかは、本邦若しくは外国の政府、地方公共団体、大学又は学術振興を目的とする財団等(以下「公的研究機関」という。)から渡航費又は滞在費の保証がなければならない。

(出張期間)

第4条 海外出張の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の必要がある場合は、2年を限度として定めることがある。

2 海外出張者が、前項の出張期間を超えて外国に滞在する必要があるときは、やむを得ないと認めた場合に限り、前項の期間を通算して2年まで出張期間を延長することがある。ただし、滞在費の保証のある者に限る。

・・・・(途中省略)・・・・

(出張手続)

第7条 海外出張を志望する者は、あらかじめ計画をたて、海外出張申請書を所属長を通じて学長に提出しなければならない。

(出張者の決定)

第8条 学長は、各所属の教授会等の議に基づき、海外出張者を決定する。ただし在外研究員については、部局長の意見を徴するものとする。

(以下、略)

(出典：法学研究科規程集)

基準8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準8－5－3に係る状況)

本法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、次の職員が配置されている。法学研究科事務室に9名が配置されており（1名休職中）、うち1名が本法科大学院関連業務の総括を担当し、他の全員が、本法科大学院を含めて法学研究科及び法学部1部の教務事務、入試事務、学生関連事務、科学研究費等関連事務その他を分担している（他に法学部2部の事務職員として1名が2部事務室に配置されている。）《資料903参照》。

さらに、法学研究科資料室には司書の資格を持つ3名が配置されており、すべての教員の研究用図書及び本法科大学院の資料室の図書の管理及び整理を行っている。

大阪市立大学中小企業法律支援センターには職員1名が配置されており、本法科大学院の授業科目である「中小企業向け法律相談」を実施するための種々の業務や同センターの受付業務などを行っている。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、眞のプロフェッショナルとして次のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指している。第1に、複雑化しつつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹、第2に、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹、そして、第3に、経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

以上のような法曹養成を目指し、本法科大学院は、必要な法律基本科目、法律実務基礎科目基礎法学・隣接科目、及び展開先端科目をバランスよく配置し開講するために最小限必要な数の研究者専任教員と実務家・専任教員を配置している。本法科大学院の専任教員数は必ずしも多くはないが、いずれの研究者教員も優れた研究業績をあげ、また実務家教員も豊富な法曹実務経験を有しており、上記の法曹養成の目的を達成するために必要な教育水準を維持するのに十分な体制が整っていると自負している。

とりわけ、専任教員数は、設置基準上は16名にとどまるが、設置認可の際に、兼任教員のうち6名は「専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員」として、また、兼任教員のうち3名の実務家教員については「実務家・みなし専任教員」として認められたという経緯がある。このため、これらの教員は、本法科大学院の内部では、専任教員として待遇されており、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担い、また、これらの実務家教員は特任教授として1年につき6単位以上の授業科目を担当している。したがって、実質的な意味での専任教員数は24名ということができ、これらの教員は、設置基準に基づく教員体制を補強するきわめて重要な役割を担っている。

2 改善を要する点

専任教員の数が必要最小限度にとどまり余裕がないために、上記のような3つのタイプの法曹を養成するための教育カリキュラムの維持が困難となるおそれがある。また、新司法試験の選択科目のすべてについて教員が配置・開講されているわけではない。さらに、とくに法律基本科目及び法律実務基礎科目の担当教員の負担が重くなり、研究に専念する十分な時間が確保できない状況にある。したがって、専任教員数を増加させる必要があるが、少なくとも短期的には退職教員の補充を確保し、現員数を維持することが必至である。さらに、教材の作成その他授業の準備業務を支援している補助職員の配置が望ましい。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院における教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項は、法曹養成専攻会議において審議・決定されている。専攻会議は、設置基準上の専任教員16名のほか、設置認可の際の経緯から本法科大学院の内部で専任教員として待遇され、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている兼任教員5名及び同じく設置認可の際の経緯から本法科大学院の内部において特任教授という名称のもとに実務家・専任教員として待遇され、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている実務家・兼任教員3名により構成される。専攻会議は、本法科大学院における教育活動のほか、人事、予算、その他法曹養成専攻の運営に関する重要事項を審議する任務と責任を負い、かつ権限をもつ《資料901参照》。専攻会議は、原則として月1回開催されるが、必要に応じて臨時会議も開催されている【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-3】【解釈指針9-1-1-4】。

本法科大学院に係る校務を司る機関として、法曹養成専攻長及び副専攻長がおかれている。これらの者は、対外的に本法科大学院を代表するとともに、上記専攻会議の議長を務める《資料901参照》【解釈指針9-1-1-2】。

本法科大学院には、このほか、教務委員会、FD委員会、入試委員会、図書委員会、広報委員会、修了生委員会ならびに自己評価委員会が設置されている。これらはそれぞれ上述の意味での専任教員及び専任教員待遇を与えられている兼任及び兼任教員により構成され、各所管事項について審議し、業務を司る。これら委員会において審議・決定された重要事項は、専攻会議にて報告・審議される《資料902参照》。

専攻会議にて決定された事項のうち重要なものは、法学研究科教授会においても報告される。そして、本法科大学院の専任教員でない法学研究科の教員も意見等を述べることが出来るようになっている。それは、本法科大学院が法学研究科の専攻の1つであって、法学研究科全体としての運営方針との整合性を保つために必要であるからである。法学研究科教授会における報告は、かかる整合性を維持する役割を果たすとともに、専攻会議における決定事項を精査する場としても機能している。もっとも本法科大学院における教育方針等を決定するのは、あくまで専攻会議であって、法学研究科教授会においても専攻会議の決定が尊重されている【解釈指針9-1-1-3】。

資料901 「法曹養成専攻会議規程」(抜粋)

(構成)

第2条 法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）は、専攻に所属する教授、准教授、特任教授及び特任准教授をもって構成する。

(審議事項)

第3条 専攻会議は、次の事項を審議する。

(1) 専攻の専任教員の人事に関する事項

- (2) 専攻の専攻長の選挙に関する事項
 - (3) 専攻の教育に関する事項
 - (4) 学位（法務博士（専門職））の授与に関する事項
 - (5) 専攻の学生の入学、休学、留学、退学その他学生の身分に関する事項
 - (6) 専攻の科目等履修生、研修生及び研究生に関する事項
 - (7) 専攻の内規の制定及び改廃に関する事項
 - (8) その他専攻における重要事項
- (議長)

第4条 専攻会議は、法曹養成専攻長（以下「専攻長」という。）が召集し、その議長となる。専攻長に事故あるときは、副専攻長が議長の職務を行う。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

資料 902 「法曹養成専攻内委員会」

法曹養成専攻内委員会 (平成 19 年 12 月 18 日現在)

委員会名	委員名	担当者	人数	任期	備 考
教務委員会	教務委員	() ()	2	2年	発足時の 2 名の委員のうち 1 名は任期 3 年
F D 委員会	F D 委員	() ()	2	2年	発足時の 2 名の委員のうち 1 名は任期 3 年
図書委員会	図書委員	() ()	2	2年	発足時の 2 名の委員のうち 1 名は任期 3 年
自己評価委員会	自己評価委員	(専攻長) (副専攻長) () ()	4	2年	専攻長・副専攻長以外の発足 時の 2 名の委員のうち 1 名 は任期 3 年
入試委員会	入試委員	(専攻長) (副専攻長) () ()	4	2年	専攻長・副専攻長以外の発足 時の 2 名の委員のうち 1 名 は任期 3 年
	出題・採点委員		適 切 な 人 数		
広報委員会	広報委員	() ()	2	2年	発足時の 2 名の委員のうち 1 名は任期 3 年
修了生委員会	修了生委員	() ()	2	2年	発足時の 2 名の委員のうち 1 名は任期 3 年

（出典：法学研究科事務室保管資料）

基準9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準9－1－2に係る状況)

本法科大学院のおかれている法学研究科ならびに法学部は小規模であって、人的・物的資源を効率的に活用するためにも、これら研究科（法曹養成専攻を含む）及び法学部1部・2部にかかる諸事務を一体として行う事務体制が採用されている。この事務に従事する職員の総数は11名（うち1名は休職中）である。このうち、1名が本法科大学院にかかる主要な事務を担当している。また、大阪市立大学中小企業法律支援センターには職員1名が配置されており、本法科大学院の授業科目である「中小企業向け法律相談」を実施するための種々の業務や同センターの受付業務などを行っている。

現在までのところ、法科大学院学生に対しても、教員に対しても、水準が高く行き届いた事務処理が行われており、法科大学院教員・学生の事務体制と職員に対する満足度と信頼は、非常に高い。事務職員らは、新たに生じたニーズや苦情、突発的に生じた事柄に対しても、柔軟かつ迅速に対応している。職員能力の向上に対する意欲は高く、事務にかかるものほか法科大学院をとりまく情報の収集に日ごろから努め、各種の能力開発プログラムに関する大学内外における開催情報を事務室内で共有し、可能な限り参加するようにしている。たとえば、2007年度中には、上記専門職員は大学内で開催された個人情報取扱いにかかる研修に参加し、事務を総括する学部係長は大学管理職の参加する管理職研修に参加した《資料904及び905参照》【解釈指針9－1－2－2】。

処理すべき事務の量に鑑みて、総数11名（休職中の者1名を含む）及び法科大学院の主要事務を担当するものがそのうちの1名という人員は必ずしも十分な数とはいえないが、個々の事務職員の献身的な努力によってなんとか適切な事務機能が維持されている【解釈指針9－1－2－1】。

なお、このほかに法学研究科資料室及び法曹養成専攻資料室の管理運営のため、司書の資格を持つ3名が法学研究科資料室に配置されている。

資料904 「職員研修資料1」

平成19年10月23日

関係課長様

法人運営本部職員課長
(担当:山崎 6605-2022)

平成19年度短時間勤務職員研修の実施について（通知）

標題について、個人情報の適正な取り扱いをテーマに、短時間勤務職員のうち事務補佐職員を対象として次のとおり研修を開催します。

つきましては、別紙「受講者名簿」により、受講回次を11月2日（金）までに職員課まで報告してください。なお、各回次の参加人数については、できるだけ受講者の希望を踏まえていただきながら大幅な偏りの生じないよう振り分けてください。

記

1 目的

大阪市立大学は大阪市個人情報保護条例の実施機関として「公立大学法人大阪市立大学個人情報取扱指針」を定め、個人情報の適正な取扱いを推進しています。

職員は、日常業務の中で学生、患者や教職員などの膨大な量の個人情報を取扱っていることから、常に緊張感をもって業務に取組む必要性があり、本研修において個人情報の適正な取り扱いを学ぶことで、法的素養を身に着けるとともに個人情報だけにとどまらずコンプライアンスに対する意識向上を図ります。

2 対象者

短時間勤務職員のうち、事務補佐職員

3 日程

第1回次 平成19年11月28日（水）10：00～12：00

第2回次 平成19年11月28日（水）13：00～15：00

※いずれかの回次にて、必ず受講してください。

4 講師

中原 茂樹（大阪市立大学院法学研究科 准教授）

5 場所

大阪市立大学学術情報総合センター 1階 文化交流室

（〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138）

（出典：法学研究科事務室保管資料）

資料 905 「職員研修資料 2」

平成 19 年度 人権問題研修（管理者層）開催要領

1 目的

さまざまな人権問題の現状と課題について、各分野から講師を招いて一層の理解を深めることにより管理者一人ひとりの人権意識を高め、本市人権行政の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 対象者

局長級、部長級、課長級、課長代理級（課副参事を含む。以下同じ。）、係長級、技能統括主任、部門監理主任（各階層とも派遣者を含む。）

但し、課長級・課長代理級・係長級のうち次のいずれかに該当するものは除く

- (1) 平成 19 年度人権問題指導者研修【養成コース及び基礎コース】の受講者（助言者を含む）
- (2) 平成 19 年度新任係長研修 1 （集合研修）を受講した者

3 期間

平成 19 年 10 月 22 日(月)～12 月 19 日(水)

期間中に次のとおり対象者を分け、計 30 回次実施する。

【内訳】

局長級・部長級・課長級・課長代理級対象：10 月 22 日(月)～11 月 8 日(木) [1～10 回次]

係長級・技能統括主任・部門監理主任対象：11 月 21 日(水)～12 月 19 日(水) [11～30 回次]

4 場所

職員人材開発センター 7 階講堂

5 開催日時及び講師・テーマ

別紙 1 「日程・テーマ一覧表」のとおり

6 その他

自転車・バイク・車での通所は禁じられていますので、必ず公共の交通機関をご利用ください。

（出典：法学研究科事務室保管資料）

基準9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準9－1－3に係る状況)

法科大学院における教育活動等を実施するために必要な資金は、設置者から法学研究科に配分され予算による。その財源の源泉は、大阪市からの運営費交付金と大学収入によって構成される。

設置者に対する予算要求等は法学研究科として行われているものの、専攻長は、法学研究科の副研究科長を兼務しており、本法科大学院の専攻会議及び専攻長らはこの要求・折衝プロセスに参加し、実際にも法科大学院の必要性を踏まえた要求・折衝が行われている。このようにして、法科大学院の運営に係る財政上の事項については法科大学院の意見が法科大学院の設置者によって聴取される機会が設けられている【解釈指針9－1－3－3】。

配分された予算が、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分なものかどうかを判断することは難しい。教育活動及び事務処理等は適切かつ十分に行われており、現在配分された予算の額が教育活動を適切に遂行する上で不十分であることを明白に示す事実は見出しがたいものの、より充実した財政的基盤を有していれば、法科大学院における講義科目の設置、教員の雇用と配置、施設の整備などを、よりよく行うことができただろうことは確かである。法科大学院に配置された教員・事務職員の多くが、財政的基盤が十分でないところ、これを人的努力によって補っていると感じている。設置者によって配分される資金等が法科大学院における教育活動を十分に行うために配分され続けるかどうかが不確実な状況が続いていること、このことは法科大学院における適切な教育活動の提供を継続するについて、深刻な問題であり、将来に不安を与える要因となっている【解釈指針9－1－3－1】。

9－2 自己点検及び評価

基準9－2－1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準9－2－1に係る状況)

本法科大学院の教員間には、他法科大学院との競争にさらされ、教育水準を下げれば優秀な学生・教員を確保できなくなり法科大学院の存続が危ぶまれかねないという危機意識がある。したがって、各教員は、現状に安閑とすることなく不断に教育水準・能力の維持向上を高めるべき圧力の下におかれている。さらに、本法科大学院においては、教員と学生とのコミュニケーションが密であって、学生の要求や授業に対する評価等が教員に伝わりやすい。このような状況下で、法科大学院の目的・社会的使命に対する教員の自覚は強く、本法科大学院が所期の目的・社会的使命を果たしているかどうか、及び本法科大学院が提供する教育の内容や水準に対する学生の評価はどのようなものかといった観点からFD活動（第5章参照）などを通じての検証・討議が日常的に行われてきている。これら日常的に行われている個々の教員の自覚と検証は重要な意義を有するものであるが、これらを踏まえて、本法科大学院は、定期的に総括的な自己点検及び評価を行い、その結果を公表している。

自己評価にかかる事項を司る機関として本法科大学院には自己評価委員会が設置されている。同委員会が中心となって、平成17年度には、成績評価等、いくつかの事項に焦点を当てた報告書を作成し、ウェブサイトを通じて公表してきた。平成18年度には、大学評価・学位授与機構が大学認証評価の目的で設置した評価項目を参考とし、同評価項目のすべてについてはじめて包括的な自己点検及び評価を試みることとし、その結果を公表した。平成19年度には、平成18年度自己評価の結果を精査し、問題が見受けられた事項について改善を行った。この一連の作業には、法科大学院で教鞭をとる教員（法科大学院教授・准教授・特任教授）の全員が関与した。なかでも、原案作成には教員のおよそ半数に相当する者が携わり、結果ならびに改善策の検討は専攻会議において行われた《資料908参照》。

なお、設立以来、本法科大学院は文部科学省から「年次計画履行状況報告」の提出を求められてきているが、この中でも自己評価等において要求される検討事項と類似する事項について検討・報告が要求されており、これに答えて当該報告書の作成を行ってきている。

また、大阪市立大学には全学的なレベルで自己点検及び評価を行うための全学評価委員会が設置されており、ここでも法科大学院の教育活動等についての自己評価及び点検が行われている。さらに、公立大学法人たる大阪市立大学は、中期計画を策定するとともに、年度ごとにこの計画の実施状況報告を行うこととなっており、ここでも法科大学院の教育水準の状況・改善等にかかる報告等が行われている。大阪市立大学は、これら評価の状況を、個人情報等漏洩等の問題を生じさせるものでない限り、できるだけ公表する方針をとっており、実際にインターネット等での公開が実施されている。

本法科大学院の教育の現状は、法科大学院を紹介する冊子や、法科大学院のホームページ等でも公表されている。ここで紹介されている事柄には、法科大学院学生及び修了生のインタビュー（本法科大学院をいかに評価するか、など）も含まれる。雑誌・新聞等の取材にも積極的に応じている《別添資料15 「法科大学院案内雑誌記事」参照》。

資料908 「自己評価委員会規程」（抜粋）

（自己点検及び評価に関する活動）

第4条 委員会は、少なくとも2年に1度本専攻内の自己点検及び評価を実施し、その結果の報告書を専攻会議の議を経て、公表するものとする。

2 委員会は、前項の自己点検及び評価を行うに当たり、教育目的、教育内容及び教育方法に沿って適切な項目を設定し実施するものとし、また、結果の報告書には、本専攻における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等を示すものとする。

3 委員会は、自己点検及び評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとする。

(その他の任務)

第5条 委員会は、前条に定める活動のほか、次の事項を審議し、必要な場合には適切な措置を講じる。

- (1) 法科大学院認証評価に関する事項
- (2) 専攻長または専攻会議により自己評価委員会に付託された事項
- (3) その他本専攻内の自己点検及び評価に関する一切の事項

第6条 委員会は、前2条の任務に関して、専攻会議に提案又は報告する。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

基準9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準9－2－2に係る状況)

上記のように、本法科大学院内には自己点検及び評価を実施すべき機関として「自己評価委員会」が置かれている。その構成は、専攻長及び副専攻長を含む6名からなる《資料909 参照》【解釈指針9－2－2－1】。

自己評価委員会は、少なくとも2年に1度本法科大学院における自己点検及び評価を実施し、その結果の報告書を専攻会議の議を経て、公表するものとされている。また、委員会は、前項の自己点検及び評価を行うに当たり、教育目的、教育内容及び教育方法に沿って適切な項目を設定し実施するものとし、結果の報告書には、本専攻における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等を示すものとされている《資料908 参照》。

基準9－2－1で述べた平成18年度の自己点検及び評価の作業は、本法科大学院でははじめての包括的な試みであったため、また、平成20年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける予定をも考慮して、同機構の設定した認証評価の項目を参考として点検項目を設定することとした。平成20年度も認証評価との関係から同様に大学評価・学位授与機構の設定した認証評価の項目を参考として点検項目を設定し、自己点検及び評価を行うこととした。これまでの経験を踏まえ、今後の自己点検及び評価の実施に際しては、本法科大学院内に設置されている自己評価委員会において、認証評価機関の設定している点検項目を参考としながら本法科大学院にふさわしい適切な点検項目を設定していく予定である。

資料909 「自己評価委員会規程」(抜粋)

(組織及び任命)

第1条 委員会は、専攻長、副専攻長、法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）の構成員の中から専攻会議により選出された2名の自己評価委員、及び、次項の規定する自己評価委員が選出された場合はその委員をもって組織する。委員長は互選によって決する。

2 専攻会議は、必要に応じ、さらに自己評価委員を選出することができる。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

基準 9－2－3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9－2－3 に係る状況)

自己評価委員会は、自己点検及び評価の結果の報告書には、本専攻における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等を示すものとされている。また、委員会は、自己点検及び評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとされている。自己点検及び評価の実施には、さらに自己評価委員会のみならず、教務委員会等を含む各種委員会に所属する多くの教員が関与する。しかも、結果については専攻会議において審議され、改善策は専攻会議の審議結果を踏まえ関係する教員によって実施されてきている《資料 908 参照》。

また、基準基準 9－2－1 で述べたとおり、法科大学院という制度ならびに本法科大学院設置の趣旨・目的に照らして本法科大学院の教育活動等が適切に行われているかどうかの意見交換や反省等は日常的に実施されている。フォーマルな自己点検・評価ないし検証の結果は教員の全員により共有され、インフォーマルに学生等から聴取されたものであって重要と思料される意見・苦情等については専攻会議、FD のための会議あるいは関係委員会等への諮問ができる体制が整えられている《資料 908 参照》。

このようにして、自己点検及び評価の結果や本法科大学院において生じている問題は、法科大学院教員によって共有され、改善に向けて最善の努力が払われてきている。もっとも、自己点検及び評価等の結果、問題として把握された事柄には、財政的・人的資源の不足に由来するものが多く、これらを改善できるかどうかは財政的・人的資源を法科大学院設置者等が拠出する意欲があるかどうか次第であることが多い。この種の資源配分を法科大学院設置者に対して真摯に要求しつづけていくことが、本法科大学院として行いうる最善の努力であることが少なくない【解釈指針 9－2－3－1】。

基準9－2－4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準9－2－4に係る状況)

自己評価委員会規程4条3項によれば、自己評価委員会は、自己点検及び評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとされている《資料908参照》。

本法科大学院設置前であるが、平成14年度に、本学部・研究科として4名の学識者（五十嵐清北海道大学名誉教授、鈴木祿彌東北大学名誉教授、村上淳一東京大学名誉教授、山口定立命館大学教授）に外部評価を受けたことがあるものの、その後は実施されていない。本法科大学院としては、平成20年5月に制定された上記の自己評価委員会規程に従い、今後は少なくとも2年に1度の自己点検及び評価の結果について外部評価を受ける体制を整えている【解釈指針9－2－4－1】。

なお、既に実施済あるいは実施中である基準9－2－1に述べた「年次計画履行状況報告」は外部の者によって精査され、意見等を述べられている。大阪市立大学中期・年度計画と実施状況報告は、公立大学法人・大阪市立大学内に設置された経営審議会等（外部有識者により構成される）によって検証されている。

9-3 情報の公表

基準9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準9-3-1に係る状況)

カリキュラムの全体像（一覧表）、教育理念とカリキュラムの関係、教育方法及び時間割表については、

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html>

において公表している。

修業年限、修了要件、既修得単位の認定方法等、履修指導の方法、履修モデル（一覧表）、単位認定の方法等及び進級条件等については、

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>

において公表している。

教員組織、担当教員と担当科目名については、

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/staff.html>

において公表されており、各教員の略歴、社会的活動及び研究業績を記した法学部ウェブサイトにリンクが張られている。

法科大学院における教育に対する学生の意見については、各学年の既修者及び未修者が参加した座談会の記録を、

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/voice.html>

において公表している。

また、毎年度発行されるパンフレット《別添資料3 2008年度法学研究科法曹養成専攻パンフレット参照》にも、上記各事項の概要を掲載している。パンフレットは、年間2回開催される学内説明会及び学外の合同説明会において配布されるほか、希望者は来訪・郵送等により入手可能である。

さらに、自己評価報告書を

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/jikohyouka.html>

において公表している。

基準9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準9－3－2に係る状況)

設置者につき、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/gaiyou01.html>,

教育上の基本組織及び教員組織につき、

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/staff.html>,

収容定員及び在籍者数につき、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu00.html>

入学者選抜につき、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/senbatu01.html>,

標準修了年限につき、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>,

教育課程及び教育方法につき、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html>,

成績評価及び課程の修了につき、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>,

学費及び奨学金等の学生支援制度につき、

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/tuition.html>,

修了者の進路及び活動状況につき、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu00.html>

また、上記各事項の概要については、毎年発行するパンフレット《別添資料3 2008年度法学研究科法曹養成専攻パンフレット》及び募集要項《別添資料7 平成20(2008)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項》にも記載している【解釈指針9-3-2-1】。

9-4 情報の保管

基準9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準9-4-1に係る状況)

本法科大学院は、自己評価の基礎となる情報については、自己評価委員会が、自己点検・評価作業の過程において、研究科の組織体制上各々の事項を保管する教員及び事務職員から調査・収集を行い、必要に応じて、収集した情報を整理・加工し本評価書の作成に使用できるものとしている。

これらの収集、整理・加工した情報及び文書については、それぞれファイルとして整理し、当該年度の自己評価報告書の付属資料として法学研究科事務室において保管している【解釈指針9-4-1-1】。

「文書取り扱い要項並びに文書記号の設定について」(大阪市立大学 1961年9月4日事務局長通知)第14条によれば、文書の整理保存は、各部局において行うものとされており、したがって、法学研究科内の文書について文書管理者は法学研究科長である。同通知によれば、文書の保存期間の基準は文書の種類に応じてさまざまであるが(同通知第13条及び文書分類表)、法学研究科では、「評価に際して用いた文書」の保管については特別に、評価を受けた年から5年間は、事務職員の法科大学院担当者を管理担当者として事務室で保管することとしている。とくに、答案等の保管については、少なくとも5年間適切に保管することとしている(平成16年9月専攻会議決定事項)。【解釈指針9-4-1-2】

評価の基礎となる情報については、以上のように、評価機関の求めがあればすみやかに提出できる状態で保管されている《資料908参照》【解釈指針9-4-1-3】

【解釈指針9-4-1-2】

資料908 「文書取扱要項並びに文書記号の設定について」(抜粋)

文書取扱要項並びに文書記号の設定について

市立大学における文書の取扱については、この要項により整理する。

市立大学文書取扱要項

第13条 文書の整理及び保存種別の基準は、別に定める文書分類表による。

第14条 文書の整理保存は、各部局において行うものとする。

(出典：大阪市立大学規程集)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

管理運営の体制と実施状況について、本法科大学院に設置された法曹養成専攻会議は、多角的な視点から活発かつ充実した議論を行い、名実ともに本法科大学院の意思決定機関としての機能を果たしている。さらに本法科大学院の上位組織にあたる法学研究科における検証を受け、法学研究科全体の管理運営と法曹養成専攻の管理運営の整合性を確保している。

事務に関しては高い水準の対応・業務処理が実施されている。

財政的基礎について、基礎が不足しているために法科大学院等における教育を適切に行うことができないほどの深刻な問題が生じているという事実は確認されてはいない。

自己点検・評価については、インフォーマルな形で行われる教員・学生ないし教員間の検証作業まで含めれば、きわめて密度が濃く、充実し、高水準の点検・評価が実施されている。

情報の公表・保管は適切に実施されており、必要に応じて順次体制が整備されてきている。

2 改善を要する点

法曹養成専攻会議ほか、委員会等において審議すべき事項が多く、研究教育に割くことができたであろう時間が費やされていることがむしろ問題とみることもできる。自己点検・評価作業（とりわけ、フォーマルな、書式等を指定して行われる点検・評価作業）についても、同様である。

事務については、通常の努力により処理しうる以上の分量の業務を処理せざるを得ない状況におかれ、人員減あるいは事務機能の統合などによってこの業務量がさらに増える可能性があることが懸念されている。

財政的基礎について、この不足を理由として設置者が重要な科目の人員補充を認めないことが問題となっている。財政的基礎がより充実していれば、より充実した教育等を実施できたであろうところ、それが出来ず、個別教員の人的努力によってこれを補おうとして研究等に割くべき時間を十分にとることができなかつたり、さらには心身を痛める教員等が現れつつある。将来的にも財政的基礎がより充実したものとなるかどうかは不確実である。

情報の公表・保管に関しては、実施は適切に行われてはいるものの、今後なお一層これを制度化し、規程等を整備していくことが課題である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院は、1学年の定員が75名と比較的小規模であることもあり、専用の教室・演習室を有していない。教員による教育（講義・演習）は、法学部および他の文系学部と共に利用されている大阪市立大学杉本町（メインキャンパス）第一号館を中心に提供されている《別添資料4 2008年度時間割》。主として利用されている2つの教室は、本法科大学院の開設において、法科大学院の講義・演習用に特化した形に改修されたものである（130・131教室：定員42名（約90m²）。この2つの教室は、本法科大学院が優先的に利用できることとなっており、1年次及び2年次の法律基本科目のうちほとんどの科目をはじめとして、多くの科目がこの教室において提供されている。それ以外の科目は、受講人数により、小規模または中規模の教室を機動的に使い分けて利用している（133・134教室：定員74名（約80m²），127・137教室：定員117名（約130m²），122教室：定員180名（約180m²）など）。また、模擬裁判の授業については、いわゆる法廷教室ではないものの、可動式の机を配置する等により、授業を効果的に実施することのできる教室で提供されている（132教室（約180m²））。これらの教室は、おおむね自習室・研究室・事務室からのアクセスがよい場所に配置されている《別添資料17 本館地区各教室見取図》【解釈指針10-1-1-1】。

各学年ごとに合計3室の自習室が整備されており（1年生用：定員41名（約80m²），2年生用：定員75名（約160m²），3年生用：定員82名（約210m²）），これらは、教室及び事務室からアクセスがよい場所に配置されている。学生1人についてパーティション付きの専用の学習用の机が割当てられ、十分なスペースが確保されている。利用時間は、原則として、午前8時50分から午後9時50分まで（日・祝は、午後7時50分まで）となっており、一部の学生からは延長を望む声もあるものの、おおむね十分な利用時間が確保されている。【解釈指針10-1-1-5】

図書館として、本法科大学院には、自習室に隣接する法学部棟6階に、本法科大学院専用の資料室（約85m²）が設けられている。また、全学的な施設として、学術情報総合センター（平成8年に開館し、地上10階、地下4階建てで国内最大規模の大学図書館の機能を有する）が整備されており、本法科大学院の学生は、大学院生として、学部学生よりも優先的に各施設を利用することができる。これ加えて、法学部棟7階には、法学研究科の資料室（約380m²）が設けられており、学生は必要に応じてこれらの図書・資料も利用することができる。

常勤の専任教員には全員に個人別の研究室が与えられている。非常勤の教員には、共用の研究室が与えられており、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースが確保されている。【解釈指針10-1-1-2】

教員と学生間の面談については、専用のスペースは設けられていないものの、授業終了後の教室や教員の研究室をはじめとして、事務室の共用スペース、研究科長室及び各種の会議室などを適宜利用することにより、面談や意見交換が行われており、十分なスペースが確保されている。【解釈指針10-1-1-3】

本法科大学院の事務は、法学部および法学研究科他専攻の事務と共同で行われている。約170m²の事務室において、総数11名の事務職員（うち1名は休職中）のうち、10名の職員が事務に従事しており（残り1名は第2部事務室で勤務《資料903》），十分かつ適切なスペースが確保されている【解

釈指針10-1-1-4】。

上記の各施設及び図書館等を含む施設は、前述の通り、一部の教室については、本法科大学院の授業に優先的な利用が保障されるなど、本法科大学院がその管理に参画し、支障なく使用することができる状況にある。【解釈指針10-1-1-5】

資料1001 「法曹養成専攻自習室利用規程」（抜粋）

（利用資格）

第2条 本専攻に在籍する学生（休学中の者は除く。以下同じ。）は、自習室を利用することができる。

（利用時間）

第3条 自習室は、月曜日から土曜日までは午前8時50分より午後9時50分まで、日曜日・祝日は午前8時50分より午後7時50分までの間、利用することができる。但し、入構が禁止される期間についてはこの限りでない。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

教室には、マイク等の設備が必要に応じて備え付けられている。専任教員の研究室には、教員用机・椅子のほか、ソファー、応接台などの基本備品が備えられている。パソコンなどの機器については、法学研究科として配分された予算を用いて、教員の必要に応じて整備されている。法科大学院の授業の資料作成にあたっては、主として、法学部棟7階の資料室内に設置されたコピー機が利用されている。

各自習室には、学生1人についてパーティション付きの専用の学習用の机が割当てられているほか、共用のパソコン及びプリンターが備えられている。また、無線LANが配備され、学生が各自のコンピューターによってインターネットに接続できるようになっている。また、法学部棟6階の本法科大学院専用の資料室にも、共用のパソコン及びプリンターが備えられている。もっとも本法科大学院の開設から丸4年が経過し、一部の機材については、経年劣化が目立つものもある。学生及び教員は、これらのネットワークを介してTKCが提供する判例データベースを利用できる。

また、講義等の資料について、平成17年度より、ウェブサイト上の掲示板を通じて学生が資料をダウンロードすることのできるシステムが構築され、一部の科目において利用されている。

なお、教室における教育をコンピュータなどを用いて実施したい、あるいは、受講等をしたいという要求は、現在までのところ、教員からも学生からも存在しない。

資料1002 「法曹養成専攻自習室利用規程」(抜粋)

(設備)

第4条 自習室には、机及び椅子を設置する。使用すべき机及び椅子は、年度毎に、在籍者各自について指定する。自習室には、1室につき、パソコン及びプリンターを各1台設置する。

(貸与物)

第5条 本専攻に在籍する学生に対しては、各年度初めに、部屋の鍵、机の鍵及びランカードを貸与する。学生は当該年度中、これを自ら管理し、返却の指示があったときは、返却しなければならない。

(出典：法学研究科法曹養成専攻規程集)

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

基準10-1-1に係る状況のとおり、本法科大学院には、専用の資料室(約85m²)が設けられている。資料室の蔵書として、図書2696冊(うち加除式2タイトル)、雑誌44タイトル(判例時報、判例タイムズ、金融商事判例、金融法務事情、ジュリスト、法律時報、法学教室、法学セミナー、法曹時報、自由と正義、刑事法ジャーナル、NBL、商事法務、公正取引、知財管理、労働判例など)が配架されている。**【解釈指針10-3-1-4】**

資料室に配架される新規図書の購入については、平成19年度より、専攻会議において新刊法律図書のリスト及び学生からのリクエストリストを回覧・チェックすることにより、適時に、必要なかつ適切な図書が整備されるよう努めている。専用の資料室に対する予算配分等は、法学研究科ならびに学術情報総合センターに対するものとは厳密に分離されており、独立して図書・雑誌を充実する体制が整えられている。**【解釈指針10-3-1-1, 10-3-1-6】**

資料室の設備として、パソコン2台、プリンター1台が設置されている。学生は、ネットワークを介して、TKCが提供する判例・法律文献データベースを利用できるほか、最高裁判所調査官解説や別冊ジュリスト等の資料をDVDの利用によりプリントアウトすることができる。資料室の利用時間は、原則として、午前8時50分から午後9時50分まで(日・祝は午後7時50分まで)である。各学生には、あらかじめ資料室に入室できるカードキーが配布されている。資料室からの貸し出しは禁じられており、必要なときに学生が必要な調査・書物参照等ができる体制が整えられている。資料室の資料の複写については、資料室内に複写機が2台設置されており、学生には、あらかじめ各学年の始めに600枚分のコピーができるコピーカードが配布されている(これを超える利用の場合には、実費となる)**【資料1003 参照】****【解釈指針10-3-1-7】**

上記の専用の資料室以外にも、全学的な施設である学術情報総合センターには240万冊余りの蔵書が整備されている。また、法学研究科の資料室には、法学関係の大学の紀要や判例集を中心として、主として教員が研究用に利用する国内外の図書及び雑誌が配架されている。本法科大学院の学生も、必要に応じてこれらの図書等を利用することができる**【解釈指針10-3-1-4】**。

本法科大学院の学生専用の資料室の管理運営は、法学研究科の資料室に配属されている3名の職員が、資料の管理、図書の発注ならびに発注にかかる相談業務を行っている。これらの職員は、全員司書資格を有している。**【解釈指針10-3-1-2, 10-3-1-3, 10-3-1-5】**

資料1003 「法曹養成専攻資料室利用における暫定的な措置に関する規程」(抜粋)

(利用資格)

第2条 本専攻に在籍する学生は、法曹養成専攻資料室を利用することができる。

(利用時間)

第3条 法曹養成専攻資料室は、月曜日から土曜日までは午前8時50分より午後9時50分まで、日曜日・祝日は午前8時30分より午後7時50分まで利用することができる。ただし、入構が禁止される期間についてはこの限りでない。

(設備)

第4条 法曹養成専攻資料室には、書籍、電子資料、雑誌等を設置する。これらの資料は、帶出することができない。

2 法曹養成専攻資料室には、複写機2台を設置する。本専攻に在籍する学生に対しては、複写機用のプリペイドカード（年間600枚）を支給する。

3 法曹養成専攻資料室には、パソコン2台、プリンター1台を設置する。

（貸与物）

第5条 本専攻に在籍する学生に対しては、法曹養成専攻資料室のカードキーを貸与する。学生は在籍期間中、これらを管理し、返却の指示があったときは、返却しなければならない。

（法学研究科資料室の利用）

第6条 本専攻に在籍する学生は、必要な資料が法曹養成専攻資料室、学術情報総合センターにないときは、資料室資料管理規定に従い、学術情報総合センターの紹介状を受けた上で、法学研究科資料室の資料を利用することができる。

（出典：法学研究科法曹養成専攻規程集）

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

優れた点として、学生1人ずつに専用の学習用の机が整備されている点、専用の資料室において学習上必要な資料が適切に整備されている点、これらの諸施設が学生からアクセスしやすい場所に配置されている点、及び授業用の資料を事前にダウンロードできるシステムが整備されている点を挙げることができる。

2 改善を要する点

自習室に配備されたパソコン・プリンターについては、一部に経年劣化がみられるものがあり、定期的に更新する仕組みを整えることが検討されるべきである。また、現在のところは、十分な自習室のスペースが確保されているものの、今後、留年者の数の状況によっては、十分なスペースを確保することが難しくなる可能性がある。日・祝日の自習室の利用時間の延長についても、検討が必要であろう。さらには、専用の資料室の管理に携わるスタッフの充実および法情報調査に関する素養を確保するための方策の検討が必要である。

なお、今後の予算状況の変化により、教員の研究活動に必要な図書予算の削減が見込まれており、早急に必要な予算を確保する方策を検討する必要がある。